

2024年4月版

日本生命 保険税務のしおり

ニッセイ キーマンプラン税務のしおり

⚠️ ご注意ください

当冊子に記載されている経理処理は、2019年7月8日以降にご契約いただいた場合、および2019年7月8日以降のご契約について各種手続を行った場合の取扱いです。なお、保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については、2019年10月8日以降にご契約いただいた場合、および2019年10月8日以降のご契約について各種手続を行った場合が対象となります。

日本生命 保険税務のしおり

ニッセイ キーマンプラン税務のしおり

税務の取扱いに関するご留意点

- 税務の取扱い等については、2024年2月時点の税制・関係法令等に基づき記載しております。
- 今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務取扱等については（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。



日本生命保険相互会社

本店：〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
東京本部：〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021（ニッセイコールセンター）

ニッセイホームページ <https://www.nissay.co.jp>

監修 ●追中 徳久（税理士）
●登美 武（公認会計士）
●松木謙一郎（公認会計士・税理士）
●山形 章（公認会計士・税理士）

（㊞）日本 24-396.24/3/25, 営業教育部（No.5032）<2024.4>

日本生命保険相互会社

日本生命 保険税務のしおり

—— ニッセイ キーマンプラン税務のしおり ——

厳しい経済状況が続く中で、企業経営の核となられる方々への期待と信頼は

ますます大きくなってきております。またその責任は、そのまま会社の信用

のみならず、社会的な広がりを持っているといっても過言ではありません。

当社では、そのような重責を担う企業経営の核となられる方々に、保険商品

を通じて万一の保障や資金準備といった安心をご提供させていただければと

考えております。

当冊子では、当社が提供している保険商品の税務（会計処理）について、ご

説明いたします。

●当冊子に掲載されている経理処理は 2019 年 7 月 8 日以降にご契約いただいた場合が対象となります。

なお、保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については、2019 年 10 月 8 日以降にご契約いただいた場合が対象となります。詳しくは P95 の「ご参考 改正通達の適用時期について」をご参照ください。

●当冊子に掲載されている経理処理は、契約月と事業年度開始月が一致している契約の場合です。

月払契約で契約月が事業年度開始月と一致しない場合、契約初年度は原則として契約月から決算月までの月数分のみ経理処理していただく等の必要があります。（例えば、1 月契約で 3 月末決算の場合、1～3 月の 3 カ月分）ただし、短期前払費用（法人税基本通達 2-2-14 参照）に該当する年払契約の場合は、契約月が事業年度開始月と一致しない場合でも保険料支払時に支払った保険料全額を経理処理することが認められています。

●当冊子では、保険料などの取扱いおよび経理処理（例）を記載しておりますが、勘定科目は一般的に使用されており、適切と思われるものを使用しております。

目次

第一章 各保険種類における経理処理

各保険種類における経理処理のまとめ	3
当社商品における税務の取扱いについて	7

1. 定期保険および第三分野保険の経理処理	
1-1. ①長期定期保険（スーパーフェニックス）・ ②傷害保障重点期間設定型長期定期保険（プラチナ フェニックス）・③通増定期保険・⑤みらいのカタチ [定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)（有期）・ 介護保障(有期)・身体障がい保障] の経理処理	8
1-2. ④長期定期保険（ジャストタム）の経理処理	14
1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院 継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理	23
1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合（終身）・がん医療（終身）・ 認知症保障(終身)]の経理処理	26
1-5. ⑧みらいのカタチ [生存給付金付定期] の経理処理	29
2. その他商品の経理処理	
2-1. ⑨みらいのカタチ [終身] の経理処理	32
2-2. ⑩みらいのカタチ [新3大疾病保障(死亡保障100%型) （終身）・介護保障(終身)] の経理処理	34
2-3. ⑪みらいのカタチ [養老] の経理処理	44
2-4. ⑫みらいのカタチ [年金] の経理処理	48
2-5. ⑬みらいのカタチ [パッケージプラン] の経理処理	52
2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険（グランエイジ）の経理処理	56

第二章 各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達36-37)	60
2. 契約貸付に関する経理処理	66
3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理	67
4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理	78
5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理	82
6. 保険金額等を減額した場合の経理処理	84
7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理	85
8. 払済保険に変更した場合の経理処理	87
9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理	90
10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理	91
11. 特別条件付契約の保険料の経理処理	92

第三章 根拠基本通達・個別通達

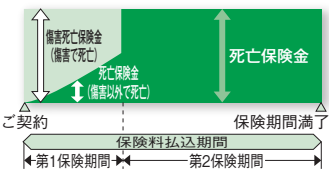
「定期保険及び第三分野に係る保険料の取扱い」	93
ご参考 改正通達の適用時期について	95
ご参考 定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱いにおける、 年換算保険料相当額が30万円以下か否かの判定方法について	96
ご参考 「契約内容の変更」に該当する取扱いについて	96
ご参考 「契約内容の変更」に伴う具体的な処理について	97
ご参考 解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険における、 当該事業年度に支払った保険料の額が30万円以下か否かの判定方法について	97
「法人契約の生命保険に係る税務取扱い」	98
法人が契約する個人年金保険に係る法人税の取扱いについて	98
身体の傷害に基因して支払いを受ける給付金等の取扱いについて	100
保険契約等に関する権利の評価	100

各保険種類における経理処理のまとめ

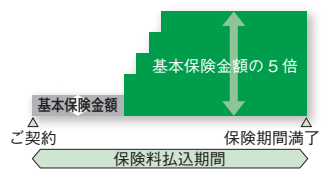
① 長期定期保険
(スーパーフェニックス)



② 傷害保障重点期間設定型
長期定期保険
(プラチナフェニックス)



③ 逓増定期保険



④ 長期定期保険(短期払)
(ジャストタム)



P8へ

経理処理が必要な時	受取人	法人	役員・従業員の遺族*1
保険料支払時		以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う	
		タイプ①：最高解約返戻率*2が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合	

P14へ

経理処理が必要な時	受取人	法人	役員・従業員の遺族*1
保険料支払時 (保険料払込期間中)		○支払保険料の全額を資産計上し、その金額から「経理処理上の当期分保険料」*3を取崩す ○取崩した「経理処理上の当期分保険料」について、以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う	
		タイプ①：最高解約返戻率*2が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合	
保険料払込期間満了後		○保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額から、「経理処理上の当期分保険料」*3を取崩す ○取崩した「経理処理上の当期分保険料」について、以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う	
		タイプ①：最高解約返戻率*2が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合	

⑤ みらいのカタチ
[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]

- 定期
- 新3大疾病保障(死亡保障100%型)
- 介護保障
- 身体障がい保障

P52へ

経理処理が必要な時	受取人	法人	役員・従業員および役員・従業員の遺族*1
保険料支払時		保険契約毎に、以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う	
		タイプ①：最高解約返戻率*2が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合	

⑥ みらいのカタチ
[入院総合(有期)・がん医療(有期)入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]

- 入院総合
- がん医療
- 入院継続時収入サポート
- 認知症保障

P23へ

経理処理が必要な時	受取人	法人	役員・従業員および役員・従業員の遺族*1
保険料支払時		全額を損金に算入	

⑦ みらいのカタチ
[入院総合(終身)・がん医療(終身)・認知症保障(終身)]

- 入院総合
- がん医療
- 認知症保障

P26へ

経理処理が必要な時	受取人	法人	役員・従業員および役員・従業員の遺族*1
保険料支払時 (保険料払込期間中)		○支払保険料の全額を資産計上し、その金額から「経理処理上の当期分保険料」*3を取崩す ○取崩した「経理処理上の当期分保険料」を損金に算入 ※入院総合保険・がん医療保険について、1被保険者あたりの当該事業年度の支払保険料が30万円以下(複数契約(他社含む))に加入している場合はそれらも合算)の場合は全額損金算入	
保険料払込期間満了後		保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額を保険料払込期間満了後から計算上の保険期間*4満了までの期間で均等に取崩して損金に算入	

*1 役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、保険料の全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与については損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。(役員または従業員の全部または大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員または従業員の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その保険料の額のうちその同族関係者である役員または従業員に係る部分の金額については、これらの者に対する給与となります。)

*2 最高解約返戻率とは、保険期間中の解約返戻率のうち、最も高くなる解約返戻率をいいます。解約返戻率は、解約払戻金額を払込保険料の合計額で除した割合であり、各保険年度末における割合を用います。

*3 経理処理上の当期分保険料＝年払保険料×保険料払込期間÷保険期間(月払契約の場合は、月払保険料×(保険料払込期間×12)÷(保険期間×12))

*4 計算上の保険期間とは、契約日から被保険者の年齢が116歳になる日までとなります。

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③逓増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエッジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

⑧ **みらいのカタチ** P29へ

受取人	
経理処理が必要な時	法人
保険料支払時	以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う タイプ①：最高解約返戻率*1が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合 ※最高解約返戻率の算出にあたっては、解約払戻金に生存給付金を含めて計算

(注) 受取人を役員・従業員の遺族とした場合の支払保険料の経理処理については、所轄の国税局・税務署等へご確認ください。

⑨ **みらいのカタチ** P32へ

受取人		受取人	
経理処理が必要な時	法人	役員・従業員の遺族	
保険料支払時	資産計上	給与*2	

⑩ **みらいのカタチ** P34へ

受取人		受取人	
経理処理が必要な時	法人	役員・従業員および役員・従業員の遺族*3	
保険料支払時 (保険料払込期間中)	○支払保険料の全額を資産計上し、その金額から「経理処理上の当期分保険料」を取崩す ○取崩した「経理処理上の当期分保険料」*5について、以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う タイプ①：最高解約返戻率*1が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合		
保険料払込期間満了後	○保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額から、「経理処理上の当期分保険料」*5を取崩す ○取崩した「経理処理上の当期分保険料」について、以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う タイプ①：最高解約返戻率*1が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合		

※⑨みらいのカタチ〔終身〕と同様の経理処理を行っても差支えありません。

⑪ **みらいのカタチ** P44へ

受取人		死亡保険金	満期保険金	死亡保険金	満期保険金	死亡保険金	満期保険金
経理処理が必要な時	法人	役員・従業員の遺族	役員・従業員	役員・従業員	役員・従業員	役員・従業員の遺族	法人
保険料支払時	資産計上	給与*2	1/2資産計上 1/2損金算入*3				

⑫ **みらいのカタチ** P48へ

受取人		死亡保険金	年金	死亡保険金	年金	死亡保険金	年金
経理処理が必要な時	法人	役員・従業員の遺族	役員・従業員	役員・従業員の遺族	法人		
保険料支払時	資産計上	給与*2	9/10資産計上 1/10損金算入*3				

⑬ **みらいのカタチ** P52へ

受取人		法人	役員・従業員および役員・従業員の遺族*3
経理処理が必要な時	終身保険の保険料	資産計上	給与*2
保険料支払時	・定期保険 ・新3大疾病保障保険(死亡保障100%型) ・身体障がい保障保険 ・介護保障保険	保険契約毎に、以下の①～④のタイプに区分し、経理処理を行う タイプ①：最高解約返戻率*1が50%以下となる場合 タイプ②：最高解約返戻率が50%超70%以下となる場合 タイプ③：最高解約返戻率が70%超85%以下となる場合 タイプ④：最高解約返戻率が85%超となる場合	
	の保険料 ・新3大疾病保障保険(死亡保障10%型) ・特定重度疾病保障保険 ・入院総合保険 ・特定損傷保険	の保険料 ・新3大疾病保障保険(死亡保障10%型) ・特定重度疾病保障保険 ・入院総合保険 ・特定損傷保険	
		全額を損金に算入*3	

⑭ **低解約払戻金型長寿生存保険** P56へ

受取人		死亡払戻金	年金	死亡払戻金	年金
経理処理が必要な時	法人	役員の遺族	法人		
保険料支払時	資産計上	9/10資産計上 1/10給与*4			

- *1 最高解約返戻率とは、保険期間の解約返戻率のうち、最も高くなる解約返戻率をいいます。解約返戻率は、解約払戻金額を払込保険料の合計額で除した割合であり、各保険年度末における割合を用います。
- *2 保険料の全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与については損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。
- *3 役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与については損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。(役員または従業員の全部または大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員または従業員の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その保険料の額のうちの同族関係者である役員または従業員に係る部分の金額については、これらの者に対する給与となります。)
- *4 給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与については損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。
- *5 経理処理上の当期分保険料＝年払保険料×保険料払込期間÷保険期間(月払契約の場合は、月払保険料×(保険料払込期間×12)÷(保険期間×12))

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ〔定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ〔入院総合・がん医療・認知症保障(終身)〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ〔生存給付金付定期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ〔パッケージプラン〕の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

当社商品における税務の取扱いについて

『「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）』等の主な取扱い

『法人税基本通達 9-3-5（定期保険及び第三分野保険に係る保険料）』『9-3-5 の 2（定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い）』等の主な取扱いは以下のとおりとなります。

保険料を支払った場合、下表の保険契約の最高解約返戻率^{*1}の区分に応じて、それぞれ以下のとおり経理処理を行います。

- (1) 当該事業年度に下表の資産計上期間がある場合、支払保険料のうち、下表の資産計上額を資産に計上し、残額を損金算入します。
- (2) 当該事業年度が、下表の資産計上期間および資産取崩期間の間の期間(全額損金算入期間)にある場合、支払保険料全額を損金算入します。
- (3) 当該事業年度に下表の資産取崩期間がある場合、支払保険料全額を損金算入します。
また、(1) で資産に計上した金額の累計額を、下表の資産取崩期間で均等に取崩し、損金算入します。

タイプ	最高解約 返戻率	資産計上期間*3	資産計上額	資産取崩期間*3
①	50% 以下	全期間にわたり、資産計上不要(支払保険料全額を損金算入)		
②	50% 超 70% 以下 *2	保険期間開始から 当初4割相当期間まで	支払保険料×0.4 (残額を損金算入)	保険期間の当初7.5割 相当期間経過後から 保険期間満了日まで
③	70% 超 85% 以下		支払保険料×0.6 (残額を損金算入)	
④	85% 超	I：保険期間開始から最高解約 返戻率となる期間(保険年度) まで II：Iの期間経過後において、年 換算保険料相当額*4に対する 解約払戻金の年間増加割合*5 が7割を超える期間があれば、 保険期間開始からその期 間まで III：IまたはIIの期間が5年未 満の場合は、5年間 (保険期間10年未満の場合 は、保険期間の1/2期間)	●契約日から10年間： 支払保険料×最高解約返 戻率×0.9 (残額を損金算入) ●契約日から11年目以降： 支払保険料×最高解約返 戻率×0.7 (残額を損金算入)	解約払戻金額が最も 高い金額となる期間 経過後から保険期間 満了日まで ただし、IIIの場合、 資産計上期間の経過 後から保険期間満了 日まで

●タイプ⑤ 【解約払戻金相当額のない(ごく少額の払戻金がある場合を含む)かつ短期払の定期保険または第三分野保険】
支払保険料を全額資産計上したうえで、保険料支払時に一定額を取崩し、損金に算入してください。
ただし、1 被保険者あたりの当該事業年度の支払保険料の合計額が 30 万円以下の場合、保険料全額を損金に算入してください。
1 被保険者が複数のご契約に加入している場合(他社契約含む)合計額で判定します。なお、認知症保障保険(終身)は当取扱いの対象外です。

●タイプ⑥ 【対象商品：終身保険、年金保険、養老保険】
支払保険料全額を資産計上してください。なお、保険金等の受取人がすべて法人である場合に限りです。

- * 1 最高解約返戻率とは、保険期間中の解約返戻率のうち、最も高くなる解約返戻率をいいます。
解約返戻率は、解約払戻金額を払込保険料の合計額で除した割合であり、各保険年度末における割合を用います。
- * 2 1 被保険者あたりの年換算保険料相当額が 30 万円以下の場合、支払保険料全額を損金に算入してください。なお、1 被保険者がタイプ②に該当する複数のご契約(他社も含む)に加入している場合、それらの合計額で判定します。
- * 3 実際の経理処理に際しては、各期間について年末満の端数が生じる場合、月単位で経理処理してください。
なお、資産計上期間については月末満の端数を切捨て、資産取崩期間については月末満の端数を切上げてください。
- * 4 年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいいます。
- * 5 以下の算式にて計算します。
(当年度の解約払戻金相当額－前年度の解約払戻金相当額)÷年換算保険料相当額

1-1.定期保険〔^①長期定期保険(スーパーフェニックス) ^②傷害保障重点期間設定型長期定期保険^③遡増定期保険^⑤みらいのカタチ(定期・新3大疾病保障(死亡保障 100% 型) (有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障)〕の経理処理

契約形態Ⅰ		契約形態Ⅱ	
契約者	法人	契約者	法人
被保険者	役員・従業員	被保険者	役員・従業員
死亡保険金受取人	法人	死亡保険金受取人	役員・従業員の遺族

※給付金および生前給付型保険金の受取人は以下のとおりです。

契約形態Ⅰ：契約者
契約形態Ⅱ：被保険者

1. 保険料支払時

タイプ①：最高解約返戻率が 50% 以下となる場合

全期間にわたり、支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	借方	貸方
		定期保険料 20 万円	当座預金 20 万円

タイプ②：最高解約返戻率が 50%超 70%以下となる場合

※ 被保険者 1 名あたりの年換算保険料相当額が 30 万円以下の場合(タイプ②に該当する複数のご契約(他社商品も含む)に加入されている場合はそれらを合算して判定します。)は、タイプ①と同様の取扱いとなります。なお、当ページ記載の例では、以下の計算式から年換算保険料相当額が 30 万円超となるため、タイプ②の取扱いとなります。

年換算保険料相当額：月払保険料× 12 カ月×保険料払込期間÷保険期間(20 万円× 12 カ月× 60 年÷ 60 年＝240 万円)

[各例における前提：●保険期間 60 年 ●最高解約返戻率 65%]

A. 保険期間の当初 4 割相当期間

支払保険料の 4 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	保険期間の当初 4 割相当期間 (= 24 年)	
		借方	貸方
		前払保険料 8 万円 定期保険料 12 万円	当座預金 20 万円
		●前払保険料の計上額・・・20万円×4 / 10＝8万円	

B. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで(= 21 年)	
		借方	貸方
		定期保険料 20 万円	当座預金 20 万円

C. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで

支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。あわせて、A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。 あわせて A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額(2,304 万円)を C の期間(15 年)で均等に取崩し損金に算入した。	保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで(= 15 年)	
		借方	貸方
		定期保険料 32.8 万円	当座預金 20 万円 前払保険料 12.8 万円

<前払保険料の取崩額について>

- A の期間に資産に計上した前払保険料の累計額)・・・8 万円× 12 カ月× 24 年＝2,304 万円
- C の期間で均等に取崩す額・・・2,304 万円÷(12 カ月×15 年)＝ 12.8 万円

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③遡増定期保険・⑤みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障 100% 型) (有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障 100% 型) (終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

タイプ③：最高解約返戻率が 70% 超 85% 以下となる場合

〔各例における前提：●保険期間 60 年 ●最高解約返戻率 75%〕

A. 保険期間の当初 4 割相当期間

支払保険料の 6 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間の当初 4 割相当期間 (= 24 年)

借方		貸方	
前払保険料	12 万円	当座預金	20 万円
定期保険料	8 万円		

●前払保険料の計上額・・・20 万円× 6 / 10 = 12 万円

B. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで (= 21 年)			
		借方		貸方	
		定期保険料	20 万円	当座預金	20 万円

C. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで

支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。あわせて、A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。
あわせて A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額 (3,456 万円) を C の期間 (15 年) で均等に取崩し損金に算入した。

借方

貸方

定期保険料	39.2 万円	当座預金 前払保険料	20 万円 19.2 万円
-------	---------	---------------	------------------

<前払保険料の取崩額について>

●A の期間に資産に計上した前払保険料の累計額

●C の期間で均等に取崩す額

$\cdot \cdot \cdot 12 \text{ 万円} \times 12 \text{ カ月} \times 24 \text{ 年} = 3,456 \text{ 万円}$
 $\cdot \cdot \cdot 3,456 \text{ 万円} \div (12 \text{ カ月} \times 15 \text{ 年}) = 19.2 \text{ 万円}$

タイプ④：最高解約返戻率が 85% 超となる場合

〔各例における前提：●保険期間 70 年 ●最高解約返戻率 90% (20 年目に到達)
●解約払戻金の増加割合が 7 割を超える期間 19 年目まで
●解約払戻金額が最も高くなる年度 40 年目〕

A *1. 保険期間開始から最高解約返戻率に達する保険年度までの期間※

※「年換算保険料相当額に対する解約払戻金の年間増加割合が 70% 超の期間」の方が長い場合は、保険期間開始からその期間の終わりまで

<保険期間の当初 10 年間>
〔支払保険料×最高解約返戻率× 0.9〕を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間開始から当初 10 年間

借方		貸方	
前払保険料	16.2 万円	当座預金	20 万円
定期保険料	3.8 万円		

●前払保険料の計上額・・・20 万円× 90% × 0.9 = 16.2 万円

<ご契約から 11 年目以降>
〔支払保険料×最高解約返戻率× 0.7〕を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。

11 年目以降最高解約返戻率に達する保険年度まで (= 10 年)

借方		貸方	
前払保険料	12.6 万円	当座預金	20 万円
定期保険料	7.4 万円		

●前払保険料の計上額・・・20 万円× 90% × 0.7 = 12.6 万円

B *2. A の期間経過後から解約払戻金額が最も高くなる保険年度まで

支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	最高解約返戻率に達する保険年度経過後から解約払戻金額が最も高くなる保険年度まで (= 20 年)			
		借方		貸方	
		定期保険料	20 万円	当座預金	20 万円

C. 解約払戻金額が最も高くなる保険年度経過後から保険期間満了日まで

支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。あわせて、A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。
あわせて A の期間で資産計上した前払保険料の累計額 (3,456 万円) を C の期間 (30 年) で均等に取崩し損金に算入した。

解約払戻金額が最も高くなる保険年度経過後から保険期間満了日まで (= 30 年)

借方		貸方	
定期保険料	29.6 万円	当座預金 前払保険料	20 万円 9.6 万円

<前払保険料の取崩額について>

● A の期間に資産に計上した前払保険料の累計額

$$126 \text{ 万円} \times 12 \text{ カ月} \times 10 \text{ 年} = 1,944 \text{ 万円}$$

$$1,944 \text{ 万円} + 1,512 \text{ 万円} = 3,456 \text{ 万円}$$

$$126 \text{ 万円} \times 12 \text{ カ月} \times (20 \text{ 年} - 10 \text{ 年}) = 1,512 \text{ 万円}$$

● C の期間で均等に取崩す額

$$3,456 \text{ 万円} \div (12 \text{ カ月} \times 30 \text{ 年}) = 9.6 \text{ 万円}$$

- * 1 A の期間が 5 年未満となる場合は、ご契約から 5 年間となります。(この場合で、保険期間が 10 年未満の場合は、保険期間の当初 5 割相当期間が資産計上期間となります。)この場合、A の期間経過後に C に記載の経理処理を行ってください。(B の期間がないため、B の経理処理を行う必要はありません。)
- * 2 A の期間と解約払戻金額が最も高くなる保険年度が同一の場合は、A の期間経過後に C に記載の経理処理を行ってください。(B の期間がないため、B の経理処理を行う必要はありません。)

(注)ただし、契約形態Ⅱの場合かつ役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、期間の経過にかかわらず全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険 (スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険 (プラチナフェニックス)・
③逆増定期保険・⑥みらいの
カタチ [定期・新 3 大疾病保
障 (死亡保障 100% 型) (有
期)・介護保障 (有期)・
身体障がい保障] の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム) の
経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ [入
院総合 (有期)・がん医
療 (有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障 (有期)] の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障 (終
身)] の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期] の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身] の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ [新 3
大疾病保障・死亡保障
100% 型] (終身)・介護
保障 (終身) の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老] の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金] の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険 (グランエイジ)
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例	当期の配当金 10 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 2 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。		
		借方	貸方
		配当金積立金 12 万円	雑収入 12 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例	積立配当金 10 万円を引出した。		
		借方	貸方
		当座預金 10 万円	配当金積立金 10 万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 保険金受取時

〔契約形態Ⅰの場合〕

死亡保険金受取時^(注)

死亡保険金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入として益金に算入してください。

例	死亡保険金および積立配当金 10,150 万円を受取った。このとき、前払保険料は 3,000 万円、配当金積立金は 150 万円とする。		
		借方	貸方
		当座預金 10,150 万円	前払保険料 3,000 万円 配当金積立金 150 万円 雑収入 7,000 万円

死亡退職金・弔慰金支払時

法人の退職金・弔慰金規程等により支払った場合、原則としてその金額は退職金・福利厚生費として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。（役員と特殊の関係にある従業員*¹を含みます。当冊子に掲載している他の商品の解約払戻金を退職金として支払った場合の取扱いについても同様となります。）

例	死亡退職金として 3,000 万円、弔慰金として 300 万円を支払った。		
		借方	貸方
		退職金 3,000 万円 福利厚生費* ² 300 万円	当座預金 3,300 万円

3大疾病保険金・介護保険金・身体障がい保険金の受取時^(注)

例	3大疾病保険金および積立配当金 2,010 万円を受取った。このとき、前払保険料は 200 万円、配当金積立金は 10 万円とする。		
		借方	貸方
		当座預金 2,010 万円	前払保険料 200 万円 配当金積立金 10 万円 雑収入 1,800 万円

- *¹ 役員と特殊の関係にある従業員を含みます。具体的には、以下の者をいいます。
(i) 役員の親族(6 親等内の血族・配偶者・3 親等内の姻族) (iii) (i)および(ii)以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
(ii) 役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者 (iv) (ii)および(iii)の者と生計を一にするこれらの者の親族
- *² 原則として業務上の死亡の場合には普通給与の 3 年分相当額、業務上の死亡でない場合は普通給与の半年分相当額を超える弔慰金は、死亡退職金とみなされます。

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との 差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

3大疾病保険金・介護保険金の年金受取時

(1)年金受取の選択時

前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、保険金額および積立配当金の全額を年金積立保険料(取崩用の資産勘定)へ振替え、資産計上してください。取崩額と年金積立保険料との差額は、雑収入として益金に算入してください。

例	3大疾病保険金および積立配当金の合計額 2,010 万円を受取ることが確定し、5 年確定年金を選択した。 このとき、前払保険料は 200 万円、配当金積立金は 10 万円とする。		
		借方	貸方
		年金積立保険料 2,010 万円	前払保険料 200 万円 配当金積立金 10 万円 雑収入 1,800 万円

(2)年金受取時

(1)で年金積立保険料として資産計上した金額から以下の算式による金額を取崩し、受取額との差額は雑収入として益金に算入してください。

$$\text{取崩額} = \text{年金積立保険料} \times \frac{\text{年金年額} * 1}{\text{年金受取見込総額} * 2}$$

- *¹ 年金開始後の配当金を含まない。
*² 年金受取見込総額＝年金年額×年金受取期間(確定年金の場合)

例	5 年確定年金で、1 年目の年金として 403 万円と年金開始後の配当金 1 万円をあわせて 404 万円を受取った。 また、年金受取選択時の年金積立保険料は 2,010 万円、年金受取見込総額は 2,015 万円(403 万円× 5 回)とする。		
		借方	貸方
		当座預金 404 万円	年金積立保険料 402 万円 雑収入 2 万円

$$\text{取崩額} = 2,010 \text{ 万円} \times \frac{403 \text{ 万円}}{2,015 \text{ 万円}} = 402 \text{ 万円}$$

※2年目以降の年金受取時も、(2)と同様の経理処理を行うこととなります。
※年金受取については、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は利用できません。

特定疾病診断保険金・がん要精検後検査等給付金の受取時

例	特定疾病診断保険金 200 万円を受取った。		
		借方	貸方
		当座預金 200 万円	雑収入 200 万円

*特定疾病診断保険金・がん要精検後検査等給付金の受取時は、その後も保険契約が継続するため、前払保険料および配当金積立金の取崩しは不要です。

見舞金支払時

例	受取った特定疾病診断保険金のうち 5 万円を見舞金規程等に基づき見舞金として被保険者に支払った。		
		借方	貸方
		福利厚生費* 5 万円	当座預金 5 万円

*法人の福利厚生規程等により見舞金を支払った場合、社会通念上妥当な金額は損金算入できますが、これを超える金額は給料・報酬となります。
(役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。)

〔契約形態Ⅱの場合〕

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、前払保険料および配当金積立金に資産計上額がある場合は、資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入する必要があります。

例	被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき、前払保険料は 3,000 万円、配当金積立金は 150 万円とする。		
		借方	貸方
		雑損失 3,150 万円	前払保険料 3,000 万円 配当金積立金 150 万円

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける保険金については、全額非課税となるため課税は発生しません。（所得税基本通達 9－21）

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパー
フェニックス）・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険（プラチナフェニックス）・
③途増定期保険・④みらいの
カタチ〔定期・新3大疾病保
障（死亡保障100％型）（有
期）・介護保障（有期）・
身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険
（ジャストターム）
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入
院総合（有期）・がん医
療（有期）・入院継続時
収入サポート・認知症
保障（有期）〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
〔入院総合・がん医
療・認知症保障（終
身）〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
〔生存給付金付定
期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3
大疾病保障・（死亡保障
100％型）（終身）・介護
保障（終身）〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
〔パッケージプラン〕
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険（グランエイジ）
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
（所得税基本通達 36-37）

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

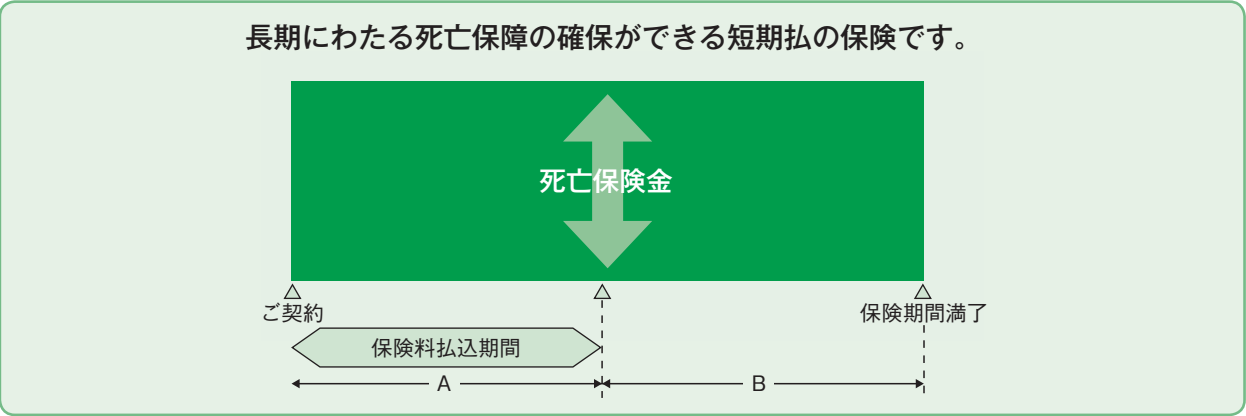
1-2. 定期保険〔④長期定期保険(ジャストターム)〕の経理処理

契約形態Ⅰ		契約形態Ⅱ	
契約者	法人	契約者	法人
被保険者	役員・従業員	被保険者	役員・従業員
死亡保険金受取人	法人	死亡保険金受取人	役員・従業員の遺族

1. 保険料支払時の経理処理

タイプ①：最高解約返戻率が 50%以下となる場合

[各例における前提：●保険期間 40 年 ●保険料払込期間 10 年 ●最高解約返戻率 45%]



A. 保険料払込期間中

支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上してください。そのうち、「経理処理上の当月分保険料」*の全額を定期保険料として損金に算入してください。

* 経理処理上の当月分保険料＝月払保険料× 12 カ月÷保険料払込期間÷(保険期間× 12 カ月)

例

月払保険料として 20 万円を支払った。

保険料払込期間中(=10 年)

借方		貸方	
前払保険料	15 万円	当座預金	20 万円
定期保険料	5 万円		

●経理処理上の当月分
保険料

$\dots 20 \text{ 万円} \times (12 \text{ カ月} \times 10 \text{ 年}) \div (12 \text{ カ月} \times 40 \text{ 年}) = 5 \text{ 万円}$

B. 保険料払込期間満了後から保険期間満了日まで

A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例

A の期間に資産に計上した前払保険料の累計額 (1,800 万円) を B の期間 (30 年) で均等に取崩し損金に算入した。

保険料払込期間満了後から保険期間満了日まで(＝30 年)

借方		貸方	
定期保険料	5 万円	前払保険料	5 万円

< A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額>
(20 万円－ 5 万円)×(12 カ月×10 年)=1,800 万円

● B の期間で均等に取崩す額

・・・1,800 万円÷(12 カ月× 30 年)= 5 万円

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時^(注)

解約払戻金を受取った場合には、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例

解約して 4,150 万円を受取った。このとき、前払保険料は 3,000 万円、配当金積立金は 150 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	4,150 万円	前払保険料	3,000 万円
		配当金積立金	150 万円
		雑収入	1,000 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。
ただし、役員等*¹ の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。(当冊子に掲載している他の商品の解約払戻金を退職金として支払った場合の取扱いについても同様となります。)

例

解約時受取額 4,150 万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	4,150万円	当座預金	××××万円
		預り金 ^{*2}	×××万円

- * 1 役員と特殊の関係にある従業員を含みます。具体的には、以下の者をいいます。
(i) 役員の親族(6 親等内の血族・配偶者・3 親等内の姻族) (iii) (i) および(ii) 以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
(ii) 役員と事実上婚姻関係と同様の関係にある者 (iv) (ii) および(iii) の者と生計を一にするこれらの者の親族
- * 2 この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

(注) 「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③連増定期保険・⑤みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストターム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

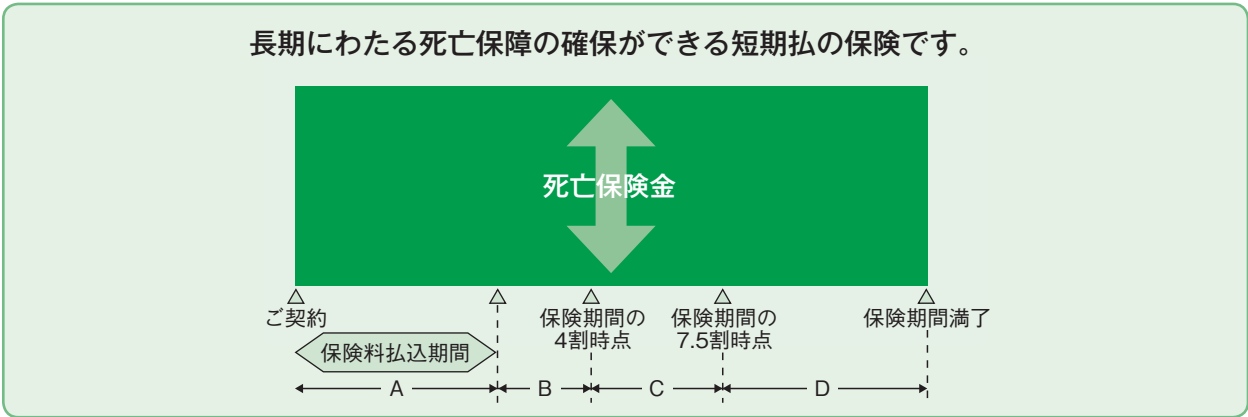
第三章 根拠基本通達・個別通達

タイプ②：最高解約返戻率が 50% 超 70% 以下となる場合

※ 被保険者 1 名あたりの年換算保険料相当額が 30 万円以下の場合(タイプ②に該当する複数のご契約(他社商品も含む)に加入されている場合はそれらを合算して判定します。)は、タイプ①と同様の取扱いとなります。
なお、当ページ記載の例では、以下の計算式から年換算保険料相当額が 30 万円超となるため、タイプ②の取扱いとなります。

年換算保険料相当額：月払保険料×12 カ月×保険料払込期間÷保険期間＝20 万円×12 カ月×10 年÷40 年＝60 万円

[各例における前提：●保険期間 40 年 ●保険料払込期間 10 年 ●最高解約返戻率 65%]



A. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間

(1) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(2) 「経理処理上の当月分保険料」のうち、4 / 10 を前払保険料として資産に計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中 (= 10 年)

借方		貸方	
前払保険料	17 万円	当座預金	20 万円
定期保険料	3 万円		

●経理処理上の当月分保険料 …… 20 万円×(12 カ月×10 年)÷(12 カ月×40 年)＝5 万円

< A-(1) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額 …… 20 万円－5 万円＝15 万円

< A-(2) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額 …… 5 万円×4 / 10＝2 万円

●定期保険料として損金算入する金額 …… 5 万円－2 万円＝3 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
15 万円＋2 万円＝17 万円

B. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
取崩した「経理処理上の当月分保険料」の 4 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後 (= 6 年)

借方		貸方	
前払保険料	2 万円	前払保険料	5 万円
定期保険料	3 万円		

●経理処理上の当月分保険料 …… 5 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
5 万円×4 / 10＝2 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >
5 万円－2 万円＝3 万円

C. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで (=14 年)

借方		貸方	
定期保険料	5 万円	前払保険料	5 万円

D. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩して全額を損金算入した。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額(384 万円)を D の期間(10 年)で均等に取崩して損金に算入した。

保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで (= 10 年)

借方		貸方	
定期保険料	8.2 万円	前払保険料	8.2 万円

●経理処理上の当月分保険料 …… 5 万円

●A-(2) と B で資産に計上した …… (2 万円×12 カ月×10 年)＋(2 万円×12 カ月×6 年)＝384 万円

●D の期間で均等に取崩す額 …… 384 万円÷(12 カ月×10 年)＝3.2 万円

< 当月定期保険料として損金算入する額 >
5 万円＋3.2 万円＝8.2 万円

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・(死亡保障
100%型)(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

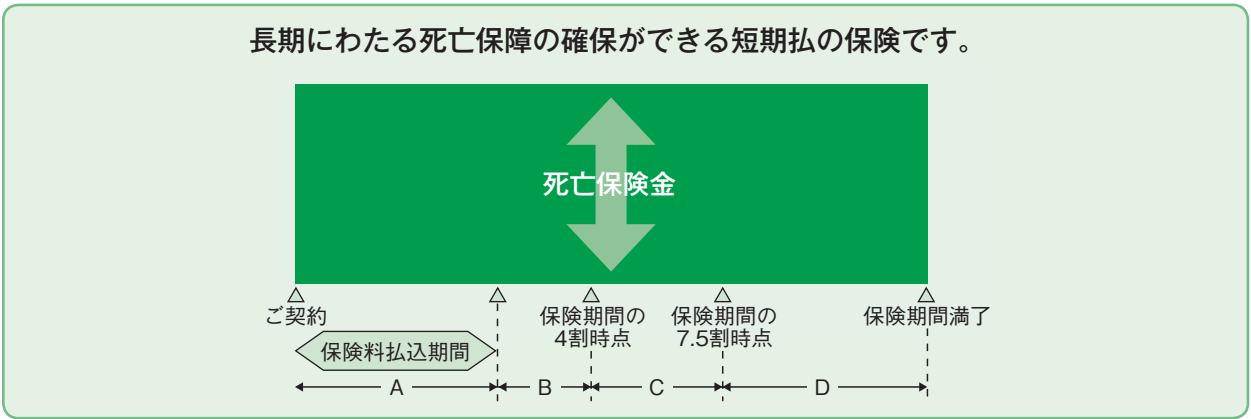
10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

タイプ③：最高解約返戻率が 70%超 85%以下となる場合

[各例における前提：●保険期間 40 年 ●保険料払込期間 10 年 ●最高解約返戻率 75%]



A. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中

(1) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(2) 「経理処理上の当月分保険料」のうち、6 / 10 を前払保険料として資産に計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中 (= 10 年)

借方		貸方	
前払保険料	18万円	当座預金	20万円
定期保険料	2万円		

●経理処理上の当月分保険料 …… 20 万円×(12 カ月×10 年)÷(12 カ月×40 年)= 5 万円

< A-(1) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額 …… 20 万円－ 5 万円= 15 万円

< A-(2) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額 …… 5 万円× 6 / 10 = 3 万円

●定期保険料として損金算入する金額 …… 5 万円－ 3 万円= 2 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
15 万円 + 3 万円 = 18 万円

B. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後

A- (1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
取崩した「経理処理上の当月分保険料」の 6 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A- (1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後 (= 6 年)

借方		貸方	
前払保険料	3万円	前払保険料	5万円
定期保険料	2万円		

●経理処理上の当月分保険料 …… 5 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
5 万円× 6 / 10 = 3 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >
5 万円－ 3 万円 = 2 万円

C. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

A- (1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A- (1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで (=14 年)

借方		貸方	
定期保険料	5万円	前払保険料	5万円

D. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで

A- (1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。加えて、A- (2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例 A- (1) で資産に計上した前払保険料の金額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩して全額を損金算入した。加えて、A- (2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額 (576 万円) を D の期間 (10 年) で均等に取崩して損金に算入した。

保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで (= 10 年)

借方		貸方	
定期保険料	9.8万円	前払保険料	9.8万円

●経理処理上の当月分保険料 …… 5 万円

●A- (2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額 …… (3 万円× 12 カ月× 10 年) + (3 万円× 12 カ月× 6 年) = 576 万円

●D の期間で均等に取崩す額 …… 576 万円÷ (12 カ月× 10 年) = 4.8 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >
5 万円 + 4.8 万円 = 9.8 万円

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険 (スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険 (プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ [定期・新 3 大疾病保
障 (死亡保障 100% 型) (有
期)・介護保障 (有期)・
身体障がい保障] の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ [入
院総合 (有期)・がん医
療 (有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障 (有期)] の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障 (終
身)] の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期] の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身] の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ [新 3
大疾病保障・(死亡保障
100% 型) (終身)・介護
保障 (終身)] の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老] の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金] の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険 (グランエイジ)
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

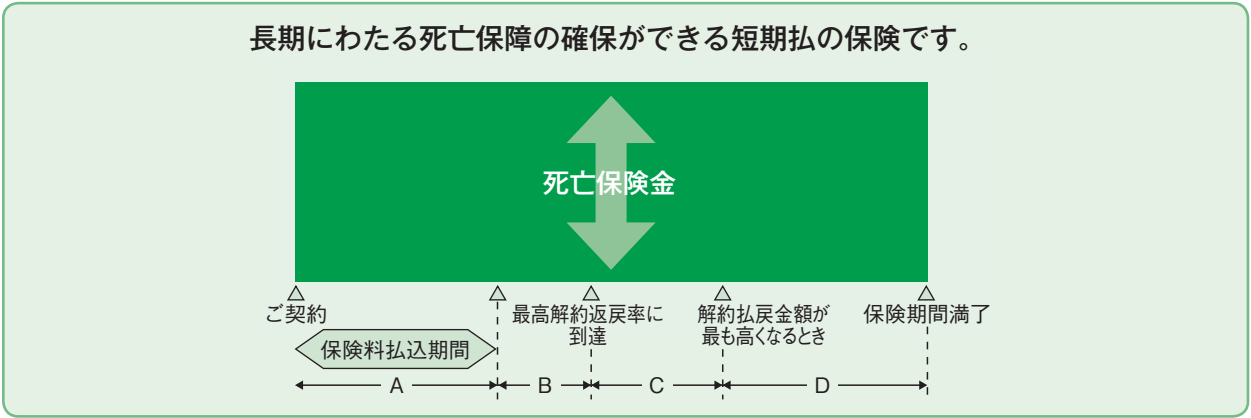
10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

タイプ④：最高解約返戻率が 85%超となる場合

各例における前提：●保険期間 50 年 ●保険料払込期間 20 年
●最高解約返戻率 90%（35 年目に到達）
●解約払戻金の増加割合が 7 割を超える期間の終わり 34 年目
●解約払戻金額が最も高くなる年度 40 年目



A *1. 保険期間開始から最高解約返戻率に達する保険年度までの期間※
かつ保険料払込期間中

※「年換算保険料相当額に対する解約払戻金の年間増加割合が 70%超の期間」の方が長い場合は、保険期間開始からその期間の終わりまで

＜保険期間の当初 10 年間＞
(1) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(2) そのうち「経理処理上の当月分保険料×最高解約返戻率× 0.9」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間開始から当初 10 年間

	借方	貸方
前払保険料	18.48 万円	当座預金
定期保険料	1.52 万円	20 万円

●経理処理上の当月分保険料・・・20 万円×(12 カ月× 20 年) ÷ (12 カ月× 50 年) = 8 万円

＜A-(1) の経理処理＞
●前払保険料として資産計上する金額・・・20 万円－ 8 万円＝ 12 万円

＜A-(2) の経理処理＞
●前払保険料として資産計上する金額・・・8 万円× 90%× 0.9 = 6.48 万円
●定期保険料として損金算入する金額・・・8 万円－ 6.48 万円＝ 1.52 万円

＜当月前払保険料として資産計上する金額＞
12 万円 +6.48 万円＝ 18.48 万円

＜ご契約から 11 年目以降＞
(3) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(4) そのうち「経理処理上の当月分保険料×最高解約返戻率× 0.7」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例

月払保険料として 20 万円を支払った。

11 年目以降から保険料払込期間まで (= 10 年)

	借方	貸方
前払保険料	17.04 万円	当座預金
定期保険料	2.96 万円	20 万円

●経理処理上の当月分保険料・・・8 万円

＜A-(3) の経理処理＞
●前払保険料として資産計上する金額・・・20 万円－ 8 万円＝ 12 万円

＜A-(4) の経理処理＞
●前払保険料として資産計上する金額・・・8 万円× 90%× 0.7 = 5.04 万円
●定期保険料として損金算入する金額・・・8 万円－ 5.04 万円＝ 2.96 万円

＜当月前払保険料として資産計上する金額＞
12 万円 +5.04 万円＝ 17.04 万円

B *2. 保険料払込期間満了後から最高解約返戻率に達する保険年度まで

A- (1) ・ (3) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
「取崩した経理処理上の当月分保険料×最高解約返戻率× 0.7」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例

A- (1) ・ (3) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(8 万円) を取崩した。

保険料払込期間満了から最高解約返戻率に達する保険年度まで (= 15 年)

	借方	貸方
前払保険料	5.04 万円	前払保険料
定期保険料	2.96 万円	8 万円

●経理処理上の当月分保険料・・・8 万円

＜当月前払保険料として資産計上する金額＞
●経理処理上の当月分保険料×
最高解約返戻率× 0.7 $\left.\right\}$ ・・・8 万円× 90%× 0.7 = 5.04 万円

＜当月定期保険料として損金算入する金額＞
8 万円－ 5.04 万円＝ 2.96 万円

C *3. B の期間経過後から解約払戻金額が最も高くなる保険年度まで

A- (1) ・ (3) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を損金に算入してください。

例

A- (1) ・ (3) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(8 万円) を取崩し全額を損金算入した。

最高解約返戻率に達する年度経過後から解約払戻金額が最も高くなる保険年度まで (= 5 年)

	借方	貸方
定期保険料	8 万円	前払保険料
		8 万円

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパー
フェニックス）・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険（プラチナフェニックス）・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ〔定期・新 3 大疾病保
障（死亡保障 100% 型）（有
期）・介護保障（有期）・
身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険
（ジャストタム）
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入
院総合（有期）・がん医
療（有期）・入院継続時
収入サポート・認知症
保障（有期）〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
〔入院総合・がん医
療・認知症保障（終
身）〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
〔生存給付金付定
期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新 3
大疾病保障・（死亡保障
100% 型）（終身）・介護
保障（終身）〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
〔パッケージプラン〕
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険（グランエイジ）
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
（所得税基本通達 36-37）

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

D. 解約払戻金額が最も高くなる保険年度経過後から保険期間満了日まで

A- (1) ・ (3) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を損金に算入してください。
加えて、A- (2) ・ (4) と B で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例

A- (1) ・ (3) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(8 万円) を取崩して全額を損金算入した。加えて、A- (2) ・ (4) と B で資産に計上した前払保険料の累計額(2,289.6万円)を D の期間(10年) で均等に取崩して損金に算入した。

解約払戻金額が最も高くなる保険年度経過後から保険期間満了日まで
(= 10年)

借方		貸方	
定期保険料	27.08 万円	前払保険料	27.08 万円

●経理処理上の当月分保険料

・・・8 万円

●A- (2) ・ (4) と B で資産に計上した前払保険料の累計額

・・・(6.48 万円× 12 カ月× 10 年) + (5.04 万円× 12 カ月× 10 年)

+ (5.04 万円× 12 カ月× 15 年)= 2,289.6 万円

●D の期間で均等に取崩す額・・・2,289.6 万円÷(12 カ月× 10 年)= 19.08 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >

8 万円+19.08 万円= 27.08 万円

(注)ただし、契約形態Ⅱの場合かつ役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、期間の経過にかかわらず全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

- * 1 A の期間が 5 年未満となる場合は、ご契約から 5 年間となります。(この場合で、保険期間が 10 年未満の場合は、保険期間の当初 5 割相当期間が資産計上期間となります。) この場合、B の期間経過後に D に記載の経理処理を行ってください。(C の期間がないため、C の経理処理を行う必要はありません。)
- * 2 当社より提供している帳票では最高解約返戻率について、小数点第 2 位を切捨てて表示しているため、最高解約返戻率に達する保険年度が解約払戻金額の最も高くなる保険年度より後になる場合があります。その場合、解約払戻金額が最も高くなる保険年度まで B に記載の経理処理を行い、それ以降は D に記載の経理処理を行ってください。(C の期間がないため、C の経理処理を行う必要はありません。)
- * 3 A の期間と解約払戻金額が最も高くなる保険年度が同一の場合は、B の期間経過後に D に記載の経理処理を行ってください。(C の期間がないため、C の経理処理を行う必要はありません。)

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例

当期の配当金 10 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 2 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。

借方		貸方	
配当金積立金	12 万円	雑収入	12 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例

積立配当金 10 万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	10万円	配当金積立金	10万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 保険金受取時

【契約形態Ⅰの場合】

死亡保険金受取時

死亡保険金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入として益金に算入してください。

例

死亡保険金および積立配当金 10,200 万円を受取った。このとき、前払保険料は 3,600 万円、配当金積立金は 200 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	10,200万円	前払保険料	3,600万円
		配当金積立金	200万円
		雑収入	6,400万円

死亡退職金・弔慰金支払時

法人の退職金・弔慰金規程等により支払った場合、原則としてその金額は退職金・福利厚生費として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

死亡退職金として 3,000 万円、弔慰金として 300 万円を支払った。

借方		貸方	
退職金	3,000 万円	当座預金	3,300 万円
福利厚生費*	300 万円		

*原則として業務上の死亡の場合には普通給与との3年分相当額、業務上の死亡でない場合は普通給与との半年分相当額を超える弔慰金は、死亡退職金とみなされます。

【契約形態Ⅱの場合】

死亡保険金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入してください。

例

被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき前払保険料は 3,600 万円、配当金積立金は 200 万円とする。

借方		貸方	
雑損失	3,800 万円	前払保険料	3,600 万円
		配当金積立金	200 万円

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時

解約払戻金を受取った場合には、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例

解約して 4,000 万円受取った。このとき前払保険料は 3,600 万円、配当金積立金は 200 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	4,000 万円	前払保険料	3,600 万円
		配当金積立金	200 万円
		雑収入	200 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

解約時受取額 4,000 万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	4,000 万円	当座預金	× × × × 万円
		預り金*	× × × 万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新 3 大疾病保
障(死亡保障 100% 型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障害保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険 (ジャストタム)の 経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新 3
大疾病保障・死亡保障
100% 型)(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

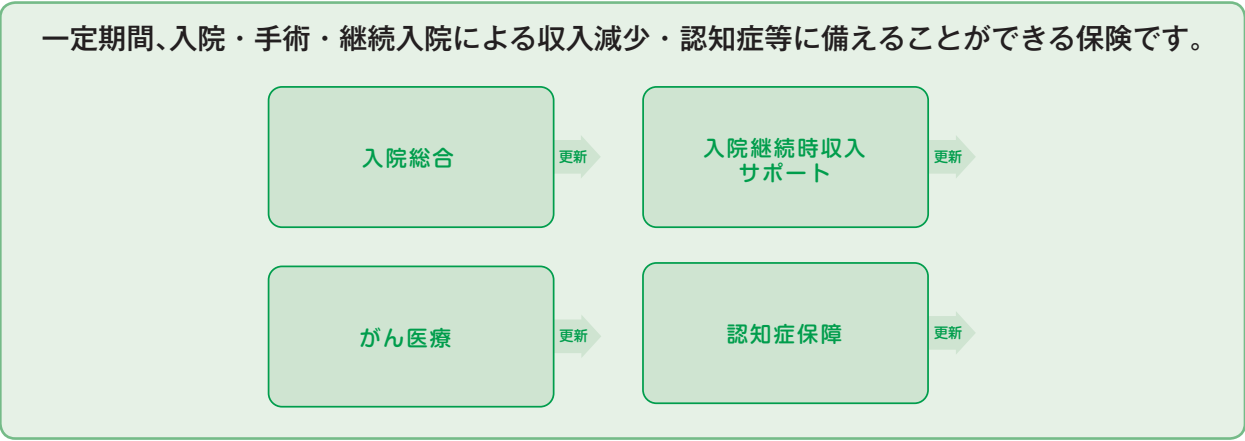
9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

1-3. ⑥みらいのカタチ【入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)】の経理処理



契約形態Ⅰ	
契約者……………	法人
被保険者……………	役員・従業員
死亡時支払金受取人 または死亡保険金受取人 ……	法人

契約形態Ⅱ	
契約者……………	法人
被保険者……………	役員・従業員
死亡時支払金受取人 または死亡保険金受取人 ……	役員・従業員の遺族

※給付金および生前給付型保険金の受取人は以下のとおりです。
契約形態Ⅰ：契約者
契約形態Ⅱ：被保険者
なお、死亡時支払金受取人とは、契約者が被保険者の同意を得て指定した人で、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金、保険料前納金の残額、積立てた配当金等があるときに、これらを受取ることができる人をいいます。
死亡払戻金等を受取った場合には、契約形態Ⅰの場合には資産計上額を取崩し、受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入し、契約形態Ⅱの場合には資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入してください。

1. 保険料支払時

【入院総合保険・がん医療保険・入院継続時収入サポート保険の場合】

解約払戻金がなく、常に最高解約返戻率が50%以下となるため、法人が支払った保険料は、医療保険料として全額を損金に算入してください。

例

月払保険料として1万円を支払った。

借方		貸方	
医療保険料	1万円	当座預金	1万円

【認知症保障保険の場合】

解約払戻金がなく、常に最高解約返戻率が50%以下となるため、法人が支払った保険料は、定期保険料として全額を損金に算入してください。

例

月払保険料として1万円を支払った。

借方		貸方	
定期保険料	1万円	当座預金	1万円

(注)ただし、契約形態Ⅱの場合かつ役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、期間の経過にかかわらず全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例

当期の配当金1万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息3千円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。

借方		貸方	
配当金積立金	1.3万円	雑収入	1.3万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例

積立配当金1万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	1万円	配当金積立金	1万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 給付金受取時(入院総合保険・がん医療保険・入院継続時収入サポート保険の場合)

【契約形態Ⅰの場合】

契約者が給付金の受取人となるため、法人が入院総合保険により支払われる入院給付金、外来手術給付金、先進医療給付金、先進医療サポート給付金を受取った場合、がん医療保険により支払われるがん入院給付金、がん手術給付金、がん放射線治療給付金を受取った場合、または入院継続時収入サポート保険により支払われる収入サポート給付金を受取った場合、全額を雑収入として益金に算入してください。また、受取った給付金を福利厚生規程等に基づき見舞金として役員・従業員に支払った場合は福利厚生費として損金に算入してください。

入院給付金受取時

例

入院給付金30万円を受取った。

借方		貸方	
当座預金	30万円	雑収入	30万円

見舞金支払時

例

受取った入院給付金のうち5万円を見舞金規程等に基づき見舞金として被保険者に支払った。

借方		貸方	
福利厚生費*	5万円	当座預金	5万円

*法人の福利厚生規程等により見舞金を支払った場合、社会通念上妥当な金額は損金算入できますが、これを超える金額は給料・報酬となります。(役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。)

【契約形態Ⅱの場合】

入院総合保険により支払われる入院給付金、外来手術給付金、先進医療給付金、先進医療サポート給付金、がん医療保険により支払われるがん入院給付金、がん手術給付金、がん放射線治療給付金、または入院継続時収入サポート保険により支払われる収入サポート給付金は直接役員・従業員に支払われるため、法人の経理処理は必要ありません。

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける給付金については、全額非課税となるため課税は発生しません。(所得税基本通達9-21)

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ【定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障】の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ【入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ【入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ【生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ【終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ【新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ【養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ【年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ【パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料預金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

1-4. ⑦みらいのカタチ〔入院総合(終身)・がん医療(終身)・認知症保障(終身)〕の経理処理

終身にわたって、入院・手術・認知症等に備えることができる保険です。

入院総合
がん医療
認知症保障

契約形態Ⅰ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡時支払金受取人
または死亡保険金受取人 …… 法人

契約形態Ⅱ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡時支払金受取人
または死亡保険金受取人 …… 役員・従業員の遺族

※給付金および生前給付型保険金の受取人は以下のとおりです。
契約形態Ⅰ：契約者
契約形態Ⅱ：被保険者

なお、死亡時支払金受取人とは、契約者が被保険者の同意を得て指定した人で、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金、保険料前納金の残額、積立てた配当金等があるときに、これらを受取ることができる人をいいます。
死亡払戻金等を受取った場合には、契約形態Ⅰの場合には資産計上額を取崩し、受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入し、契約形態Ⅱの場合には資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入してください。

1. 保険料支払時

〔入院総合保険・がん医療保険の場合〕

A. 保険料払込期間中

支払保険料の全額を前払保険料として資産計上したうえで、「経理処理上の当月分保険料」*を取崩し、医療保険料として損金に算入してください。

※ 被保険者 1 名あたりの当該事業年度の支払保険料が 30 万円以下の場合は、支払保険料の全額を医療保険料として損金に算入してください。なお、複数のご契約(他社商品含む)に加入されている場合は、それらも合算して判定します。(2019 年 10 月 8 日以降に加入した、解約払戻金のない短期払の定期保険または第三分野保険が対象)

なお、当ページ記載の例では、右記の計算式から当該事業年度の支払保険料が 30 万円超となります。月払保険料 4 万円× 12 カ月＝ 48 万円

* 経理処理上の当月分保険料＝月払保険料× 12 カ月÷保険料払込期間÷(計算上の保険期間× 12 カ月)
(保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が 116 歳に達する日までを計算上の保険期間とします。)

例

月払保険料として 4 万円を支払った。
ただし、計算上の保険期間を 80 年間、保険料払込期間を 20 年とする。

保険料払込期間(＝ 20 年)

借方	貸方
前払保険料 医療保険料	当座預金
3万円 1万円	4万円

<経理処理上の当月分保険料>
4 万円×(12 カ月× 20 年)÷(12 カ月× 80 年)＝ 1 万円

B. 保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日まで

保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して医療保険料として損金に算入してください。

例

保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額(720 万円)を保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了までの期間(60 年)で均等に取崩し損金に算入した。

保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日まで(＝ 60 年)

借方	貸方
医療保険料	前払保険料
1万円	1万円

<前払保険料の取崩額>
●Aの期間にすでに資産計上している累計額・・・3 万円×(12 カ月× 20 年)＝ 720 万円
●保険料払込期間満了後に均等に取崩す)・・・720 万円÷(12 カ月× 60 年)＝ 1 万円
金額

(注)ただし、契約形態Ⅱの場合かつ役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、期間の経過にかかわらず全額を給料・報酬として経理処理してください。
給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与と所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

4. 保険金受取時(認知症保障保険の場合)

〔契約形態Ⅰの場合〕

認知症保障保険により支払われる保険金を受取った場合、配当金積立金の資産計上額を取崩し、受取額との差額は雑収入として益金に算入してください。

死亡保険金受取時

例

死亡保険金および積立配当金 60 万円を受取った。このとき、配当金積立金は 10 万円とする。

借方	貸方
当座預金	配当金積立金 雑収入
60万円	10万円 50万円

認知症診断保険金受取時

例

認知症診断保険金および積立配当金 510 万円を受取った。このとき、配当金積立金は 10 万円とする。

借方	貸方
当座預金	配当金積立金 雑収入
510万円	10万円 500万円

軽度認知障がい診断保険金受取時

例

軽度認知障がい診断保険金 50 万円を受取った。

借方	貸方
当座預金	雑収入
50万円	50万円

見舞金支払時

例

受取った認知症診断保険金のうち 5 万円を見舞金規程等に基づき見舞金として被保険者に支払った。

借方	貸方
福利厚生費*	当座預金
5万円	5万円

*法人の福利厚生規程等により見舞金を支払った場合、社会通念上妥当な金額は損金算入できますが、これを超える金額は給料・報酬となります。
(役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。)

〔契約形態Ⅱの場合〕

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入する必要があります。

例

被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき、配当金積立金は 10 万円とする。

借方	貸方
雑損失	配当金積立金
10万円	10万円

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける給付金については、全額非課税となるため課税は発生しません。(所得税基本通達 9－21)

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ〔定期・新 3 大疾病保障(死亡保障 100% 型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストチーム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ〔生存給付金付定期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新 3 大疾病保障・(死亡保障 100% 型)(終身)・介護保障(終身)〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ〔パッケージプラン〕の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理

(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

[認知症保障保険の場合]

A. 保険料払込期間中

支払保険料の全額を前払保険料として資産計上したうえで、「経理処理上の当月分保険料」*を取崩し、定期保険料として損金に算入してください。

* 経理処理上の当月分保険料＝月払保険料× 12 カ月÷保険料払込期間÷(計算上の保険期間× 12 カ月)
(保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が 116 歳に達する日までを計算上の保険期間とします。)

例 月払保険料として 1 万円を支払った。ただし、計算上の保険期間を 70 年、保険料払込期間を 20 年とする。

保険料払込期間(＝ 20 年)

借方		貸方	
前払保険料	0.72 万円	当座預金	1 万円
定期保険料	0.28 万円		

<経理処理上の当月分保険料>
1 万円× (12 カ月× 20 年) ÷ (12 カ月× 70 年) = 0.28 万円

B. 保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日まで

保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例 保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額 (172.8 万円) を保険料払込満了後から計算上の保険期間満了までの期間 (50 年) で均等に取崩し損金に算入した。

保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日まで(＝ 50 年)

借方		貸方	
定期保険料	0.28 万円	前払保険料	0.28 万円

<前払保険料の取崩額>
●A の期間にすでに資産計上している累計額・・・0.72 万円× (12 カ月× 20 年) =172.8 万円
●保険料払込期間満了後に均等に取崩す)・・・172.8 万円÷ (12 カ月× 50 年) = 0.28 万円
金額

2. 配当金

配当金の経理処理は、P24 をご参照ください。

3. 給付金受取時(入院総合保険・がん医療保険の場合)

給付金受取時の経理処理は、P24 をご参照ください。

4. 保険金受取時(認知症保障保険の場合)

[契約形態Ⅰの場合]

認知症保障保険により支払われる保険金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、受取額との差額は雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

死亡保険金受取時^(注)

例 死亡保険金および積立配当金 60 万円を受取った。このとき、前払保険料は 100 万円、配当金積立金は 10 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	60 万円	前払保険料	100 万円
雑損失	50 万円	配当金積立金	10 万円

認知症診断保険金受取時^(注)

例 認知症診断保険金および積立配当金 510 万円を受取った。このとき、前払保険料は 100 万円、配当金積立金は 10 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	510 万円	前払保険料	100 万円
		配当金積立金	10 万円
		雑収入	400 万円

軽度認知障がい診断保険金受取時

例 軽度認知障がい診断保険金 50 万円を受取った。

借方		貸方	
当座預金	50 万円	雑収入	50 万円

*軽度認知障がい診断保険金受取時は、その後も保険契約が継続するため、前払保険料および配当金積立金の取崩しは不要です。

見舞金支払時

例 受取った認知症診断保険金のうち 5 万円を見舞金規程等に基づき見舞金として被保険者に支払った。

借方		貸方	
福利厚生費*	5 万円	当座預金	5 万円

*法人の福利厚生規程等により見舞金を支払った場合、社会通念上妥当な金額は損金算入できますが、これを超える金額は給料・報酬となります。
(役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。)

[契約形態Ⅱの場合]

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、前払保険料および配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入する必要があります。

例 被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき、前払保険料は 100 万円、配当金積立金は 10 万円とする。

借方		貸方	
雑損失	110 万円	前払保険料	100 万円
		配当金積立金	10 万円

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける給付金については、全額非課税となるため課税は発生しません。(所得税基本通達 9－21)

5. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時^(注)

※入院総合保険・がん医療保険・認知症保障保険は、保険期間が終身かつ保険料払込期間満了後の場合、解約払戻金があります。

解約払戻金を受取った場合には、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

例 解約して 31 万円を受取った。このとき、前払保険料は 240 万円、配当金積立金は 1 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	31 万円	前払保険料	240 万円
雑損失	210 万円	配当金積立金	1 万円

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との 差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

1-5. ⑧みらいのカタチ^{〔生存給付金付定期〕}の経理処理

法人契約(個人事業主契約を含む)の生存給付金付定期保険は、2022 年 7 月 25 日以降販売を停止しています。

一定期間の死亡への備えを確保しながら「お祝金」をお受取りいただけるプランです。



契約形態 I

契約者……………法人
被保険者……………役員・従業員
死亡保険金受取人……………法人

(注)死亡保険金受取人を役員・従業員の遺族とした場合の生存給付金付定期保険部分の保険料の経理処理については、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

1. 保険料支払時

保険料支払時の経理処理については、解約払戻金に各保険年度末までに支払われることとなる生存給付金(据置利息等を含みません。)の合計額を含めて最高解約返戻率、資産計上期間、資産取崩期間等を判定のうえ、タイプに応じて P 8～P10 のとおり経理処理を行ってください。

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例 当期の配当金 5 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 1 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。

借方		貸方	
配当金積立金	6 万円	雑収入	6 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例 積立配当金 10 万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	10 万円	配当金積立金	10 万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 生存給付金

生存給付金を据置いた場合

＜前払保険料の資産計上額の残額が、その時点で受取るべき、生存給付金の金額を上回る場合＞

生存給付金を据置いた場合、前払保険料の資産計上額を取崩し、受取るべき生存給付金の金額を据置生存給付金として資産に計上してください。

例 生存給付金 150 万円を受取りとなったが、据置とした。

借方		貸方	
据置生存給付金	150 万円	前払保険料	150 万円

＜前払保険料の資産計上額の残額が、その時点で受取るべき、生存給付金の金額を下回る場合＞

生存給付金を据置いた際に、前払保険料の資産計上額の残額が、その時点で受取るべき生存給付金の金額を下回る(もしくは前払保険料の資産計上額の残額がない)場合、その差額を雑収入として益金に算入してください。

例 生存給付金 150 万円を受取りとなったが、据置とした。このとき前払保険料の資産計上額の残額は 100 万円とする。

借方		貸方	
据置生存給付金	150 万円	前払保険料 雑収入	100 万円 50 万円

また利息繰入通知を受取った場合、雑収入として益金に算入してください。

例 据置生存給付金の利息として 1 万円を受取った。

借方		貸方	
据置生存給付金	1 万円	雑収入	1 万円

据置生存給付金を引出した場合

据置生存給付金を全額引出した場合、資産に計上した据置生存給付金を取崩します。受取額との差額がある場合は、雑収入として益金に算入してください。

例 据置生存給付金および当期の利息 66 万円を引出した。このとき、利息は 2 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	66 万円	据置生存給付金 雑収入	64 万円 2 万円

保険期間満了を迎えた場合^(注)

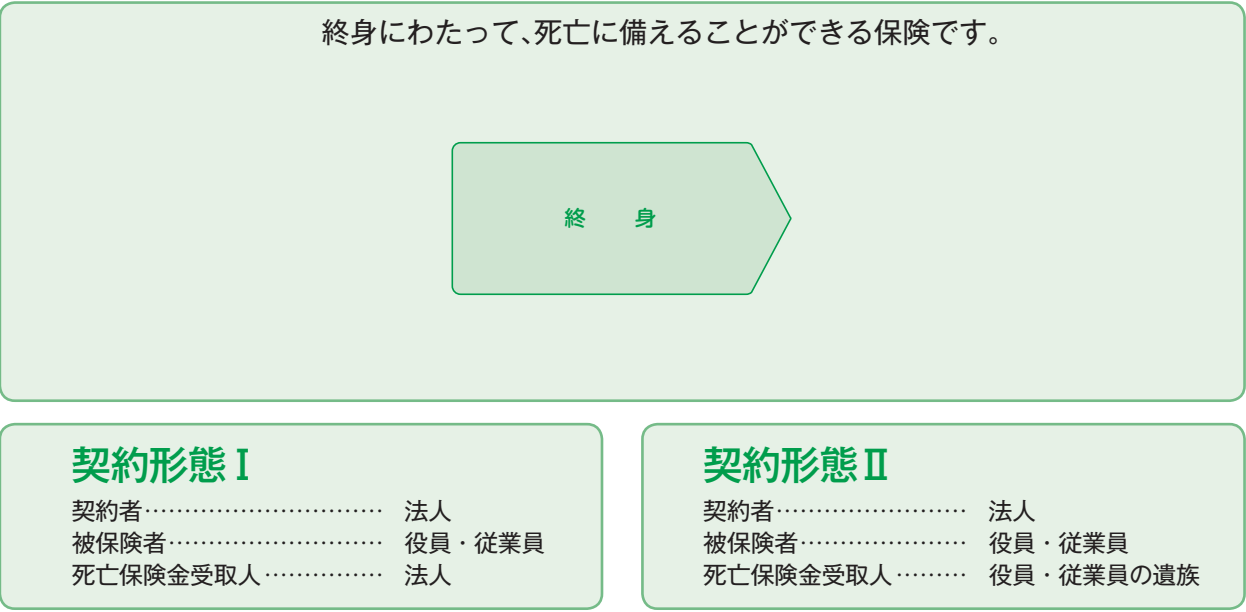
保険期間満了時に生じた生存給付金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金を取崩します。受取額との差額がある場合は、雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。(生存給付金は全額引出しているものとする。)

例 保険期間満了となったので、生存給付金 1,515 万円を受取った。このとき前払保険料は 500 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	1,515 万円	前払保険料 配当金積立金 雑収入	500 万円 15 万円 1,000 万円

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

2-1. ⑨みらいのカタチ〔終身〕の経理処理



1. 保険料支払時

〔契約形態Ⅰの場合〕

法人が支払った保険料は保険料積立金として資産に計上してください。

例	月払保険料として 10 万円を支払った。		
		借方	貸方
		保険料積立金	10 万円
		当座預金	10 万円

〔契約形態Ⅱの場合〕

法人が支払った保険料は、給与となりますので、給料・報酬として処理してください。

例	月払保険料として 10 万円を支払った。		
		借方	貸方
		給料・報酬	10 万円
		当座預金	10 万円

ただし、給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例	当期の配当金 5 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 1 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。		
		借方	貸方
		配当金積立金	6 万円
		雑収入	6 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例	積立配当金 10 万円を引出した。		
		借方	貸方
		当座預金	10 万円
		配当金積立金	10 万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

4. 保険金受取時

死亡保険金受取時^(注)

死亡保険金を受取った場合、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。(生存給付金は全額引出しているものとする。)

例	死亡保険金および積立配当金 5,015 万円を受取った。このとき、前払保険料は 500 万円、配当金積立金は 15 万円とする。		
		借方	貸方
		当座預金	5,015 万円
		前払保険料	500 万円
		配当金積立金	15 万円
		雑収入	4,500 万円

5. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時^(注)

解約払戻金を受取った場合には、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。(生存給付金は全額引出しているものとする。)

例	解約して 550 万円を受取った。このとき前払保険料は 500 万円、配当金積立金は 15 万円とする。		
		借方	貸方
		当座預金	550 万円
		前払保険料	500 万円
		配当金積立金	15 万円
		雑収入	35 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例	解約時受取額 550 万円を被保険者の退職金として支払った。		
		借方	貸方
		退職金	550 万円
		当座預金	×××万円
		預り金*	××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ〔定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ〔入院総合・がん医療・認知症保障(終身)〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ〔生存給付金付定期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ〔パッケージプラン〕の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

2-2. ⑩みらいのカたち [新3大疾病保障(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)] の経理処理

介護保障保険は、2024 年 4 月 2 日以降販売を停止しています。

契約形態Ⅰ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 法人

契約形態Ⅱ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 役員・従業員の遺族

※給付金および生前給付型保険金の受取人は以下のとおりです。

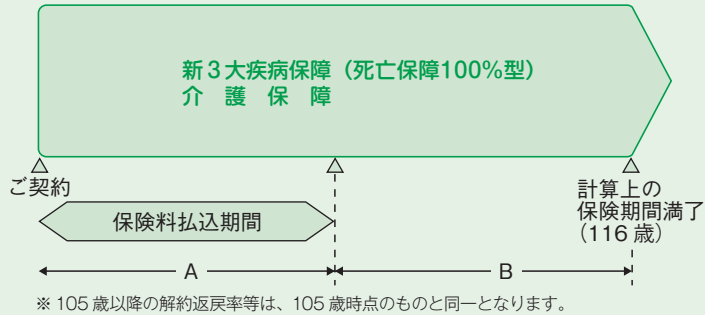
契約形態Ⅰ：契約者
契約形態Ⅱ：被保険者

1. 保険料支払時の経理処理

タイプ①：最高解約返戻率が 50%以下となる場合

[各例における前提：●計算上の保険期間 80 年 ●保険料払込期間 20 年 ●最高解約返戻率 45%]

終身にわたって、死亡・3 大疾病・介護状態に備えることができる保険です。



A. 保険料払込期間中

支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上してください。そのうち、「経理処理上の当月分保険料」*の全額を定期保険料として損金に算入してください。

*経理処理上の当月分保険料＝月払保険料×12 カ月÷保険料払込期間÷(計算上の保険期間×12 カ月)
(保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始日から被保険者の年齢が 116 歳に達する日までを計算上の保険期間とします。)

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	保険料払込期間 (= 20 年)	
		借方	貸方
		前払保険料 15 万円 定期保険料 5 万円	当座預金 20 万円
●経理処理上の当月分保険料・・・20万円×(12 カ月×20 年)÷(12 カ月×80 年)=5 万円			

B. 保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日まで

A の期間で資産計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例	A の期間に資産に計上した前払保険料の累計額 (3,600 万円) を B の期間 (60 年) で均等に取崩し損金に算入した。	保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日まで (=60 年)	
		借方	貸方
		定期保険料 5 万円	前払保険料 5 万円
<前払保険料の取崩額> ●A の期間ですでに資産計上している累計額・・・15 万円×(12 カ月×20 年)=3,600 万円 ●B の期間で均等に取崩す金額・・・3,600 万円÷(12 カ月×60 年)=5 万円			

3. 保険金受取時

[契約形態Ⅰの場合]

死亡保険金受取時

死亡保険金を受取った場合、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例	死亡保険金および積立配当金 3,100 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 1,400 万円、配当金積立金は 100 万円とする。	借方	貸方
		当座預金 3,100 万円	保険料積立金 1,400 万円 配当金積立金 100 万円 雑収入 1,600 万円

死亡退職金・弔慰金支払時

法人の退職金・弔慰金規程等により退職金・弔慰金を支払った場合、原則としてその金額は退職金・福利厚生費として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

死亡退職金として 1,000 万円、弔慰金として 300 万円を支払った。

借方		貸方	
退職金	1,000 万円	当座預金	1,300 万円
福利厚生費*	300 万円		

*原則として業務上の死亡の場合には普通給与の3年分相当額、業務上の死亡でない場合は普通給与の半年分相当額を超える弔慰金は、死亡退職金とみなされます。

[契約形態Ⅱの場合]

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入する必要があります。

例	被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき、配当金積立金は 100 万円とする。	借方	貸方
		雑損失 100 万円	配当金積立金 100 万円

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時

解約払戻金を受取った場合には、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例	解約して 1,600 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 1,400 万円、配当金積立金は 100 万円とする。	借方	貸方
		当座預金 1,600 万円	保険料積立金 1,400 万円 配当金積立金 100 万円 雑収入 100 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

解約時受取額 1,600 万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	1,600 万円	当座預金 預り金*	×××× 万円 ××× 万円

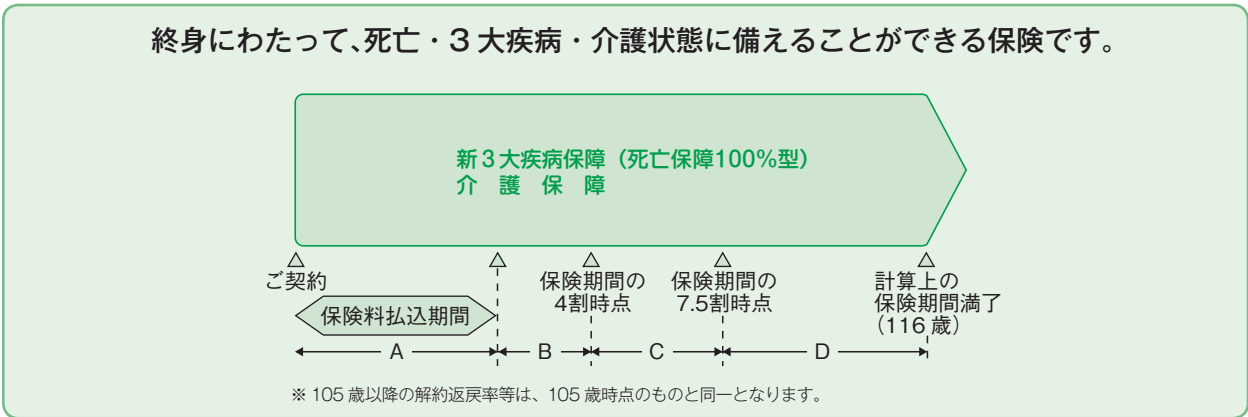
*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

タイプ②：最高解約返戻率が 50% 超 70% 以下となる場合

※ 被保険者 1 名あたりの年換算保険料相当額が 30 万円以下の場合(タイプ②に該当する複数のご契約(他社商品も含む))に加入されている場合はそれらを合算して判定します。)は、タイプ①と同様の取扱いとなります。
なお、当ページ記載の例では、以下の計算式から年換算保険料相当額が 30 万円超となるため、タイプ②の取扱いとなります。

年換算保険料相当額：月払保険料×12 カ月÷保険料払込期間÷計算上の保険期間＝20 万円×12 カ月÷20 年÷80 年＝60 万円

[各例における前提：●計算上の保険期間 80 年 ●保険料払込期間 20 年 ●最高解約返戻率 65%]



A. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中

(1) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(2) 「経理処理上の当月分保険料」のうち、4 / 10 を前払保険料として資産に計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中 (＝20 年)

借方		貸方	
前払保険料	17 万円	当座預金	20 万円
定期保険料	3 万円		

●経理処理上の当月分保険料・・・20 万円×(12 カ月×20 年)÷(12 カ月×80 年)＝5 万円

< A-(1) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・20 万円－5 万円＝15 万円

< A-(2) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・5 万円×4/10＝2 万円

●定期保険料として損金算入する金額・・・5 万円－2 万円＝3 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
15 万円＋2 万円＝17 万円

B. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
取崩した「経理処理上の当月分保険料」の 4 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後 (＝12 年)

借方		貸方	
前払保険料	2 万円	前払保険料	5 万円
定期保険料	3 万円		

●経理処理上の当月分保険料・・・5 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
5 万円×4 / 10＝2 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >
5 万円－2 万円＝3 万円

C. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで (＝28 年)

借方		貸方	
定期保険料	5 万円	前払保険料	5 万円

D. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から計算上の保険期間満了日まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩して全額を損金算入した。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額(768 万円)を D の期間(20 年)で均等に取崩して損金に算入した。

保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から計算上の保険期間満了日まで (＝20 年)

借方		貸方	
定期保険料	8.2 万円	前払保険料	8.2 万円

●経理処理上の当月分保険料・・・5 万円

●A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額・・・(2 万円×12 カ月×20 年)＋(2 万円×12 カ月×12 年)＝768 万円

●D の期間で均等に取崩す額・・・768 万円÷(12 カ月×20 年)＝3.2 万円

< 当月定期保険料として損金算入する額 >
5 万円＋3.2 万円＝8.2 万円

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新 3 大疾病保
障(死亡保障 100% 型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新 3
大疾病保障・死亡保障
100% 型](終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

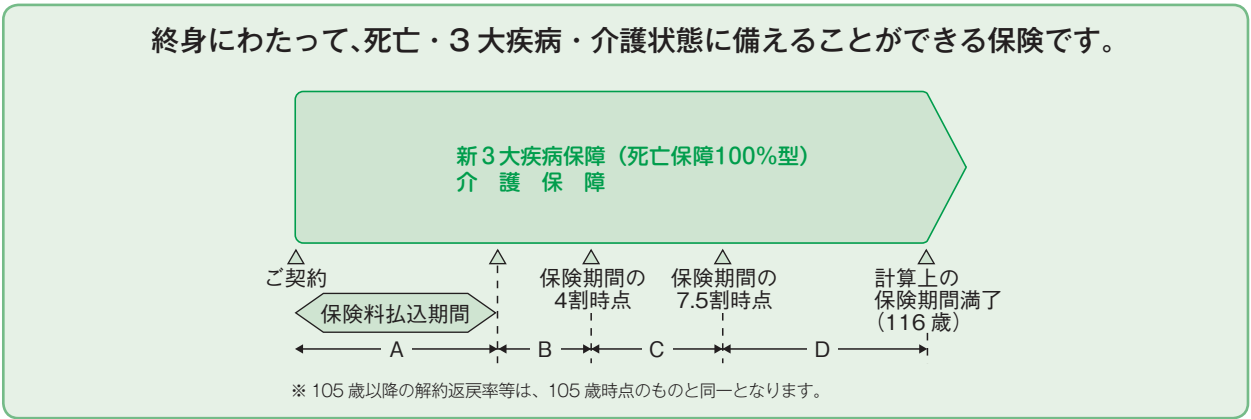
10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

タイプ③：最高解約返戻率が 70%超 85%以下となる場合

[各例における前提：●計算上の保険期間 80 年 ●保険料払込期間 20 年 ●最高解約返戻率 75%]



A. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中

(1) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(2) 「経理処理上の当月分保険料」のうち、6 / 10 を前払保険料として資産に計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 20 万円を支払った。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間中 (= 20 年)

借方		貸方	
前払保険料	18万円	当座預金	20万円
定期保険料	2万円		

●経理処理上の当月分保険料・・・20 万円×(12 カ月×20 年)÷(12 カ月×80 年)= 5 万円

< A-(1) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・20 万円－ 5 万円= 15 万円

< A-(2) の経理処理 >

●前払保険料として資産計上する金額・・・5 万円× 6 / 10 = 3 万円

●定期保険料として損金算入する金額・・・5 万円－ 3 万円= 2 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
15 万円+3 万円= 18 万円

B. 保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
取崩した「経理処理上の当月分保険料」の 6 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間かつ保険料払込期間満了後 (= 12 年)

借方		貸方	
前払保険料	3万円	前払保険料	5万円
定期保険料	2万円		

●経理処理上の当月分保険料・・・5 万円

< 当月前払保険料として資産計上する金額 >
5 万円× 6 / 10 = 3 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >
5 万円－ 3 万円= 2 万円

C. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで (= 28 年)

借方		貸方	
定期保険料	5万円	前払保険料	5万円

D. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から計算上の保険期間満了日まで

A-(1) で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を定期保険料として損金に算入してください。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として損金に算入してください。

例 A-(1) で資産に計上した前払保険料の金額から「経理処理上の当月分保険料」(5 万円)を取崩して全額を損金算入した。加えて、A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額(1,152 万円)を D の期間(20 年)で均等に取崩して損金に算入した。

保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から計算上の保険期間満了日まで (= 20 年)

借方		貸方	
定期保険料	9.8万円	前払保険料	9.8万円

●経理処理上の当月分保険料・・・5 万円

●A-(2) と B で資産に計上した前払保険料の累計額)・・・(3 万円× 12 カ月× 20 年)+ (3 万円× 12 カ月× 12 年)= 1,152 万円

●D の期間で均等に取崩す額・・・1,152 万円÷(12 カ月× 20 年)= 4.8 万円

< 当月定期保険料として損金算入する金額 >
5 万円+ 4.8 万円= 9.8 万円

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・(死亡保障
100%型)(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

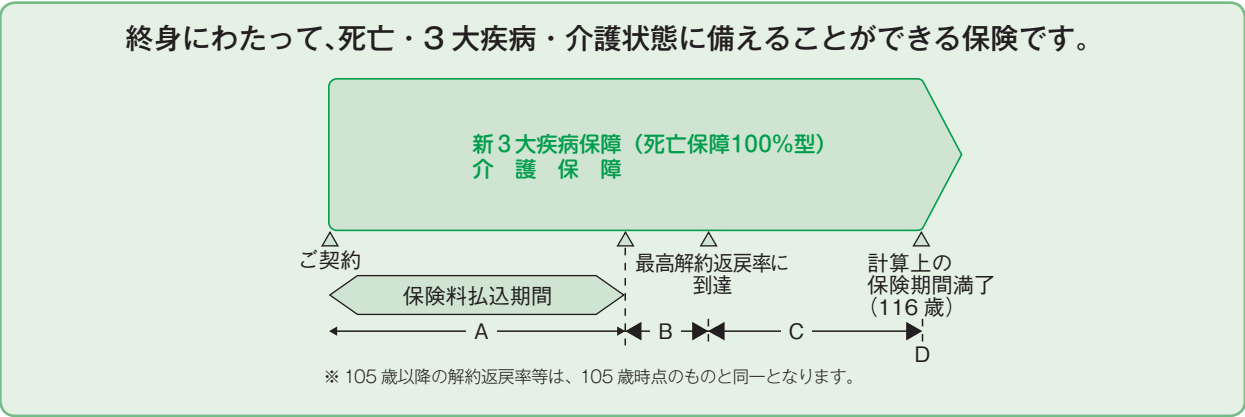
10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

タイプ④：最高解約返戻率が 85%超となる場合

- 各例における前提：●計算上の保険期間 50 年 ●保険料払込期間 20 年
- 最高解約返戻率 90%（35 年目に到達）
- 解約払戻金の増加割合が 7 割を超える期間の終わり 34 年目
- 解約払戻金額が最も高くなる年度 50 年目



A *1. 保険期間開始から保険料払込期間満了まで

<保険期間の当初 10 年間>
(1) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(2) そのうち「経理処理上の当月分保険料×最高解約返戻率× 0.9」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	保険期間開始から当初 10 年間		
			借方	貸方
			前払保険料 定期保険料	18.48 万円 1.52 万円
			●経理処理上の当月分保険料・・・20 万円×(12 カ月× 20 年)÷(12 カ月× 50 年) = 8 万円	
			< A-(1) の経理処理 > ●前払保険料として資産計上する金額・・・20 万円－ 8 万円= 12 万円	
			< A-(2) の経理処理 > ●前払保険料として資産計上する金額・・・8 万円× 90%× 0.9 = 6.48 万円 ●定期保険料として損金算入する金額・・・8 万円－ 6.48 万円= 1.52 万円	
			< 当月前払保険料として資産計上する金額 > 12 万円 +6.48 万円= 18.48 万円	

<ご契約から 11 年目以降>
(3) 支払保険料の全額を前払保険料として資産に計上し、その金額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
(4) そのうち「経理処理上の当月分保険料×最高解約返戻率× 0.7」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例	月払保険料として 20 万円を支払った。	11 年目以降から保険料払込期間まで(= 10 年)		
			借方	貸方
			前払保険料 定期保険料	17.04 万円 2.96 万円
			●経理処理上の当月分保険料・・・8 万円	
			< A-(3) の経理処理 > ●前払保険料として資産計上する金額・・・20 万円－ 8 万円= 12 万円	
			< A-(4) の経理処理 > ●前払保険料として資産計上する金額・・・8 万円× 90%× 0.7 = 5.04 万円 ●定期保険料として損金算入する金額・・・8 万円－ 5.04 万円= 2.96 万円	
			< 当月前払保険料として資産計上する金額 > 12 万円 +5.04 万円= 17.04 万円	

B. 保険料払込期間満了後から最高解約返戻率に達する保険年度まで

A-(1)・(3)で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩してください。
「取崩した経理処理上の当月分保険料×最高解約返戻率× 0.7」を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例	A-(1)・(3)で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(8 万円)を取崩した。	保険料払込期間満了から最高解約返戻率に達する保険年度まで(= 15 年)		
			借方	貸方
			前払保険料 定期保険料	5.04 万円 2.96 万円
			●経理処理上の当月分保険料・・・8 万円	
			< 当月前払保険料として資産計上する金額 > ●経理処理上の当月分保険料× 最高解約返戻率× 0.7	
			< 当月定期保険料として損金算入する金額 > 8 万円－ 5.04 万円= 2.96 万円	

C *2. Bの期間経過後から計算上の保険期間満了日まで

A-(1)・(3)で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」を取崩して、全額を損金に算入してください。

例	A-(1)・(3)で資産に計上した前払保険料の累計額から「経理処理上の当月分保険料」(8 万円)を取崩して全額を損金算入した。	最高解約返戻率に達する保険年度経過後から計算上の保険期間満了日まで(= 15 年)		
			借方	貸方
			定期保険料	8 万円
			前払保険料	8 万円

D. 計算上の保険期間満了日

A-(2)・(4)と B で資産に計上した前払保険料の金額を取崩し、差額を雑損失として損金に算入してください。

例	A-(2)・(4)と B で資産に計上した前払保険料の累計額(2,289.6 万円)を取崩し、差額を雑損失として損金算入した。	計算上の保険期間満了日		
			借方	貸方
			雑損失	2,289.6 万円
			前払保険料	2,289.6 万円
			●A-(2)・(4)と B で資産計上した前払保険料の累計額 ・・・(6.48 万円×12 カ月×10 年) + (5.04 万円×12 カ月×10 年) + (5.04 万円×12 カ月×15 年) = 2,289.6 万円	

*1 A+B の期間が 5 年未満となる場合は、ご契約から 5 年間となります。(この場合で、保険期間が 10 年未満の場合は、保険期間の当初 5 割相当期間が資産計上期間となります。) この場合、A+B の期間で資産計上した前払保険料の金額を残りの期間で均等に取崩し全額を定期保険料として損金に算入してください。

*2 最高解約返戻率に達する保険年度と計算上の保険期間満了日が同一の場合は、計算上の保険期間満了日まで B の期間の経理処理を行ってください。そのうえで、計算上の保険期間満了日に、D に記載の経理処理を行ってください。(C の期間がないため、C の経理処理を行う必要はありません。)

<保険期間が終身の新 3 大疾病保障保険・介護保障保険の取扱いについて>

新 3 大疾病保障保険(死亡保障 100%型)（終身）・介護保障保険(終身)の支払保険料については、法基通 9-3-5 または 9-3-5 の 2 の取扱いが適用されます。ただし、新 3 大疾病保障保険(死亡保障 100%型)（終身）・介護保障保険(終身)の解約払戻金については、養老保険等と類似した推移を示すことから、法基通 9-3-4(1) の取扱いに準じて、経理処理を行っても差支えありません。 したがって、P34 ～ P40 に記載の経理処理または終身保険と同じ経理処理のいずれかの経理処理をすることとなります。終身保険と同様の経理処理を行う場合、P32 をご参照ください。
--

(注)ただし、契約形態Ⅱの場合かつ役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、期間の経過にかかわらず全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパーフェニックス）・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険（プラチナフェニックス）・③通増定期保険・④みらいのカタチ〔定期・新 3 大疾病保障（死亡保障 100% 型）（有期）・介護保障（有期）・身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険（ジャストタム）の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入院総合（有期）・がん医療（有期）・入院継続時収入サポート・認知症保障（有期）〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ〔入院総合・がん医療・認知症保障（終身）〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ〔生存給付金定期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新 3 大疾病保障・（死亡保障 100% 型）（終身）・介護保障（終身）〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ〔パッケージプラン〕の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険（グランエイジ）の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例

当期の配当金 10 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 2 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。

借方		貸方	
配当金積立金	12 万円	雑収入	12 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例

積立配当金 10 万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	10万円	配当金積立金	10万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 保険金受取時

【契約形態Ⅰの場合】

死亡保険金受取時

死亡保険金を受取った場合、前払保険料(または保険料積立金)および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入として益金に算入してください。

例

死亡保険金および積立配当金 10,200 万円を受取った。このとき、前払保険料は 3,600 万円、配当金積立金は 200 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	10,200万円	前払保険料	3,600万円
		配当金積立金	200万円
		雑収入	6,400万円

死亡退職金・弔慰金支払時

法人の退職金・弔慰金規程等により支払った場合、原則としてその金額は退職金・福利厚生費として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

死亡退職金として 3,000 万円、弔慰金として 300 万円を支払った。

借方		貸方	
退職金	3,000万円	当座預金	3,300万円
福利厚生費*	300万円		

*原則として業務上の死亡の場合には普通給与の3年分相当額、業務上の死亡でない場合は普通給与の半年分相当額を超える弔慰金は、死亡退職金とみなされます。

3大疾病保険金・介護保険金・身体障がい保険金の受取時 (注)

例

3大疾病保険金および積立配当金 2,010万円を受取った。このとき、前払保険料は200万円、配当金積立金は10万円とする。

借方		貸方	
当座預金	2,010万円	前払保険料	200万円
		配当金積立金	10万円
		雑収入	1,800万円

3大疾病保険金・介護保険金の年金受取時

(1)年金受取の選択時

前払保険料(または保険料積立金)および配当金積立金の資産計上額を取崩し、保険金額および積立配当金の全額を年金積立保険料(取崩用の資産勘定)へ振替え、資産計上してください。取崩額と年金積立保険料との差額は、雑収入として益金に算入してください。

例

3大疾病保険金および積立配当金の合計額2,010万円を受取ることが確定し、5年確定年金を選択した。
このとき、前払保険料は200万円、配当金積立金は10万円とする。

借方	貸方
年金積立保険料 2,010万円	前払保険料 200万円 配当金積立金 10万円 雑収入 1,800万円

(2)年金受取時

(1)で年金積立保険料として資産計上した金額から以下の算式による金額を取崩し、受取額との差額は雑収入として益金に算入してください。

$$\text{取崩額} = \text{年金積立保険料} \times \frac{\text{年金年額} * 1}{\text{年金受取見込総額} * 2}$$

- * 1 年金開始後の配当金を含まない。
* 2 年金受取見込総額＝年金年額×年金受取期間(確定年金の場合)

例

5年確定年金で、1年目の年金として403万円と年金開始後の配当金1万円をあわせて404万円を受取った。

また、年金受取の選択時の年金積立保険料は2,010万円、年金受取見込総額は2,015万円(403万円×5回)とする。

借方		貸方	
当座預金	404万円	年金積立保険料 雑収入	402万円 2万円

$$\text{取崩額} = 2,010 \text{ 万円} \times \frac{403 \text{ 万円}}{2,015 \text{ 万円}} = 402 \text{ 万円}$$

※2年目以降の年金受取時も、(2)と同様の経理処理を行うこととなります。
※年金受取については、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は利用できません。

特定疾病診断保険金の受取時

例 特定疾病診断保険金 200 万円を受取った。

見舞金支払時

例

受取った特定疾病診断保険金のうち 5 万円
を見舞金規程等に基づき見舞金として被保
険者に支払った。

借方		貸方	
福利厚生費*	5万円	当座預金	5万円

* 法人の福利厚生規程等により見舞金を支払った場合、社会通念上妥当な金額は損金算入できますが、これを超える金額は給料・報酬となります。
(役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。)

【契約形態Ⅱの場合】

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、前払保険料および配当金積立金に資産計上額がある場合は、資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入する必要があります。

例

被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき、前払保険料は 3,000 万円、配当金積立金は 150 万円とする。

借方		貸方	
雑損失	3,150 万円	前払保険料	3,000 万円
		配当金積立金	150 万円

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける保険金については、全額非課税となるため課税は発生しません。(所得税基本通達 9－21)

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストターム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2-3. ⑪みらいのカタチ〔養老〕の経理処理

一定期間、死亡に備えながら資産形成ができる保険です。

養 老

契約形態Ⅰ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人 …………… 法人
満期保険金受取人 …………… 法人

契約形態Ⅱ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人 …………… 役員・従業員の遺族
満期保険金受取人 …………… 法人

1. 保険料支払時

〔契約形態Ⅰの場合〕

法人が支払った保険料は、保険料積立金として資産に計上してください。

例 月払保険料として 8 万円を支払った。

借方	貸方
保険料積立金 8万円	当座預金 8万円

〔契約形態Ⅱの場合〕

法人が支払った保険料のうち 1／2 を保険料積立金として資産に計上し、残りの 1／2 は福利厚生費として損金に算入してください。*

例 月払保険料として 8 万円を支払った。

借方	貸方
保険料積立金 4万円 福利厚生費 4万円	当座預金 8万円

ただし、役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、保険料の 1／2 はその被保険者に対する給与となりますので、給料・報酬として処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

例 月払保険料として 8 万円を支払った。

借方	貸方
保険料積立金 4万円 給料・報酬 4万円	当座預金 8万円

* 福利厚生費として損金算入するための要件(法人税基本通達 9-3-4 及び所得税基本通達 36-31 等参照)
・原則として役員・従業員の全員を対象とします。ただし、合理的な理由により加入対象者を決定している場合は認められる場合もあります。
・個々の役員・従業員の保険金額に格差がある場合、それは職種、年齢、勤続年数等に応じた合理的な格差である必要があります。
・同族会社で、役員・従業員の大部分が同族関係者である場合は、給与として取扱われることがあります。

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時^(注)

解約払戻金を受取った場合には、前払保険料(または保険料積立金)および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 解約して 4,150 万円を受取った。
このとき前払保険料は 3,000 万円、配当金積立金は 150 万円とする。

借方	貸方
当座預金 4,150万円	前払保険料 3,000万円 配当金積立金 150万円 雑収入 1,000万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。
ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例 解約時受取額 4,150 万円を被保険者の退職金として支払った。

借方	貸方
退職金 4,150万円	当座預金 ××××万円 預り金* ××××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため××××万円と表示しております。

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料または保険料積立金を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ〔定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ〔入院総合・がん医療・認知症保障(終身)〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ〔生存給付金付定期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ〔パッケージプラン〕の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例 当期の配当金 5 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 1 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。

借方		貸方	
配当金積立金	6万円	雑収入	6万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例 積立配当金 10 万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	10万円	配当金積立金	10万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 保険金受取時

[契約形態Ⅰの場合]

満期保険金受取時

満期保険金を受取った場合、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、満期時受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 満期になり、2,020 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 1,920 万円、配当金積立金は 20 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	2,020万円	保険料積立金 配当金積立金 雑収入	1,920万円 20万円 80万円

勇退退職金支払時

法人の退職金規程等により満期保険金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は退職金として損金に算入することができます。ただし、役員等の場合には損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例 受取った満期保険金を財源として、退職金 2,000 万円を支払った。

借方		貸方	
退職金	2,000万円	当座預金 預り金*	××××万円 ×××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

満期保険金を据置いた場合

満期到来時

満期保険金を据置いた場合、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩すとともに、満期時に受取るべき金額を据置保険金として資産に計上してください。据置保険金と資産取崩額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 満期保険金 2,020 万円を受取りとなったが、据置とした。このとき、保険料積立金は 1,920 万円、配当金積立金は 20 万円とする。

借方		貸方	
据置保険金	2,020万円	保険料積立金 配当金積立金 雑収入	1,920万円 20万円 80万円

利息繰入通知を受取った場合

また、利息繰入通知を受取った場合、雑収入として益金に算入してください。

例 据置保険金の利息として 10 万円を受取った。

借方		貸方	
据置保険金	10万円	雑収入	10万円

据置保険金を引出した場合

据置保険金を全額引出した場合、資産に計上した据置保険金を取崩します。受取額との差額があれば、雑収入として益金に算入してください。

例 据置保険金および当期の利息 2,060 万円を受取った。このとき、利息は 10 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	2,060万円	据置保険金 雑収入	2,050万円 10万円

死亡保険金受取時

死亡保険金を受取った場合、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 死亡保険金および積立配当金 2,020 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 960 万円、配当金積立金は 10 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	2,020万円	保険料積立金 配当金積立金 雑収入	960万円 10万円 1,050万円

死亡退職金・弔慰金支払時

法人の退職金・弔慰金規程等により退職金等を支払った場合、原則としてその金額は退職金・福利厚生費として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例 死亡退職金として 1,000 万円、弔慰金として 300 万円を支払った。

借方		貸方	
退職金 福利厚生費*	1,000万円 300万円	当座預金	1,300万円

*原則として業務上の死亡の場合には普通給与の3年分相当額、業務上の死亡でない場合は普通給与の半年分相当額を超える弔慰金は、死亡退職金とみなされます。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパー
フェニックス）・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険（プラチナフェニックス）・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ〔定期・新3大疾病保
障（死亡保障100％型）（有
期）・介護保障（有期）・
身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険
（ジャストターム）
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入
院総合（有期）・がん医
療（有期）・入院継続時
収入サポート・認知症
保障（有期）〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
〔入院総合・がん医
療・認知症保障（終
身）〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
〔生存給付金付定
期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3
大疾病保障・（死亡保障
100％型）（終身）・介護
保障（終身）〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
〔パッケージプラン〕
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険（グランエイジ）
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
（所得税基本通達 36-37）

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

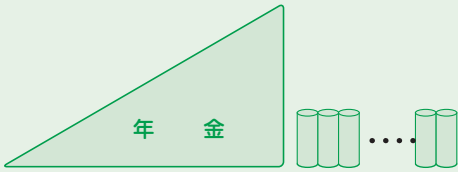
10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2-4. ⑫みらいのカタチ〔年金〕の経理処理

計画的に将来必要な資金を準備できる保険です。



契約形態Ⅰ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 法人
年金受取人…………… 法人

契約形態Ⅱ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 役員・従業員の遺族
年金受取人…………… 法人

<年金開始前>

1. 保険料支払時

〔契約形態Ⅰの場合〕

法人が支払った保険料は保険料積立金として資産に計上してください。

例

月払保険料として 10 万円を支払った。

借方		貸方	
保険料積立金	10 万円	当座預金	10 万円

〔契約形態Ⅱの場合〕

法人が支払った保険料のうち 9 / 10 は保険料積立金として資産に計上し、残りの 1 / 10 は福利厚生費として損金に算入してください*。

例

月払保険料として 10 万円を支払った。

借方		貸方	
保険料積立金	9 万円	当座預金	10 万円
福利厚生費	1 万円		

ただし、役員または特定の従業員のみを被保険者とする場合等には、保険料のうち 1 / 10 は被保険者に対する給与となりますので、給料・報酬として処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

例

月払保険料として 10 万円を支払った。

借方		貸方	
保険料積立金	9 万円	当座預金	10 万円
給料・報酬	1 万円		

* 福利厚生費として損金算入するための要件(法人税基本通達 9-3-4 及び所得税基本通達 36-31 等参照)
・原則として役員・従業員の全員を対象とします。ただし、合理的な理由により加入対象者を決定している場合は認められる場合もあります。
・個々の役員・従業員の保険金額に格差がある場合、それは職種、年齢、勤続年数等に応じた合理的な格差である必要があります。
・同族会社で、役員・従業員の大部分が同族関係者である場合は、給与として取扱われることがあります。

〔契約形態Ⅱの場合〕

満期保険金受取時

満期保険金受取時の経理処理については、P45 をご参照ください。

勇退退職金支払時

勇退退職金支払時の経理処理については、P45 をご参照ください。

満期保険金を据置いた場合

満期保険金を据置いた場合の経理処理については、P46 をご参照ください。

死亡保険金受取時

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、保険料積立金や配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩して、雑損失として損金算入する必要があります。

例

死亡保険金および積立配当金が被保険者の遺族に支払われた。このとき、保険料積立金が 480 万円、配当金積立金が 10 万円とする。

借方		貸方	
雑損失	490 万円	保険料積立金	480 万円
		配当金積立金	10 万円

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時

解約払戻金を受取った場合には、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例

解約して 1,000 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 960 万円、配当金積立金は 10 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	1,000 万円	保険料積立金	960 万円
		配当金積立金	10 万円
		雑収入	30 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱いは P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

解約時受取額 1,000 万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	1,000 万円	当座預金	××××万円
		預り金*	×××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例 当期の配当金 2 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 5 千円もあわせて積立てる旨の通知を受けた。

借方		貸方	
配当金積立金	2.5 万円	雑収入	2.5 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例 積立配当金 2 万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	2 万円	配当金積立金	2 万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 保険金受取時

【契約形態Ⅰの場合】

死亡保険金受取時

死亡保険金を受取った場合、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、死亡時受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 死亡保険金および積立配当金 1,015 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 880 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	1,015 万円	保険料積立金 配当金積立金 雑収入	880 万円 15 万円 120 万円

【契約形態Ⅱの場合】

死亡保険金は役員・従業員の遺族に直接支払われますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし保険料積立金や配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩して雑損失として損金算入する必要があります。

例 被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき、保険料積立金は 792 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
雑損失	807 万円	保険料積立金 配当金積立金	792 万円 15 万円

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時

解約払戻金を受取った場合には、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 解約して 1,600 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 1,400 万円、配当金積立金は 100 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	1,600 万円	保険料積立金 配当金積立金 雑収入	1,400 万円 100 万円 100 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例 解約時受取額 1,600 万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	1,600 万円	当座預金 預り金*	××××万円 ×××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

<年金開始後>

1. 年金開始に伴う取崩用の資産勘定への振替え

年金開始前まで積立ててきた保険料積立金と配当金積立金を、年金積立保険料(取崩用の資産勘定)へ振替えてください。

例 年金開始時に、保険料積立金、配当金積立金にそれぞれ 2,160 万円、150 万円計上されていた。これを年金積立保険料へ振替えた。

借方		貸方	
年金積立保険料	2,310 万円	保険料積立金 配当金積立金	2,160 万円 150 万円

2. 配当金

現金受取(年金とともに受取り)する場合

受取る配当金は益金に算入してください。
実際には、配当金は年金と合算して受取りますので、経理処理については、後述の「3. 年金受取に伴う資産勘定の取崩し」をご参照ください。

3. 年金受取に伴う資産勘定の取崩し

年金を配当金とともに現金で受取った場合

年金を受取ったとき、年金積立保険料から以下の算式による金額を取崩し、受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に 算入してください。

$$\text{取崩額} = \text{年金積立保険料の額} \times \frac{\text{年金年額} \times 1}{\text{年金受取見込総額} \times 2}$$

- * 1 年金開始後の配当金を含まない。
- * 2 年金受取見込総額＝年金年額×以下の期間
・確定年金の場合・・・年金受取期間
・保証期間付終身年金の場合・・・保証期間と被保険者の余命年数(注)のいずれか長い期間
(注)所得税法施行令 82 の 3 の別表「余命年数表」による

※特約を付加することにより、所定の範囲内で年金の種類を 10 年保証期間付終身年金に変更することができます。 なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・(死亡保障
100%型)(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

身体障がい保障保険・介護保障保険は、2024 年 4 月 2 日以降販売を停止しています。

プラン例

一生涯の死亡保障に加え、一定期間の大きな保障を準備できるプランです。

終身

定期更新

新3大疾病保障更新

特定重度疾病保障更新

身体障がい保障更新

介護保障更新

入院総合更新

特定損傷更新

契約形態Ⅰ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 法人

契約形態Ⅱ

契約者…………… 法人
被保険者…………… 役員・従業員
死亡保険金受取人…………… 役員・従業員の遺族

※給付金および生前給付型保険金の受取人は以下のとおりです。
契約形態Ⅰ：契約者
契約形態Ⅱ：被保険者

1. 保険料支払時

法人が支払った保険料は、保険契約毎に経理処理を行ってください。

●終身保険

保険料支払時の経理処理については、P32をご参照ください。

●定期保険・新3大疾病保障保険(死亡保障 100%型)・介護保障保険(有期)・身体障がい保障保険

保険契約毎に最高解約返戻率を算出のうえ、保険料支払時の経理処理については、P8～P10をご参照ください。

●新3大疾病保障保険(死亡保障 10%型)・特定重度疾病保障保険・特定損傷保険

これらの商品は最高解約返戻率が50%以下となるため、法人が支払った保険料は、定期保険料として全額損金に算入してください。

●入院総合保険(有期)

保険料支払時の経理処理については、P23をご参照ください。

(注)ただし、契約形態Ⅱの場合かつ役員または特定の従業員のみを被保険者としている場合等には、当該保険料の額は当該役員または従業員の給与となりますので、期間の経過にかかわらず全額を給料・報酬として経理処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

例 10 年確定年金で、1 年目の年金として 240 万円と年金開始後の配当金 5 万円を合わせた 245 万円を受取った。
また、年金開始時の年金積立保険料は 2,310 万円、年金受取見込総額は 2,400 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	245 万円	年金積立保険料 雑収入	231 万円 14 万円

取崩額= 2,310 万円 × $\frac{240 \text{ 万円}}{2,400 \text{ 万円}}$ = 231 万円

年金の残額を配当金とともに現金で一括受取した場合

年金開始後に、年金の残額を一括で受取った場合、その時点での年金積立保険料の残額を取崩し、受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 10 年確定年金で 4 年目以降の年金(年金開始後の配当金を含む)を一括で 1,850 万円受取った。
なお、年金開始時の年金積立保険料は 2,310 万円、年金年額は 240 万円、年金受取見込総額は 2,400 万円とする。

借方		貸方	
当座預金	1,850 万円	年金積立保険料 雑収入	1,617 万円 233 万円

取崩額(年金積立保険料の残額)= 2,310 万円 − $\left(2,310 \text{ 万円} \times \frac{240 \text{ 万円} \times 3 \text{ 年}}{2,400 \text{ 万円}} \right)$ = 1,617 万円
→ 年金開始後 3 年間の取崩額

第 1 回年金支払基準日の変更(繰延べ)をした場合

繰延べ時の経理処理は必要なく、年金受取時に経理処理を行います。

4. 退職年金の支払時

法人の退職金規程等により退職年金を支払った場合、原則としてその金額は退職年金として損金に算入することができます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例 受取った年金 300 万円を被保険者の退職年金として支払った。

借方		貸方	
退職年金	300 万円	当座預金 預り金*	×××万円 ××万円

*この預り金は退職年金の源泉徴収税額です。公的年金等に係る雑所得として源泉徴収の対象となります。

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストターム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例	当期の配当金 5 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 1 万円もあわせて積立てる旨の通知を受取った。		
		借方	貸方
		配当金積立金	6 万円
		雑収入	6 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例	積立配当金 10 万円を引出した。		
		借方	貸方
		当座預金	10 万円
		配当金積立金	10 万円
*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。			

3. 給付金受取時

【契約形態Ⅰの場合】

契約者が給付金の受取人となるため、法人が入院総合保険により支払われる入院給付金、外来手術給付金、先進医療給付金、先進医療サポート給付金を受取った場合、または特定損傷保険により支払われる特定損傷給付金を受取った場合、全額を雑収入として益金に算入してください。また、受取った給付金を福利厚生規程等に基づき見舞金として役員・従業員に支払った場合は福利厚生費として損金に算入してください。

入院給付金等受取時

例	入院給付金 30 万円を受取った。		
		借方	貸方
		当座預金	30 万円
		雑収入	30 万円

見舞金支払時

例	受取った入院給付金のうち 5 万円を見舞金規程等に基づき見舞金として被保険者に支払った。		
		借方	貸方
		福利厚生費*	5 万円
		当座預金	5 万円

*法人の福利厚生規程等により見舞金を支払った場合、社会通念上妥当な金額は損金算入できますが、これを超える金額は給料・報酬となります。（役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。）

【契約形態Ⅱの場合】

入院総合保険により支払われる入院給付金、外来手術給付金、先進医療給付金、先進医療サポート給付金、特定損傷給付金は直接被保険者に支払われますので、法人の経理処理は必要ありません。

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける給付金については、全額非課税となるため課税は発生しません。（所得税基本通達 9-21）

4. 保険金受取時

【契約形態Ⅰの場合】

保険金を受取った場合、前払保険料・保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、受取額との差額は雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください。

死亡保険金受取時^{（注）}

例	死亡保険金および積立配当金 5,015 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 300 万円、前払保険料は 300 万円、配当金積立金は 15 万円とする。		
		借方	貸方
		当座預金	5,015 万円
		保険料積立金	300 万円
		前払保険料	300 万円
		配当金積立金	15 万円
		雑収入	4,400 万円

3大疾病保険金・身体障がい保険金・介護保険金の受取時^{（注）}

例	3大疾病保険金および積立配当金 2,010 万円を受取った。このとき、前払保険料は 200 万円、配当金積立金は 10 万円とする。		
		借方	貸方
		当座預金	2,010 万円
		前払保険料	200 万円
		配当金積立金	10 万円
		雑収入	1,800 万円

特定疾病診断保険金・がん要精検後検査等給付金の受取時

例	特定疾病診断保険金 200 万円を受取った。		
		借方	貸方
		当座預金	200 万円
		雑収入	200 万円
*特定疾病診断保険金・がん要精検後検査等給付金の受取時は、その後も保険契約が継続するため、前払保険料および配当金積立金の取崩しは不要です。			

特定重度疾病保険金の受取時

例	特定重度疾病保険金 1,000 万円を受取った。		
		借方	貸方
		当座預金	1,000 万円
		雑収入	1,000 万円

見舞金支払時

例	受取った特定疾病診断保険金のうち 5 万円を見舞金規程等に基づき見舞金として被保険者に支払った。		
		借方	貸方
		福利厚生費*	5 万円
		当座預金	5 万円
*法人の福利厚生規程等により見舞金を支払った場合、社会通念上妥当な金額は損金算入できますが、これを超える金額は給料・報酬となります。（役員給与の損金算入については一定の要件がありますのでご注意ください。）			

（注）「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料・保険料積立金を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパーフェニックス）・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険（プラチナフェニックス）・③通増定期保険・④みらいのカチ【定期・新3大疾病保障（死亡保障100%型）（有期）・介護保障（有期）・身体障がい保障】の経理処理

1-2. ④長期定期保険（ジャストタム）の経理処理

1-3. ⑥みらいのカチ【入院総合（有期）・がん医療（有期）・入院継続時収入サポート・認知症保障（有期）】の経理処理

1-5. ⑧みらいのカチ【生存給付金付定期】の経理処理

2-1. ⑨みらいのカチ【終身】の経理処理

2-2. ⑩みらいのカチ【新3大疾病保障・（死亡保障100%型）（終身）・介護保障（終身）】の経理処理

2-3. ⑪みらいのカチ【養老】の経理処理

2-4. ⑫みらいのカチ【年金】の経理処理

2-5. ⑬みらいのカチ【パッケージプラン】の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険（グランエイジ）の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
（所得税基本通達 36-37）

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

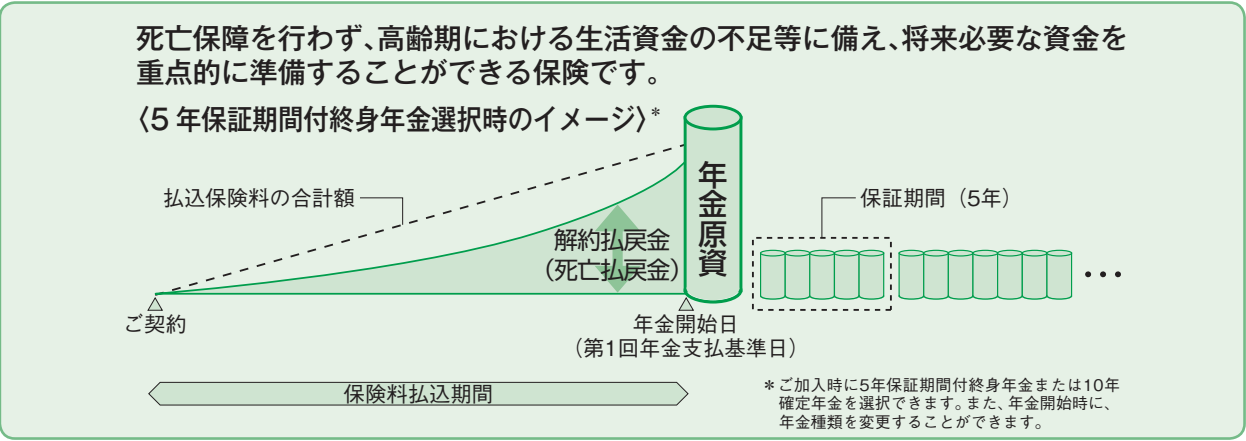
9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理



契約形態Ⅰ

契約者…………… 法人
被保険者………… 役員
死亡時支払金受取人………… 法人
年金受取人………… 法人

契約形態Ⅱ

契約者…………… 法人
被保険者………… 役員
死亡時支払金受取人………… 役員の遺族
年金受取人………… 法人

※死亡時支払金受取人とは、契約者が被保険者の同意を得て指定した人で、被保険者が死亡した場合に、死亡払戻金、保険料前納金の残額、積立てた配当金等があるときに、これらを受取ることができる人をいいます。

＜年金開始前＞

1. 保険料支払時

【契約形態Ⅰの場合】

法人が支払った保険料は保険料積立金として資産に計上してください。

例

月払保険料として 10 万円を支払った。

借方		貸方	
保険料積立金	10 万円	当座預金	10 万円

【契約形態Ⅱの場合】

法人が支払った保険料のうち9／10は保険料積立金として資産に計上し、残りの1／10は被保険者に対する給与となりますので、給料・報酬として処理してください。給料・報酬として処理された額は、当該被保険者の給与所得として所得税等の課税対象となります。なお、被保険者が役員等の場合、役員給与について損金算入できる金額には限度がありますのでご注意ください。

例

月払保険料として 10 万円を支払った。

借方		貸方	
保険料積立金	9万円	当座預金	10万円
給料・報酬	1万円		

【契約形態Ⅱの場合】

死亡保険金の受取人は、役員・従業員の遺族となりますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし、前払保険料・保険料積立金および配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩し、雑損失として損金に算入する必要があります。

例

被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡保険金および積立配当金が支払われた。このとき、前払保険料は 50 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
雑損失	65万円	前払保険料	50万円
		配当金積立金	15万円

※役員・従業員が受取る身体の傷害に基因して支払いを受ける保険金については、全額非課税となるため課税は発生しません。(所得税基本通達9-21)

5. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時(注)

解約払戻金を受取った場合には、前払保険料・保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩し、解約時受取額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例

解約して410万円を受取った。このとき、保険料積立金は300万円、前払保険料は50万円、配当金積立金は10万円とする。

借方		貸方	
当座預金	410万円	保険料積立金	300万円
		前払保険料	50万円
		配当金積立金	10万円
		雑収入	50万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱いはP60参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

解約時受取額410万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	410万円	当座預金	×××万円
		預り金*	××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

(注)「1. 保険料支払時」に支払保険料を資産計上している金額がある場合に、その前払保険料・保険料積立金を取崩し、保険金あるいは解約時受取金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

第一章 各保険種類における経理処理

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障害保障]

1-2. ④長期定期保険(ジャストチーム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2. 配当金

配当金を積立てる場合

配当金を積立てる通知を受けた場合、すでに積立てられた配当金に対してついた利息とあわせて雑収入として益金に算入してください。同時に、同額を配当金積立金として資産に計上してください。

例 当期の配当金 2 万円を新たに積立て、前期までの積立配当金累計に対する利息 5 千円もあわせて積立てる旨の通知を受けた。

借方		貸方	
配当金積立金	2.5 万円	雑収入	2.5 万円

積立配当金を引出した場合

積立てた配当金を引出した場合には、配当金積立金からその額を取崩してください。

例 積立配当金 2 万円を引出した。

借方		貸方	
当座預金	2 万円	配当金積立金	2 万円

*配当金積立金に繰入れられていない利息をあわせて引出す場合には、雑収入として益金に算入してください。

3. 死亡払戻金受取時

[契約形態Ⅰの場合]

死亡払戻金を受取った場合、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩します。
死亡払戻金は保険料積立金を下回るため、死亡払戻金を受取った場合は、雑損失が生じます。

例 死亡払戻金および積立配当金 515 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 1,000 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
当座預金 雑損失	515 万円 500 万円	保険料積立金 配当金積立金	1,000 万円 15 万円

[契約形態Ⅱの場合]

死亡払戻金は役員の遺族に直接支払われますので、法人の経理処理は必要ありません。ただし保険料積立金や配当金積立金に資産計上額がある場合には、資産計上額を取崩して雑損失として損金算入する必要があります。

例 被保険者が死亡し、被保険者の遺族に死亡払戻金および積立配当金が支払われた。このとき、保険料積立金は 792 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
雑損失	807 万円	保険料積立金 配当金積立金	792 万円 15 万円

4. 解約払戻金受取時

解約払戻金受取時

解約払戻金を受取った場合には、保険料積立金および配当金積立金の資産計上額を取崩します。
解約時受取額は保険料積立金を下回るため、解約払戻金を受取った場合は、雑損失が生じます。

例 解約して 515 万円を受取った。このとき、保険料積立金は 1,000 万円、配当金積立金は 15 万円とする。

借方		貸方	
当座預金 雑損失	515 万円 500 万円	保険料積立金 配当金積立金	1,000 万円 15 万円

勇退退職金支払時 ※退職金の一部として生命保険を交付(名義変更)する場合の取扱い は P60 参照

法人の退職金規程等により解約払戻金を退職金として支払った場合、原則としてその金額は、退職金として損金に算入できます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例 解約時受取額 515 万円を被保険者の退職金として支払った。

借方		貸方	
退職金	515 万円	当座預金 預り金*	××××万円 ×××万円

*この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

<年金開始後>

1. 年金開始に伴う取崩用の資産勘定への振替え

年金開始前まで積立ててきた保険料積立金と配当金積立金を、年金積立保険料(取崩用の資産勘定)へ振替えてください。

例 年金開始時に、保険料積立金、配当金積立金にそれぞれ 2,160 万円、150 万円計上されていた。これを年金積立保険料へ振替えた。

借方		貸方	
年金積立保険料	2,310 万円	保険料積立金 配当金積立金	2,160 万円 150 万円

2. 配当金

現金受取(年金とともに受取り)する場合

受取る配当金は雑収入として益金に算入されることになります。
実際には、配当金は年金と合算して受取りますので、経理処理については、後述の「3. 年金受取に伴う資産勘定の取崩し」をご参照ください。

3. 年金受取に伴う資産勘定の取崩し

年金を配当金とともに現金で受取った場合

年金を受取ったとき、年金積立保険料から以下の算式による金額を取崩し、受取額との差額は雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

$$\text{取崩額} = \text{年金積立保険料の額} \times \frac{\text{年金年額} * 1}{\text{年金受取見込総額} * 2}$$

- * 1 年金開始後の配当金を含まない。
- * 2 年金受取見込総額＝年金年額×以下の期間
・確定年金の場合・・・年金受取期間
・保証期間付終身年金の場合・・・保証期間と被保険者の余命年数(注)のいずれか長い期間
(注)所得税法施行令 82 の 3 の別表「余命年数表」による

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストターム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・(死亡保障
100%型)(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

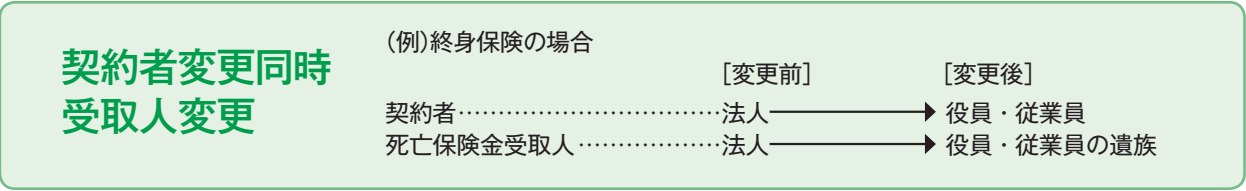
11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

1. 名義変更をした場合の経理処理（所得税基本通達36-37）

一部の商品において契約日が2019年7月8日以降の法人契約で最高解約返戻率が50%を超えるご契約について、2021年7月1日以降に法人から個人または法人から法人へ名義変更をした場合は、当ページに記載の保険契約の価額の評価方法と考え方が異なることがあります。P64～P65をあわせてご参照ください。

1. 法人契約から個人契約への名義変更（役員・従業員が退職した場合等）



保険契約上の全ての権利を役員・従業員に譲渡することになるため、保険料積立金、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩してください。
譲渡される保険契約の価額は、変更時の解約払戻金相当額*1（配当金を含む）です。
この金額は法人の退職金規程等の範囲内であれば原則として他の退職金とともに損金に算入できますが、被保険者が役員等の場合、その人の地位・在任期間・客観的な状況からみて明らかに過大とみなされる場合には、退職金のうち過大部分については損金算入を否認される場合がありますのでご注意ください。
また資産の取崩額と譲渡される権利の価額との差額は、雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください。

- *1 年金開始後に年金受取人を法人から個人に変更する場合、譲渡される保険契約の価額は変更時の年金受給権評価額となります。
年金受給権評価額とは次に掲げる金額のうちいずれか多い金額です。
- ①解約払戻金額（配当金などが支払われる場合には、これらの金額が加算された金額）
 - ②年金に代えて受取ることができると一時金の金額
 - ③年金年額の1年あたりの平均額×複利年金現価率（残存期間または余命年数に応ずるもの）

例

従業員の退職に伴い会社の退職金規程等により退職金として現金1,000万円（源泉所得税控除前）と会社契約の同人の生命保険（終身保険）を本人に名義変更のうえ交付した。
このとき、積立配当金を含めた解約払戻金相当額は300万円とする。
なお、名義変更前の保険料積立金は290万円、配当金積立金は20万円とする。

借方	貸方
退職金 雑損失	当座預金 保険料積立金 配当金積立金 預り金*2
1,300万円 10万円	×××万円 290万円 20万円 ×××万円

*2 この預り金は退職金の源泉徴収税額です。勤続年数等により源泉徴収の対象となる退職所得の金額が異なるため×××万円と表示しております。

例

会社契約の生命保険（保険期間が終身の入院総合保険）を保険料払込満了後に、退職以外の事由により本人に無償で名義変更のうえ交付した。
このとき、解約払戻金は20万円、配当金積立金は1万円とする。
（なお、記載の例は被保険者1名あたりの当該事業年度の支払保険料が30万円以下の場合）

借方	貸方
給料・報酬	配当金積立金 雑収入
21万円	1万円 20万円

（注）名義変更時に、支払保険料を資産計上している金額がある場合には、その前払保険料・保険料積立金を取崩し、解約払戻金相当額との差額を雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください。

例

5年保証期間付終身年金で、1年目の年金として240万円と年金開始後の配当金5万円を合わせた245万円を受取った。
また、年金開始時の年金積立保険料は2,310万円、年金受取見込総額は1,440万円とする。

借方	貸方
当座預金 雑損失	年金積立保険料
245万円 140万円	385万円

取崩額＝2,310万円× $\frac{240\text{万円}}{1,440\text{万円}}$ ＝385万円

（注）80歳男性が5年保証期間付終身年金を受取る場合、80歳時の余命年数（所得税法施行令82の3の別表「余命年数表」による）は、6年となる。
保証期間の5年と比べると余命年数の方が長いため、年金受取見込総額は240万円×6年＝1,440万円となる。

上記ケースで7年目の年金（年金開始後の配当金を含む）として245万円を受取った。
なお、受取額のうち5万円は当期の配当金とする。
（8年目以降の年金受取時も同様の経理処理となる。）

借方	貸方
当座預金	雑収入
245万円	245万円

年金の残額を配当金とともに現金で一括受取した場合

年金開始後に、年金の残額を一括で受取った場合、その時点での年金積立保険料の残額を取崩し、受取額との差額は雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください。

例

5年保証期間付終身年金で4年目以降の年金（年金開始後の配当金を含む）を一括で480万円受取った。
なお、年金開始時の年金積立保険料は2,310万円、年金年額は240万円、年金受取見込総額は1,440万円とする。

借方	貸方
当座預金 雑損失	年金積立保険料
480万円 290万円	770万円

取崩額：残りの保証期間内に年金を受取った場合に取崩すこととなる年金積立保険料（385万円×2＝770万円）

（注）80歳男性が5年保証期間付終身年金を受取る場合、80歳時の余命年数（所得税法施行令82の3の別表「余命年数表」による）は、6年となる。
保証期間の5年と比べると余命年数の方が長いため、年金受取見込総額は240万円×6年＝1,440万円となる。

例

10年確定年金で4年目以降の年金（年金開始後の配当金を含む）を一括で1,950万円受取った。
なお、年金開始時の年金積立保険料は2,310万円、年金年額は260万円、年金受取見込総額は2,600万円とする。

借方	貸方
当座預金	年金積立保険料
1,950万円	1,617万円 333万円

取崩額（年金積立保険料の残額）＝2,310万円－ $\left(2,310\text{万円} \times \frac{260\text{万円} \times 3\text{年}}{2,600\text{万円}}\right)$ ＝1,617万円
→ 年金開始後3年間の取崩額

4. 退職年金の支払時

法人の退職金規程等により退職年金を支払った場合、原則としてその金額は退職年金として損金に算入することができます。ただし、役員等の場合には、損金算入に限度がありますのでご注意ください。

例

受取った年金300万円を被保険者の退職年金として支払った。

借方	貸方
退職年金	当座預金 預り金*
300万円	×××万円 ××万円

*この預り金は退職年金の源泉徴収税額です。公的年金等に係る雑所得として源泉徴収の対象となります。

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパ
フェニックス）・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険（プラチナフェニックス）・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ【定期・新3大疾病保
障（死亡保障100%型）（有
期）・介護保障（有期）・
身体障害保障】の経理処理

1-2. ④長期定期保険
（ジャストタム）
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ【入
院総合（有期）・がん医
療（有期）・入院継続時
収入サポート・認知症
保障（有期）】の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
【入院総合・がん医
療・認知症保障（終
身）】の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
【生存給付金付定
期】の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
【終身】の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ【新3
大疾病保障・死亡保障
100%型】（終身）・介護
保障（終身）の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
【養老】の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
【年金】の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
【パッケージプラン】
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険（グランエイジ）
の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
（所得税基本通達36-37）

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

契約者のみ
変更

(例)終身保険の場合

[変更前] [変更後]

契約者……………法人 → 役員・従業員

死亡保険金受取人……………役員・従業員の遺族 → 役員・従業員の遺族

保険料については、すでに給料・報酬として経理処理されているため、特段の経理処理は発生しません。
ただし、変更時に配当金積立金に資産計上額があれば、それを取崩し、損金に算入してください。

例 従業員の退職に伴い会社契約の生命保険（終身保険）を本人に名義変更のうえ交付した。
名義変更前の配当金積立金の資産計上額は 40 万円であった。

借方		貸方	
退職金	40 万円	配当金積立金	40 万円

<参考> 法人から個人へ有償譲渡をした場合

譲渡される保険契約の価額は、変更時の解約払戻金相当額(配当金含む)です。

例 会社契約の生命保険を、個人に 300 万円で譲渡し名義変更をした。
このとき、積立配当金を含めた解約払戻金相当額は 300 万円とする。
なお、名義変更前の保険料積立金は 290 万円、配当金積立金は 20 万円とする。

借方		貸方	
当座預金 雑損失	300 万円 10 万円	保険料積立金 配当金積立金	290 万円 20 万円

なお、2018 年 1 月 1 日以後に契約者変更があった契約の一時金支払時に発行される支払調書は、以下のように「直前の保険契約者等」「契約者変更の回数」などの欄内にその旨が記載されたものとなっております。

(所得税法施行規則 別表第五(十一))

令和 年分 生命保険金等の一時金の支払調書											
保 険 金 等 受 取 人			住 所 (居所) 又 は 所 在 地				氏 名 又 は 名 称				
保 険 契 約 者 等 (又は保険料等払込人)							個 人 番 号 又 は 法 人 番 号				
被 保 険 者 等							氏 名 又 は 名 称				
直前の保険契約者等							氏 名 又 は 名 称				
保 険 金 額 等			増加又は割増保険金額等			未払利益配当金等			貸付金額、同未収利息		
千 円			千 円			千 円			千 円		
未 払 込 保 険 料 等			前納保険料等払戻金			差引支払保険金額等			既 払 込 保 険 料 等		
千 円			千 円			千 円			千 円		
									(内)		
保 険 事 故 等				保険事故等の 発生年月日		年 月 日					
保険等の種類				年 月 日							
契約者変更の 回数				年 月 日							
保 険 会 社 等		所 在 地									
		名 称				法 人 番 号					

2. 法人間の名義変更
(役員・従業員が他の法人に転籍した場合等)

契約者変更同時
受取人変更

(例)終身保険の場合

[変更前] [変更後]

契約者…………… 法人 A → 法人 B

死亡保険金受取人…………… 法人 A → 法人 B

【転出法人(法人 A)の経理処理】

保険契約の譲渡代金を法人 B から受入れ、保険料積立金、前払保険料、配当金積立金の資産計上額を取崩してください。この際、資産の取崩額と譲渡代金との差額を雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。
※ただし、譲渡代金より変更時の保険契約の価額(解約払戻金 + 積立配当金)が大きい場合、その差額については、税務上寄附金とされる可能性がありますのでご注意ください。

【転入法人(法人 B)の経理処理】

保険契約の譲渡金額を支払い、変更時の保険契約の価額を資産に計上(解約払戻金額は保険料積立金・前払保険料、積立配当金は配当金積立金に計上)してください。また、譲渡代金と資産計上額との差額は雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。
※ただし、譲渡代金より変更時の保険契約の価額が大きい場合、その差額については、税務上受贈益として認定される可能性がありますのでご注意ください。

例

役員が法人 A から法人 B に転籍した。これに伴い法人 A が契約した同人の生命保険（終身保険）を法人 B に 300 万円で譲渡し、名義変更をした。
このとき、積立配当金を含めた解約払戻金相当額は 300 万円とする。
なお、名義変更前の保険料積立金は 290 万円、配当金積立金は 20 万円とする。

<法人 A の経理処理>

借方		貸方	
当座預金 雑損失	300 万円 10 万円	保険料積立金 配当金積立金	290 万円 20 万円

<法人 B の経理処理>

借方		貸方	
保険料積立金 配当金積立金	280 万円 20 万円	当座預金	300 万円

※名義変更後の経理処理については、P63「3. 個人契約から法人契約への名義変更」にならって経理処理を行ってください。

契約者のみ
変更

(例)終身保険の場合

[変更前] [変更後]

契約者…………… 法人 A → 法人 B

死亡保険金受取人…………… 役員・従業員の遺族 → 役員・従業員の遺族

【転出法人(法人 A)の経理処理】

保険契約の譲渡代金を法人 B から受入れ、配当金積立金の資産計上額を取崩してください。また、配当金積立金の取崩額と譲渡代金との差額は雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。
※ただし、譲渡代金より変更時の配当金積立金取崩額が大きい場合、その差額については、税務上寄附金とされる可能性がありますのでご注意ください。

【転入法人(法人 B)の経理処理】

保険契約の譲渡代金を支払い、変更時の積立配当金額を資産に計上してください。また、譲渡代金と資産計上額との差額は、雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。
※ただし、譲渡代金より変更時の配当金積立金取崩額が大きい場合、その差額については税務上受贈益として認定される可能性がありますのでご注意ください。

例

役員が法人 A から法人 B に転籍した。これに伴い法人 A が契約した同人の生命保険（終身保険）を法人 B に 100 万円で譲渡し、名義変更をした。譲渡時の法人 A における配当金積立金の資産計上額は 100 万円とする。

<法人 A の経理処理>

借方		貸方	
当座預金	100 万円	配当金積立金	100 万円

<法人 B の経理処理>

借方		貸方	
配当金積立金	100 万円	当座預金	100 万円

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパーフェニックス）・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険（プラチナフェニックス）・③通増定期保険・④みらいのカタチ〔定期・新3大疾病保障（死亡保障100％型）（有期）・介護保障（有期）・身体障害（保障）〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険（ジャストタム）の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入院総合（有期）・がん医療（有期）・入院継続時収入サポート・認知症保障（有期）〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ〔入院総合・がん医療・認知症保障（終身）〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ〔生存給付金付定期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3大疾病保障・（死亡保障100％型）（終身）・介護保障（終身）〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ〔パッケージプラン〕の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険（グランエイジ）の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

3. 個人契約から法人契約への名義変更 (個人事業を法人化した場合等)

契約者変更同時 受取人変更

(例) 終身保険の場合

	[変更前]	[変更後]
契約者……………	役員・従業員	法人
死亡保険金受取人…………	役員・従業員の遺族	法人

保険契約上の全ての権利を会社が役員・従業員から解約払戻金相当額(配当金を含む)で買取ることになります。
解約払戻金額および積立配当金額をそれぞれ資産(保険料積立金・前払保険料・配当金積立金)に計上してください。

例

役員が個人で契約している生命保険(終身保険)の契約者および死亡保険金受取人を会社に変更し、法人契約とした。このとき、解約払戻金 380 万円、配当金積立金は 20 万円とする。

	借方	貸方
保険料積立金	380 万円	当座預金
配当金積立金	20 万円	400 万円

※当社では、保険料や解約払戻金の変動を伴う手続き、ご契約者の変更、その他契約内容のご照会の際に、保険料内訳明細書を発行します。名義変更後の支払保険料については、保険料内訳明細書に記載の「毎回払込む保険料」、「最高解約返戻率」、「タイプ」を参考に経理処理を行ってください。
※2019 年 7 月 8 日以降にご契約いただいた契約(保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については 2019 年 10 月 8 日以降の契約)について名義変更を行った場合の取扱いです。

<参考> 法人Aから法人Bへ無償譲渡をした場合

[転出法人(法人 A)の経理処理]

資産に計上している保険料積立金、前払保険料、配当金積立金を取崩すとともに、解約払戻金相当額(配当金を含む)を寄附金として損金に算入してください。(ただし、損金算入には限度がありますので、ご注意ください。)
また、資産の取崩額と解約払戻金相当額との差額を雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

[転入法人(法人 B)の経理処理]

解約払戻金相当額(配当金を含む)を雑収入とし、解約払戻金額は保険料積立金・前払保険料、積立配当金は配当金積立金として資産に計上してください。

例

役員の転籍に伴い、法人 A が契約している生命保険(終身保険)を他の法人(法人 B)に無償譲渡した。このとき、積立配当金を含めた解約払戻金相当額は 100 万円とする。
なお、名義変更前の保険料積立金は 130 万円、配当金積立金は 20 万円とする。

<法人 A の経理処理>

	借方	貸方
寄附金	100 万円	保険料積立金
雑損失	50 万円	配当金積立金
		20 万円

<法人 B の経理処理>

	借方	貸方
保険料積立金	80 万円	雑収入
配当金積立金	20 万円	100 万円

※ 2010 年 10 月 1 日以降に、法人による完全支配下にあるグループ内の法人間で行われる無償譲渡は、転出法人については、寄附金の全額損金不算入(法 37 ②)、転入法人については、雑収入の全額益金不算入(法 25 の 2)とされます。

<参考> 個人から法人へ無償譲渡をした場合

解約払戻金相当額(配当金を含む)が贈与されたこととなりますので雑収入として益金に算入してください。

例

役員が個人で契約している生命保険(終身保険)の契約者および死亡保険金受取人を会社に変更し、法人契約とした。このとき、解約払戻金 80 万円、配当金積立金は 20 万円とする。

	借方	貸方
保険料積立金	80 万円	雑収入
配当金積立金	20 万円	100 万円

【所得税基本通達の一部改正について】

以下の商品において契約日が 2019 年 7 月 8 日以降の法人契約で最高解約返戻率が 50%を超えるご契約について、2021 年 7 月 1 日以降に名義変更をした場合は、名義変更時の資産計上額累計で評価をすることがあります。

<対象商品>

長期定期保険、傷害保障重点期間設定型長期定期保険、逡増定期保険、定期保険、3 大疾病保障保険(有期・終身)、生存給付金付定期保険、新 3 大疾病保障保険(死亡保障 100% 型)(有期・終身)、介護保障保険(有期・終身)、身体障がい保障保険

※ 3 大疾病保障保険(終身)、新 3 大疾病保障保険(死亡保障 100% 型)(終身)、介護保障保険(終身)については、支払った保険料の全額を資産に計上している場合、これまでどおり名義変更時の解約払戻金相当額(配当金を含む)で評価して構いません。

[名義変更時の具体的な評価方法]

名義変更により譲渡される保険契約の

- ① 名義変更時の解約払戻金相当額(配当金を含む)(以下、「名義変更時解約払戻金額」という。))と、
- ② 名義変更時の資産計上額累計(以下、「名義変更時資産計上額」という。))の 70% に相当する金額とを比較し、②の方が大きい場合は、「名義変更時資産計上額」で評価をします。

※ここでの「名義変更時資産計上額」とは、法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金などで処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいいます。

[今般の通達改正に関する補足]

- 対象となる名義変更
・法人から個人への名義変更、法人から法人への名義変更
(個人から個人、または個人から法人への名義変更については対象となりません。)
※「法人」には個人事業主を含みます。
- 今後の見直しの方針
・パブリックコメントによると今回の見直しの対象は、法人税基本通達 9-3-5 の 2 の適用を受ける保険契約等に関する権利としていますが、法人税基本通達の他の取扱いにより保険料の一部を前払保険料に計上する「解約返戻率の低い定期保険等」及び「養老保険」などについては、保険商品の設計などを調査したうえで、見直しの要否を検討される旨が公表されています。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における 経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③逡増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新 3 大疾病保障(死亡保障 100% 型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新 3 大疾病保障・(死亡保障 100% 型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

2. 契約貸付に関する経理処理(保険金受取人が法人の場合)

1. 契約貸付を受けた場合

契約貸付を受けたときは、借入金として負債に計上してください。

例	300 万円の契約貸付を受けた。			
			借方	貸方
	当座預金	2,999,800円	借入金	3,000,000円
	租税公課*	200円		

*初回貸付時には、収入印紙代を徴収します。

2. 貸付金利息を元金に繰入れた場合

契約貸付金利息がついた旨の通知を受けた場合は、利息を元金に繰入れるため、負債に計上してください。

例	契約貸付金利息 10 万円を元金に繰入れた。			
			借方	貸方
	支払利息	10万円	借入金	10万円

3. 契約貸付を返済した場合

契約貸付金を返済した場合は、負債に計上していた借入金を取崩し、返済日までの契約貸付金利息は、損金に算入してください。

例	契約貸付元利金 321 万円（借入金 310 万円、返済日までの契約貸付金利息 11 万円）を返済した。			
			借方	貸方
	借入金	310万円	当座預金	321万円
	支払利息	11万円		

4. 契約貸付金を返済しないまま契約が消滅した場合

契約が消滅した場合、資産に計上している保険料積立金、前払保険料、配当金積立金を取崩してください。また負債に計上している借入金を取崩し、貸付金利息は損金に算入してください。そして受取額および契約貸付元利金等の合計額と、資産取崩額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例	死亡または満期(解約)による保険金(解約払戻金)等を受取った。受取額は借入金 310 万円、利息 11 万円を精算し、679 万円とする。このとき、保険料積立金は 150 万円、配当金積立金は 10 万円とする。			
			借方	貸方
	当座預金	679万円	保険料積立金	150万円
	借入金	310万円	配当金積立金	10万円
	支払利息	11万円	雑収入	840万円

1. 「名義変更時解約払戻金額」が「名義変更時資産計上額」の 70%に相当する金額以上の場合の例

契約者変更同時 受取人変更	(例)長期定期保険の場合			
		[変更前]	[変更後]	
	契約者……………	法人	→	役員・従業員
	死亡保険金受取人……………	法人	→	役員・従業員の遺族

保険契約上の全ての権利を役員・従業員に譲渡することになるため、前払保険料および配当金積立金の資産計上額を取崩してください。譲渡される保険契約の価額は、この場合、変更時の解約払戻金相当額(配当金含む)です。この金額は、法人の退職金規程の範囲内であれば原則として他の退職金とともに損金に算入できますが、被保険者が役員等の場合、その人の地位・在任期間・客観的な状況からみて明らかに過大とみなされる場合には、退職金のうち過大部分については損金算入を否認される場合がありますので、ご注意ください。

また資産の取崩額と譲渡される保険契約の価額との差額は、雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例	役員の退職に伴い会社の退職金規程により退職金として、会社契約の同人の生命保険(長期定期保険)を本人に名義変更のうえ交付した。このとき、名義変更時資産計上額は 2,000 万円(＝前払保険料 1,800 万円＋配当金積立金 200 万円)、名義変更時解約払戻金額は 3,000 万円とする。			
			借方	貸方
	退職金	3,000万円	前払保険料	1,800万円
			配当金積立金	200万円
			雑収入	1,000万円

*その他の退職金や退職金の源泉徴収税額は考慮しておりません。

考え方

名義変更時解約払戻金額 3,000 万円が、名義変更時資産計上額の 70%に相当する金額 1,400 万円(名義変更時資産計上額 2,000 万円× 70%)以上であるため、3,000 万円で当該保険契約を譲渡する経理処理を行う。

2. 「名義変更時解約払戻金額」が「名義変更時資産計上額」の 70%に相当する金額未満の場合の例

契約者変更同時 受取人変更	(例)長期定期保険の場合			
		[変更前]	[変更後]	
	契約者……………	法人 A	→	法人 B
	死亡保険金受取人……………	法人 A	→	法人 B

「転出法人(法人 A)の経理処理」

保険契約の譲渡代金を法人 B から受入れ、前払保険料、配当金積立金の資産計上額を取崩してください。この際、資産の取崩額と譲渡代金との差額を雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

「転入法人(法人 B)の経理処理」

保険契約の譲渡金額を支払い、変更時の保険契約の価額を資産に計上してください。また、譲渡代金と資産計上額との差額は雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

例

役員が法人 A から法人 B に転籍した。これに伴い法人 A が契約した同人の生命保険(長期定期保険)を法人 B に 60 万円で譲渡し、名義変更をした。このとき、名義変更時資産計上額は 60 万円 (=前払保険料 60 万円)、名義変更時解約払戻金額は 40 万円とする。

<法人 A の経理処理>

借方		貸方	
当座預金	60万円	前払保険料	60万円

<法人 B の経理処理>

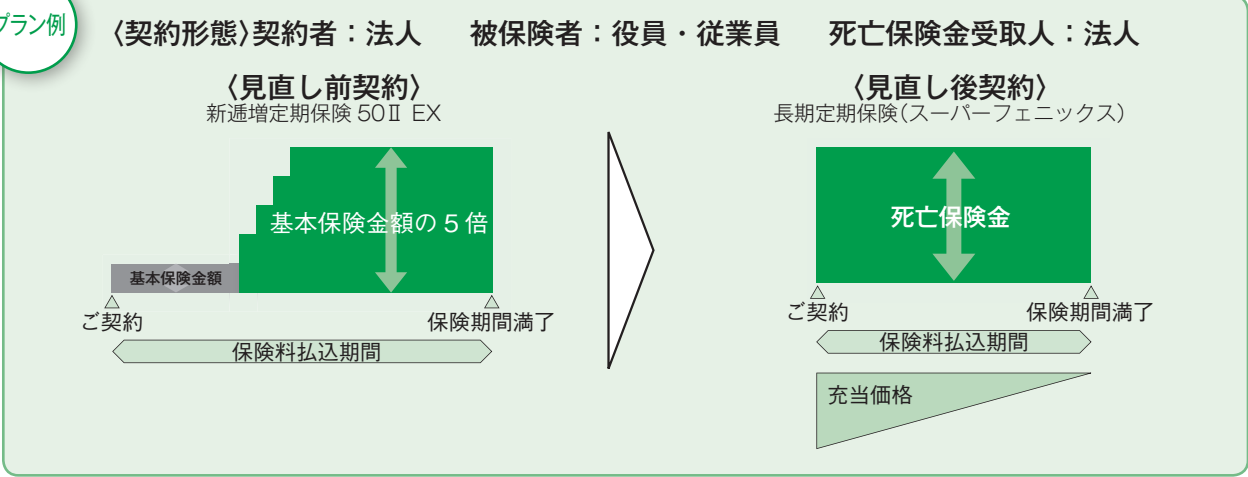
借方		貸方	
前払保険料	60万円	当座預金	60万円

考え方

名義変更時解約払戻金額 40 万円が、名義変更時資産計上額の 70%に相当する金額 42 万円(名義変更時資産計上額 60 万円× 70%)未満であるため、名義変更時資産計上額 60 万円で当該保険契約を譲渡する経理処理を行う。

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

1. 新逋増定期保険 50Ⅱ EX から長期定期保険への保障見直し
(1/2 損金タイプ) (スーパーフェニックス)



見直し後契約の保険種類に関わらず、変更後契約が法基通 9-3-5、9-3-5 の 2 の適用対象となるご契約の場合は当ページに記載のとおり経理処理を行ってください。

〔保障見直し時の経理処理〕

- ① 見直し前契約の資産計上額(前払保険料・配当金積立金)を取崩してください。
- ② 見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)は前払保険料として資産に計上してください。
- ③ 見直し前契約の資産計上額(取崩額)と見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)の差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 見直し前契約の前払保険料は 1,000 万円、配当金積立金は 50 万円とする。また保障見直し時の充当価格は 1,200 万円とする。

〈保障見直しご精算書〉

NISSAY

保障見直しご精算書

契約者名 ●●株式会社 様

見直し前契約のご精算内容

責任準備金	1,150万円
積立配当金	50万円
見直し価格	1,200万円

充当価格

長期定期保険	1,200万円

●●株式会社

総勘定元帳
開始残高

××

2023年	摘要	仕丁	借方	2023年	摘要	仕丁	貸方
1	1	前払保険料	1,000万円				
	"	配当金積立金	50万円				

借方	貸方
② 前払保険料 1,200万円	① 前払保険料 1,000万円
	配当金積立金 50万円
	雑収入 150万円

〔保障見直し後の経理処理〕

毎回払込む保険料については、見直し後契約のタイプに応じた経理処理を行ってください。
あわせて、保障見直し時に資産に計上した前払保険料(充当価格)を保険期間で均等に取崩した金額について、見直し後契約のタイプ*に応じた経理処理を行ってください。

例 保障見直し時に前払保険料として資産に計上した充当価格(1,200 万円)を保険期間で均等に取崩した。
なお、保険期間は 40 年とする。
 $1,200 \text{ 万円} \div (12 \text{ カ月} \times 40 \text{ 年}) = 2.5 \text{ 万円}$

ただし、タイプ④で、資産計上期間が 5 年未満となる場合の充当価格の取崩しにおいては、全額損金算入期間がないため、資産計上期間経過後に資産取崩期間の処理を行ってください。
なお、年払契約の場合の初年度・最終年度については、保障見直し時に資産に計上した前払保険料を取崩す際、事業年度内の実際に経過した月数分のみを取崩してください。

タイプ①：最高解約返戻率が 50%以下となる場合

P8「保険料支払時 タイプ①：最高解約返戻率が 50%以下となる場合」と同様に経理処理してください。

タイプ②：最高解約返戻率が 50%超 70%以下となる場合

P8「保険料支払時 タイプ②：最高解約返戻率が 50%超 70%以下となる場合」と同様に経理処理してください。

タイプ③：最高解約返戻率が 70%超 85%以下となる場合

P9「保険料支払時 タイプ③：最高解約返戻率が 70%超 85%以下となる場合」と同様に経理処理してください。

タイプ④：最高解約返戻率が 85%超となる場合

P9「保険料支払時 タイプ④：最高解約返戻率が 85%超となる場合」と同様に経理処理してください。

* 保障見直し後契約のタイプにおける(最高)解約返戻率・解約払戻金額・年換算保険料相当額等は、同保障内容の新契約に係る(最高)解約返戻率・解約払戻金額・年換算保険料相当額等を用います。

＜経理処理例＞ ※タイプ③：最高解約返戻率 70%超 85%以下の場合

〔各例における前提：●見直し後契約の保険期間 40 年
●見直し後契約の最高解約返戻率 84% ●充当価格 1,200 万円〕

A. 保険期間の当初 4 割相当期間

- (1) 支払保険料の 6 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。
(2) 前払保険料(充当価格)を保険期間で均等にした金額を取崩し、6 / 10 を前払保険料として資産計上し、残額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 14 万円を支払った。
また、保障見直し時に前払保険料として資産に計上した充当価格 (1,200 万円) を保険期間で均等に取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間 (= 16 年)

借方		貸方	
前払保険料	9.9万円	当座預金	14万円
定期保険料	6.6万円	前払保険料	2.5万円

＜A-(1) の経理処理＞
前払保険料として資産計上する金額 14 万円× 6/10 = 8.4 万円
定期保険料として損金算入する金額 14 万円－ 8.4 万円 = 5.6 万円

＜A-(2) の前払保険料(充当価格)の取崩額の算出方法＞
1,200 万円÷(12 カ月× 40 年) = 2.5 万円

＜A-(2) の経理処理＞
前払保険料として資産計上する金額 2.5 万円× 6/10 = 1.5 万円
定期保険料として損金算入する金額 2.5 万円－ 1.5 万円 = 1 万円

＜当月前払保険料として資産計上する金額＞
8.4 万円 + 1.5 万円 = 9.9 万円

＜当月定期保険料として損金算入する金額＞
5.6 万円 + 1 万円 = 6.6 万円

B. 保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで

- (1) 支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。
(2) 前払保険料(充当価格)を保険期間で均等にした金額を取崩し、全額を定期保険料として損金に算入してください。

例 月払保険料として 14 万円を支払った。
また、保障見直し時に前払保険料として資産に計上した充当価格 (1,200 万円) を保険期間で均等に取崩した。

保険期間の当初 4 割相当期間経過後から当初 7.5 割相当期間まで (=14 年)

借方		貸方	
定期保険料	16.5万円	当座預金	14万円
		前払保険料	2.5万円

＜B-(2) の前払保険料(充当価格)の取崩額の算出方法＞
1,200 万円÷(12 カ月× 40 年) = 2.5 万円

C. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで

- (1) 支払保険料の全額を定期保険料として損金に算入してください。
(2) 前払保険料(充当価格)を保険期間で均等にした金額を取崩し、全額を定期保険料として損金に算入してください。
(3) A- (1)および A- (2)で資産に計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して定期保険料として全額損金に算入してください。

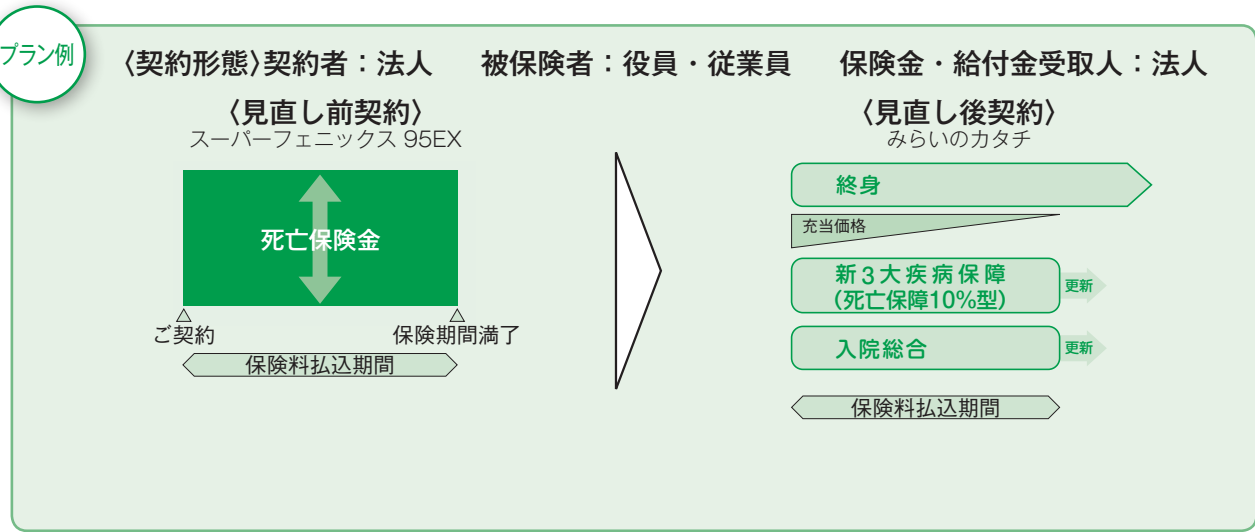
例 月払保険料として 14 万円を支払った。
また、保障見直し時に前払保険料として資産に計上した充当価格 (1,200 万円) を保険期間で均等に取崩した。あわせて、A の期間で資産に計上した前払保険料の累計額 (1,900.8 万円) を C の期間(10 年)で均等に取崩した。

保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から保険期間満了日まで (= 10 年)

借方		貸方	
定期保険料	32.34万円	当座預金	14万円
		前払保険料	18.34万円

＜C-(3) の経理処理＞
A で資産に計上した前払保険料の累計額 . . . 9.9 万円×(12 カ月× 16 年) = 1,900.8 万円
C の期間で均等に取崩す金額 1,900.8 万円÷(12 カ月× 10 年) = 15.84 万円
＜C の前払保険料の取崩額の算出方法＞
2.5 万円 + 15.84 万円 = 18.34 万円

2. スーパーフェニックス95EX からみらいのカタチへの保障見直し

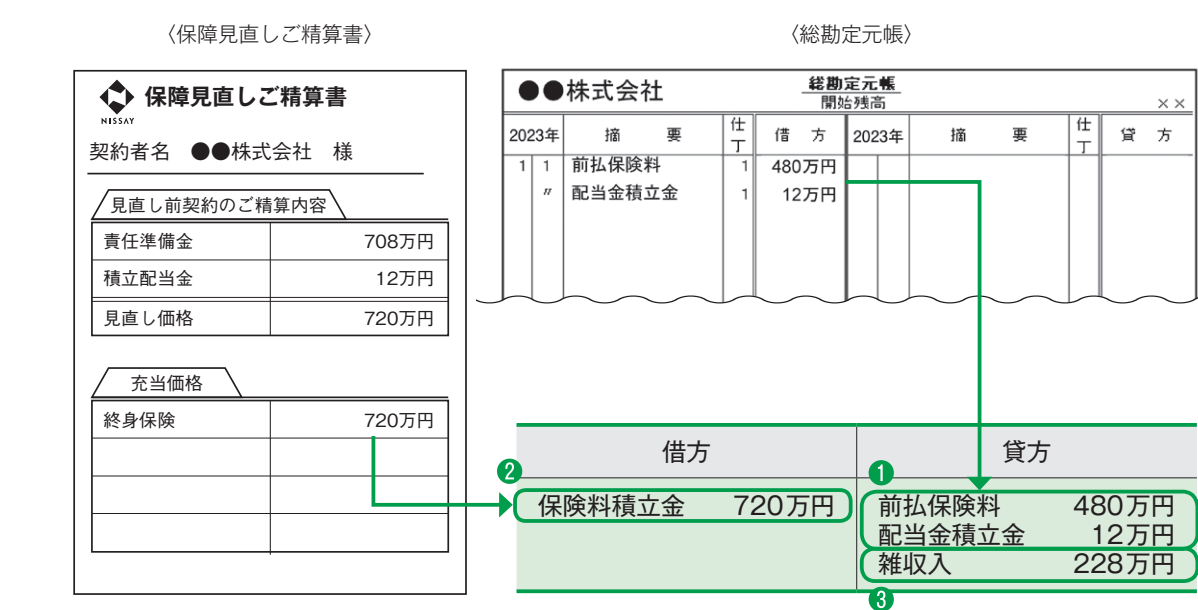


〔終身保険に充当価格を充当した場合〕

〔保障見直し時の経理処理〕

- 見直し前契約の資産計上額(前払保険料・配当金積立金)を取崩してください。
- 見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)は保険料積立金として資産に計上してください。
- 見直し前契約の資産計上額(取崩額)と見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)の差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 見直し前契約の前払保険料は 480 万円、配当金積立金は 12 万円とする。また保障見直し時の充当価格は 720 万円とする。



〔保障見直し後の経理処理〕

毎回払込む保険料は保険種類毎に経理処理を行ってください。支払保険料のうち、終身保険の保険料は保険料積立金として資産に計上し、新3大疾病保障保険(死亡保障 10%型)の保険料は定期保険料として、入院総合保険の保険料は医療保険料として損金に算入してください。
(保障見直し時に保険料積立金として資産に計上した充当価格については経理処理は不要です。)

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における 経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエッジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

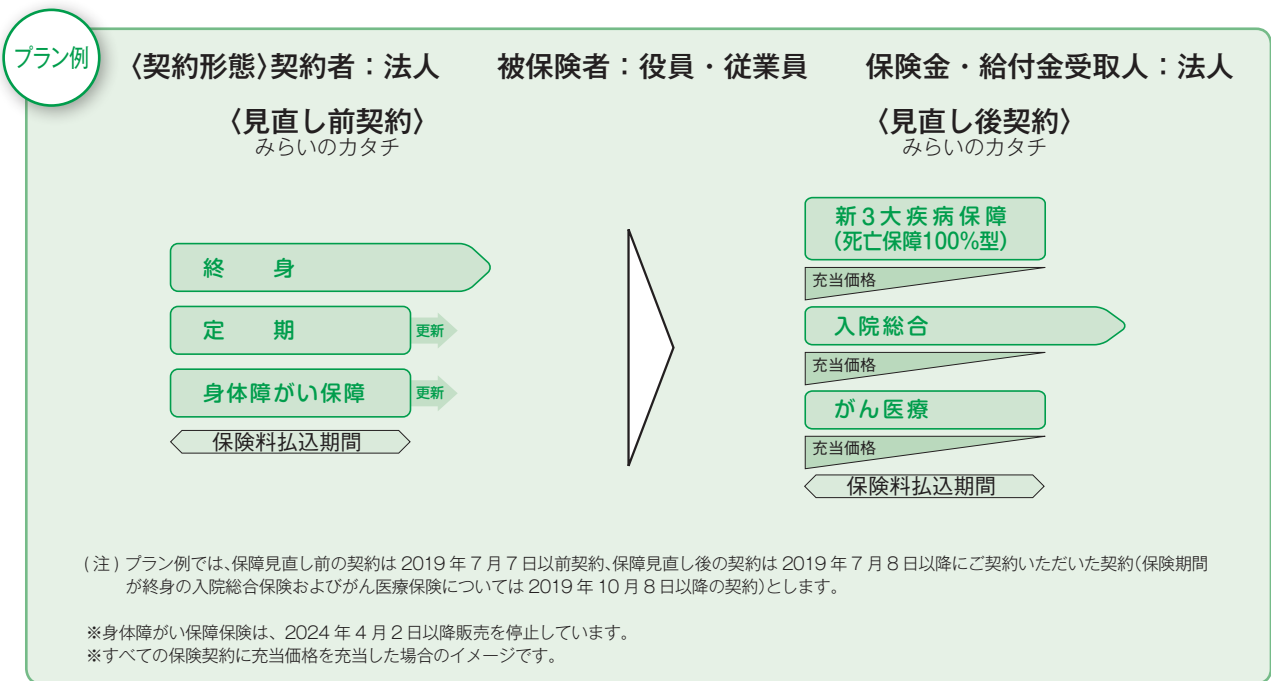
9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

3. みらいのカタチからみらいのカタチへの保障見直し



[すべての保険契約に充当価格を充当した場合]

[保障見直し時の経理処理]

- 見直し前契約の資産計上額(保険料積立金・配当金積立金)を取崩してください。
- 見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)は、前払保険料として資産に計上してください。
- 見直し前契約の資産計上額(取崩額)と見直し後契約の保険料の一部に充当される金額(充当価格)の差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 見直し前契約の保険料積立金は450万円、配当金積立金は18万円とする。また保障見直し時の充当価格は740万円とする。

〈保障見直しご精算書〉

〈総勘定元帳〉

保障見直しご精算書

契約者名 ●●株式会社 様

見直し前契約のご精算内容

責任準備金	722万円
積立配当金	18万円
見直し価格	740万円

充当価格

新3大疾病保障保険	420万円
入院総合保険	200万円
がん医療保険	120万円

●●株式会社

総勘定元帳

開始残高

× ×

2023年	摘要	仕丁	借方	2023年	摘要	仕丁	貸方
1	1	1	450万円				
	2	1	18万円				

2

1

3

借方		貸方	
前払保険料	740万円	保険料積立金	450万円
		配当金積立金	18万円
		雑収入	272万円

[保障見直し後の経理処理]

毎回払込む保険料は保険契約毎に経理処理を行ってください。あわせて、保障見直し時に資産に計上した前払保険料(充当価格)について、保険契約毎に充当先の保険期間で均等に取り崩し、保険種類毎に経理処理を行ってください。

＜毎回の支払保険料＞

支払保険料のうち、新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)の保険料は、保険種類毎に最高解約返戻率の区分*¹によるタイプに応じて経理処理を行ってください。

入院総合保険(終身)の保険料は、支払保険料の全額を前払保険料として資産計上したうえで、「経理処理上の当月分保険料」*²を医療保険料として損金算入し、残額を前払保険料として資産に計上してください。保険料払込期間満了後は、それまでの期間で資産計上した前払保険料の累計額を均等に取り崩して医療保険料として損金に算入してください。

がん医療保険の保険料は、支払保険料の全額を医療保険料として損金に算入してください。

＜保障見直し時に前払保険料として資産に計上した充当価格＞

充当先の保険期間で均等に取崩し、支払保険料と同様に経理処理を行ってください。

なお、充当先が入院総合保険(終身)の場合、保険料払込期間に応じて取崩し、支払保険料と同様に経理処理を行ってください。

※ただし、年払契約の場合の初年度・最終年度については、保障見直し時に資産に計上した前払保険料を取崩す際、事業年度内の実際に経過した月数分のみを取崩してください。

*¹ 最高解約返戻率に応じたタイプについては、P8～P10をご参照ください。

*² 経理処理上の当月分保険料＝月払保険料×保険料払込期間÷保険期間(保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とします。)

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における 経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

C. 保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から新3大疾病保障保険（死亡保障 100%型）およびがん医療保険の保険期間満了日（＝入院総合保険の保険料払込満了日）まで

- (1) 支払保険料のうち、新3大疾病保障保険（死亡保障 100%型）・がん医療保険の保険料の全額を損金に算入してください。入院総合保険(終身)の保険料は、支払保険料の全額を前払保険料として資産計上したうえで、「経理処理上の当月分保険料」を医療保険料として損金算入し、残額を前払保険料として資産計上してください。
- (2) あわせて、保障見直し時に資産計上した前払保険料(充当価格)を充当先の保険期間(入院総合保険に充当する部分については保険料払込期間)で均等に取崩し、充当先の保険契約毎に支払保険料と同様に上記のとおり経理処理を行ってください。
- (3) 加えて A の期間で資産計上した前払保険料のうち、新3大疾病保障保険に係る前払保険料累計額をこの期間で均等に取崩し、定期保険料として全額損金に算入してください。

例	月払保険料として 7 万円支払った。		保険期間の当初 7.5 割相当期間経過後から定期保険の保険期間満了日（＝入院総合保険の保険料払込満了日）（＝ 10 年）	
	借方		貸方	
	③ 前払保険料	0.49 万円	当座預金	7 万円
	④ 定期保険料	8.02 万円	① ② 前払保険料	4.69 万円
	⑤ 医療保険料	3.18 万円		

< 保障見直し時に資産計上した前払保険料（充当価格）を均等に取崩した金額 >
● 保険契約毎の前払保険料（充当価格）の取崩額の合計・・・0.88 万円+ 0.42 万円+ 0.25 万円＝ 1.55 万円（①）

< 新3大疾病保障保険の経理処理 >
● 定期保険料として損金算入する金額
4 万円（支払保険料）+ 0.88 万円（充当価格を均等に取崩した金額）＝ 4.88 万円（a）

< 入院総合保険（終身）の経理処理 >
● 支払保険料のうち「経理処理上の当月分保険料」・・・1.6 万円
● 支払保険料のうち前払保険料として資産計上する金額・・・2 万円－ 1.6 万円＝ 0.4 万円（b）
● 支払保険料のうち医療保険料として損金算入する金額・・・1.6 万円（c）
● 充当価格のうち「経理処理上の当月分保険料」・・・0.33 万円
● 充当価格のうち前払保険料として資産計上する金額・・・0.42 万円－ 0.33 万円＝ 0.09 万円（d）
● 充当価格のうち医療保険料として損金算入する金額・・・0.33 万円（e）

< がん医療保険の経理処理 >
● 医療保険料として損金算入する金額
1 万円（支払保険料）+ 0.25 万円（充当価格を均等に取崩した金額）＝ 1.25 万円（f）

< C の期間で均等に取崩す金額 >
● A の期間中に資産計上した前払保険料の累計額（新3大疾病保障保険部分）
・・・(1.6 万円× 12 カ月× 16 年) + (0.36 万円× 12 カ月× 16 年)＝ 376.32 万円
● C の期間で均等に取崩す額・・・376.32 万円÷ (12 カ月× 10 年)＝ 3.14 万円（②）

< 前払保険料として資産計上する金額の合計 >
(b) + (d) = 0.49 万円（③）

< 定期保険料として損金算入する金額の合計 >
(a) + (②) = 8.02 万円（④）

< 医療保険料として損金算入する金額の合計 >
(c) + (e) + (f) = 3.18 万円（⑤）

D. 新3大疾病保障保険（死亡保障 100%型）およびがん医療保険の保険期間満了日（＝入院総合保険の保険料払込満了日）から入院総合保険の計算上の保険期間満了日まで

入院総合保険の保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して医療保険料として損金に算入してください。

例	保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額（235.2 万円）を保険料払込満了後から保険期間満了までの期間（10 年）で均等に取崩した。		定期保険の保険期間満了日（＝入院総合保険の保険料払込満了日）から入院総合保険の計算上の保険期間満了日まで（＝ 10 年）	
	借方		貸方	
	医療保険料	1.96 万円	前払保険料	1.96 万円

< 保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額 >
● 支払保険料のうち前払保険料として資産計上した累計額・・・0.4 万円× (12 カ月× 40 年)＝ 192 万円
● 充当価格のうち前払保険料として資産計上した累計額・・・0.09 万円× (12 カ月× 40 年)＝ 43.2 万円
192 万円+ 43.2 万円＝ 235.2 万円

< 保険料払込満了後に均等に取崩す金額 >
(192 万円+ 43.2 万円) ÷ (12 カ月× 10 年)＝ 1.96 万円

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパー
フェニックス）・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険（プラチナフェニックス）・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ【定期・新3大疾病保
障（死亡保障100%型）（有
期）・介護保障（有期）・
身体障害保障】の経理処理

1-2. ④長期定期保険
（ジャストタム）
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ【入
院総合（有期）・がん医
療（有期）・入院継続時
収入サポート・認知症
保障（有期）】の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
【入院総合・がん医
療・認知症保障（終
身）】の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
【生存給付金付定
期】の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
【終身】の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ【新3
大疾病保障・（死亡保障
100%型）（終身）・介護
保障（終身）】の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
【養老】の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
【年金】の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
【パッケージプラン】
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険（グランエイジ）
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
（所得税基本通達 36-37）

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

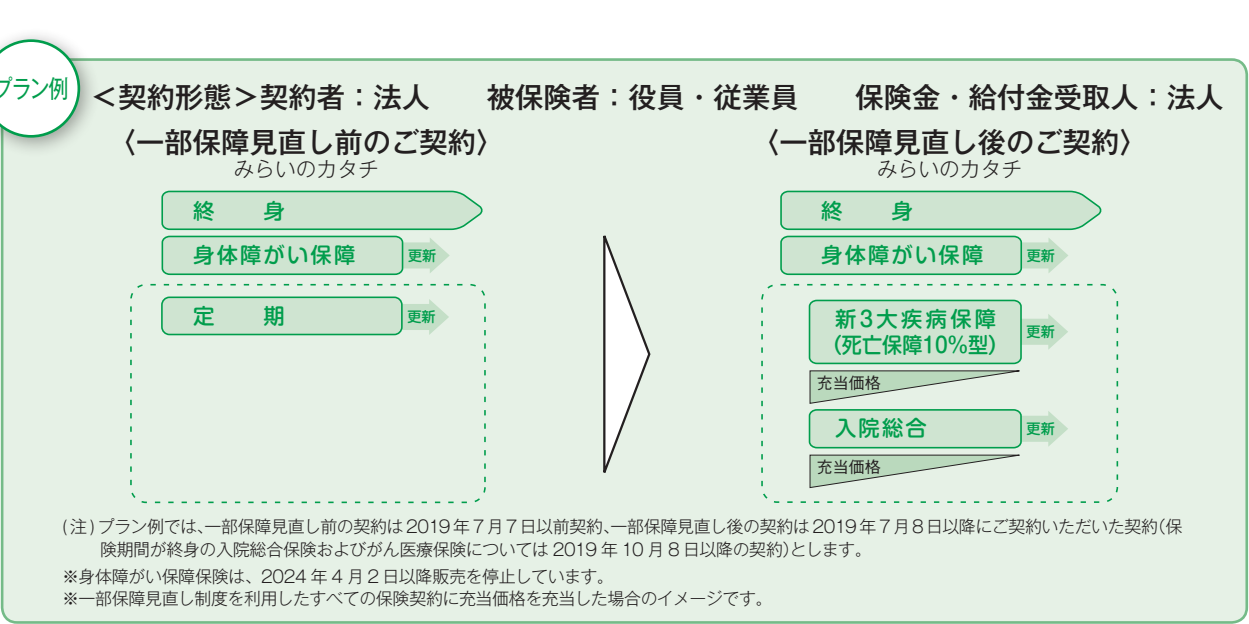
9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理



【一部保障見直し時の経理処理】

見直し後契約の保険料の一部に充当される金額（充当価格）を前払保険料として資産に計上し、同額を雑収入として益金に算入してください。

例 一部保障見直し利用時の充当価格は180万円とする。

＜保障見直しご精算書＞

借方		貸方	
前払保険料	180万円	雑収入	180万円

保障見直しご精算書	
契約者名 ●●株式会社 様	
見直し前契約のご精算内容	
責任準備金	175万円
見直し時精算配当金	5万円
見直し価格	180万円
充当価格	
新3大疾病保障保険	120万円
入院総合保険	60万円

※ご契約の内容や一部保障見直しのタイミングによっては責任準備金や配当金がなく充当価格がない場合もあります。この場合、一部保障見直し時の資産計上・一部保障見直し後の充当価格の取崩しは不要です。

【一部保障見直し制度の利用により、見直し対象となる保険契約以外の保険契約の保険料・解約払戻金が増減した場合】

一部保障見直し制度の利用により、見直し対象となる保険契約以外の保険契約が以下の全ての要件に当てはまる場合には、当該保険契約につき、一部保障見直し時点において最高解約返戻率を再判定のうえ、再判定後の経理処理タイプに応じて、一部保障見直し時点までに資産計上した前払保険料累計額を再計算します。

- ・2019年7月8日以降の保険契約（保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については2019年10月8日以降の保険契約）
- ・P7のタイプ①～④の保険契約
- ・保険料または解約払戻金が増減する。

上記の計算および経理処理については、P82[保障追加制度の利用により、追加契約以外の保険契約の保険料・解約払戻金が増減した場合]を参考にしてください。

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパ
フェニックス）・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険（プラチナフェニックス）
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障（死亡保障100%型）（有
期）・介護保障（有期）・
身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
（ジャストタム）
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合（有期）・がん医
療（有期）・入院継続時
収入サポート・認知症
保障（有期）]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障（終
身）]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・（死亡保障
100%型）（終身）・介護
保障（終身）]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険（グランエイジ）
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
（所得税基本通達 36-37）

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

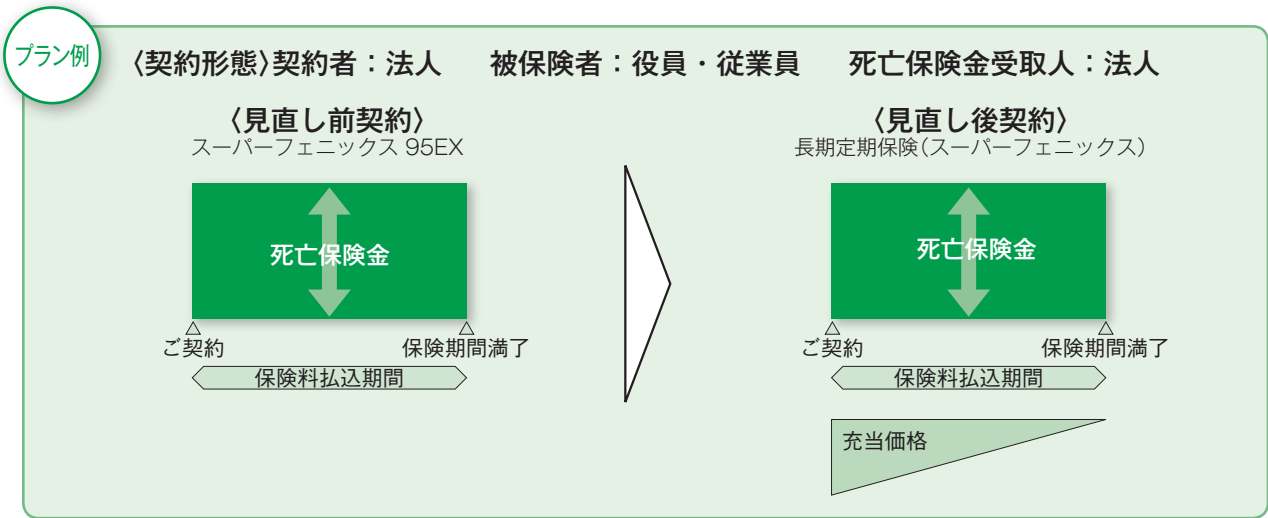
9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

4. 契約貸付を受けている契約の保障見直し
スーパーフェニックス 95EX ⇒ 長期定期保険（スーパーフェニックス）



【保障見直し時の経理処理】

- 1 見直し前契約の資産計上額（前払保険料・配当金積立金）を取崩してください。
- 2 見直し前契約の負債計上額（借入金）を取崩してください。契約貸付の元利金（精算額）が負債計上額を上回る場合には、その上回る金額を支払利息として計上し、損金に算入してください。
- 3 見直し後契約の保険料の一部に充当される金額（充当価格）は前払保険料として資産に計上してください。（充当価格は、責任準備金・積立配当金等の合計額から契約貸付の元利金等を差引いた金額となります。）
- 4 見直し前契約の資産計上額（取崩額）と、充当価格と契約貸付の元利金等の合計額の差額を雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入してください。

例 見直し前契約の前払保険料は1,000万円、配当金積立金は50万円とする。また契約貸付の元利金610万円精算後の見直し価格は1,200万円とする。

＜保障見直しご精算書＞

保障見直しご精算書	
契約者名 ●●株式会社 様	
見直し前契約のご精算内容	
責任準備金	1,760万円
積立配当金	50万円
契約貸付金	600万円
契約貸付金の利息	10万円
見直し価格	1,200万円
充当価格	
長期定期保険	1,200万円

＜総勘定元帳＞

●●株式会社 総勘定元帳 開始残高							
2023年				2023年			
摘要	仕丁	借方	貸方	摘要	仕丁	借方	貸方
1 前払保険料	1	1,000万円		1 借入金	1		600万円
" 配当金積立金	1	50万円					

借方		貸方	
③ 前払保険料	1,200万円	① 前払保険料	1,000万円
借入金	600万円	配当金積立金	50万円
② 支払利息	10万円	④ 雑収入	760万円

【保障見直し後の経理処理】

保障見直し後の経理処理については、P68 をご参照ください。

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

1. 長期定期保険（スーパーフェニックス）を減額した場合

- (1) 「減額した保険金額に見合う前払保険料の資産計上額」* を取崩すとともに、減額による解約払戻金を受入れます。その差額は雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。
- (2) さらに、減額前のご契約に資産計上している前払保険料がある場合、「減額時点での前払保険料(以下、前払保険料 A)の累計額」と「契約当初から減額後の保険金額であったと仮定した場合の減額時点での前払保険料(以下、前払保険料 B)の累計額」の差額を取崩し、雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

* 減額した保険金額に見合う前払保険料の資産計上額＝減額前の前払保険料累計額×減額した保険金額÷減額前の保険金額

例

保険金額 5,000 万円の長期定期保険（スーパーフェニックス）を 3,000 万円に減額した。このとき受取った解約払戻金は 1,000 万円とする。
なお、減額前の契約において、減額時点までの期間で資産計上した前払保険料の累計額は 2,800 万円とし、契約当初から減額後の保険金額であったと仮定した場合の減額時点での前払保険料（前払保険料 B）の累計額は 1,000 万円とする。

借方		貸方	
当座預金 雑損失	1,000 万円 800 万円	前払保険料	1,800 万円

< (1) の経理処理 >

●減額した保険金額に見合う前払保険料の資産計上額
・・・2,800 万円×2,000 万円÷5,000 万円＝1,120 万円

●解約払戻金と減額した保険金額に見合う前払保険料の資産計上額の差額
・・・1,120 万円－1,000 万円＝120 万円

< (2) の経理処理 >

●前払保険料 A の累計額
・・・2,800 万円－1,120 万円＝1,680 万円

●前払保険料 A の累計額と前払保険料 B の累計額の差額
・・・1,680 万円－1,000 万円＝680 万円

< 前払保険料の取崩額 >

1,120 万円＋680 万円＝1,800 万円

< 雑損失として損金算入する金額 >

120 万円＋680 万円＝800 万円

2. みらいのカタチを減額した場合

減額をした場合は、減額した終身保険(養老保険、年金保険、生存給付金付定期保険または保険期間が終身の新3大疾病保障保険・介護保障保険を含む)の保険金額に見合う保険料積立金の資産計上額を取崩すとともに、減額による解約払戻金を受入れます。その差額は雑損失(雑収入)として損金(益金)に算入してください。

例

保険金 5,000 万円のみらいのカタチのうち、定期保険(全損タイプ)を 2,500 万円に、終身保険を 500 万円にそれぞれ減額した。このとき受取った解約払戻金は 380 万円とする。なお減額時点での保険料積立金は 800 万円とする。

借方		貸方	
当座預金 雑損失	380 万円 20 万円	保険料積立金*	400 万円

*保険料積立金の取崩額 800 万円×500 万円／1,000 万円＝400 万円



* 当社は、保険料や解約払戻金の変動を伴う手続き、ご契約者の変更、その他契約内容のご照会の際に、保険料内訳明細書を発行します。減額後の支払保険料については、保険料内訳明細書に記載の「毎回払込む保険料」、「最高解約返戻率」、「タイプ」を参考に経理処理を行ってください。

〔保障追加後の経理処理〕

保障追加後については、追加した保険契約の保険料も含めて、経理処理してください。（保障追加によって新たに変更となった契約のみ法人税基本通達 <9-3-5>,<9-3-5 の 2> が適用となる経理処理の対象となります。）

※ 当社は、保険料や解約払戻金の変動を伴う手続き、ご契約者の変更、その他契約内容のご照会の際に、保険料内訳明細書を発行します。
保障追加後の支払保険料については、保険料内訳明細書に記載の「毎回払込む保険料」、「最高解約返戻率」、「タイプ」を参考に経理処理を行ってください。

例

保障追加制度を利用し、入院総合保険を追加した後、年払保険料148万円を支払った。このうち、終身保険の保険料は48万円、介護保障保険の保険料は36万円、入院総合保険の保険料は64万円とする。
ただし、入院総合保険の計算上の保険期間* 1 は59年6カ月、保険料払込期間は9年6カ月とする。

借方		貸方	
保険料積立金 定期保険料 前払保険料* 2 医療保険料* 3	48 万円 36 万円 53.8 万円 10.2 万円	当座預金	148 万円

(注) 入院総合保険の保険料払込期間満了後から計算上の保険期間満了日までについては、保険料払込期間中に資産計上した前払保険料の累計額をこの期間で均等に取崩して医療保険料として損金に算入してください。

- * 1 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が 116 歳に達する日までを計算上の保険期間とします。
保障追加制度を利用した場合、保険期間の開始の日は契約内容変更時点となります。
計算上の保険期間に年未満の端数が生じる場合は、月単位で計算を行ってください。
- * 2 < 前払保険料として資産計上する金額 >
- 経理処理上の当期分保険料
… {32 万円+(64 万円×9 回)}÷59.5 年＝10.2 万円
 - 前払保険料として資産計上する金額
…64 万円－10.2 万円＝53.8 万円
- * 3 < 医療保険料として損金算入する金額 >
- 10.2 万円

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパーフェニックス）・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険（プラチナフェニックス）・③通増定期保険・④みらいのカタチ〔定期・新3大疾病保障（死亡保障100％型）（有期）・介護保障（有期）・身体障害（保障）〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険（ジャストタム）の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入院総合（有期）・がん医療（有期）・入院継続時収入サポート・認知症保障（有期）〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ〔入院総合・がん医療・認知症保障（終身）〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ〔生存給付金付定期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3大疾病保障・（死亡保障100％型）（終身）・介護保障（終身）〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ〔パッケージプラン〕の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険（グランエッジ）の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

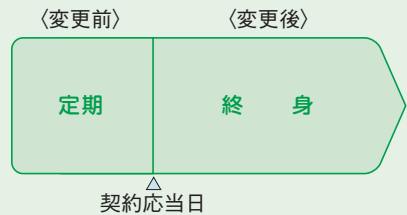
7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

プラン例

＜契約形態＞契約者：法人 被保険者：役員・従業員 死亡保険金受取人：法人

＜変更前契約＞みらいのカタチ【定期保険】

＜変更後契約＞みらいのカタチ【終身保険】



1. 終身変更制度利用時の経理処理

【変更前契約の全部を変更した場合】

終身変更制度利用時に受取るその時点での解約払戻金については、雑収入として益金に算入してください。

例 定期保険を、保険金額が同額の終身保険に変更した。変更時点での解約払戻金は500万円とする。

借方		貸方	
当座預金	500万円	雑収入	500万円

※積立配当金については変更後契約へそのまま引継がれますので、配当金積立金についての経理処理は必要ありません。

(注) 変更前契約において前払保険料を資産計上している場合は、変更時に受取るその時点での解約払戻金との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

【変更前契約が入院総合保険・がん医療保険の場合】

保険料払込期間中の解約払戻金がないため、経理処理は必要ありません。

【変更前契約の一部を変更した場合】

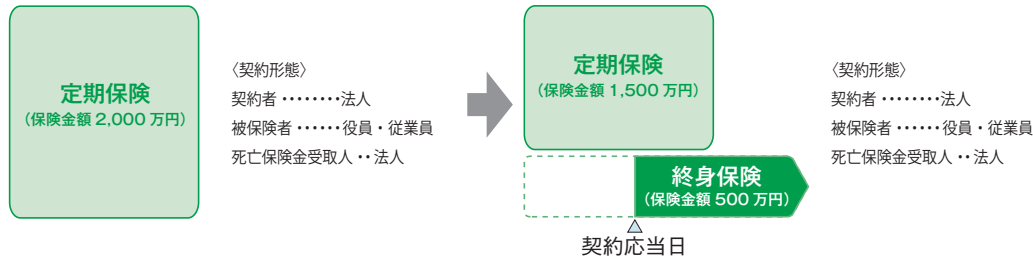
変更前契約の一部を変更した場合、変更時点での解約払戻金のうち、終身変更する部分に見合う金額を受取り、雑収入として益金に算入してください。

例 定期保険2,000万円のうち、500万円を終身保険に変更した。変更時点での解約払戻金200万円のうち、終身変更する部分に見合う50万円を受取った。

借方		貸方	
当座預金*	50万円	雑収入	50万円

* 200万円×500万円／2,000万円＝50万円

※積立配当金については変更後契約へそのまま引継がれますので、配当金積立金についての経理処理は必要ありません。



※ 当社では、保険料や解約払戻金の変動を伴う手続き、ご契約者の変更、その他契約内容のご照会の際に、保険料内訳明細書を発行します。終身変更制度利用後の支払保険料については、保険料内訳明細書に記載の「毎回払込む保険料」、「最高解約返戻率」、「タイプ」を参考に経理処理を行ってください。

2. 終身変更制度利用後の経理処理

終身変更制度利用後は、変更後契約の種類に応じて経理処理してください。
なお、変更後契約に係る経理処理は、終身変更時点で適用されている税制に則り行ってください。

＜終身変更制度の対象商品＞

変更前契約として選択できる保険契約	変更後契約	利用できる変更
●定期保険 ●生存給付金付定期保険 ●新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)(有期) ●身体障がい保障保険 ●介護保障保険(有期)	●終身保険	各保険契約の全部または一部
●新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)(有期)	●新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)(終身)	保険契約の全部
●介護保障保険(有期)	●介護保障保険(終身)	
●入院総合保険(有期)	●入院総合保険(終身)	
●がん医療保険(有期)	●がん医療保険(終身)	
●認知症保障保険(有期)	●認知症保障保険(終身)	

※一部取扱いできない場合がございます。

＜参考＞更新時に保障内容・保障期間を変更した場合の取扱い

更新時に保障内容・保険期間を変更した場合、変更時点で、以後の払込保険料をもとに(最高)解約返戻率・払込保険料総額・解約払戻金相当額を再計算します。
変更以後の払込保険料については、再計算以後のタイプに基づき経理処理を行ってください。

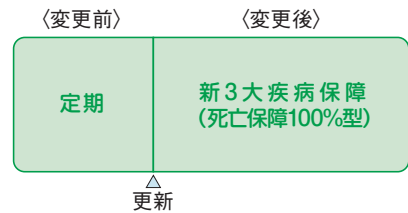
例 定期保険を、保険金額が同額の新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)に変更し更新した。
このとき、変更後契約の月払保険料は20万円、最高解約返戻率55%、保険期間は20年とする。
(保険期間の当初4割相当期間の場合)

借方		貸方	
前払保険料	8万円	当座預金	20万円
定期保険料	12万円		

●前払保険料の計上額・・・20万円×4／10＝8万円

＜変更前契約＞みらいのカタチ【定期保険】

＜変更後契約＞みらいのカタチ【新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)】



※ 2019年7月7日以前のご契約について、2019年7月8日以降に更新をむかえ(変更後のご契約が保険期間が終身の入院総合保険およびがん医療保険については、2019年10月7日以前のご契約について、2019年10月8日以降に更新をむかえたとき)、保障内容・保険期間を変更した場合は上記の取扱いとなります。

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ【定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障】の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ【入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ【入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ【生存給付金付定期】の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ【終身】の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ【新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ【養老】の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ【年金】の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ【パッケージプラン】の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

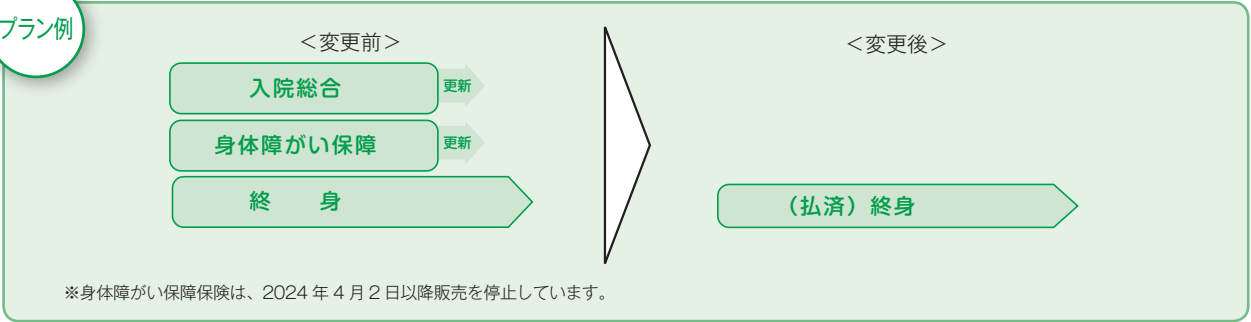
10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

1. みらいのカタチを払済保険に変更した場合



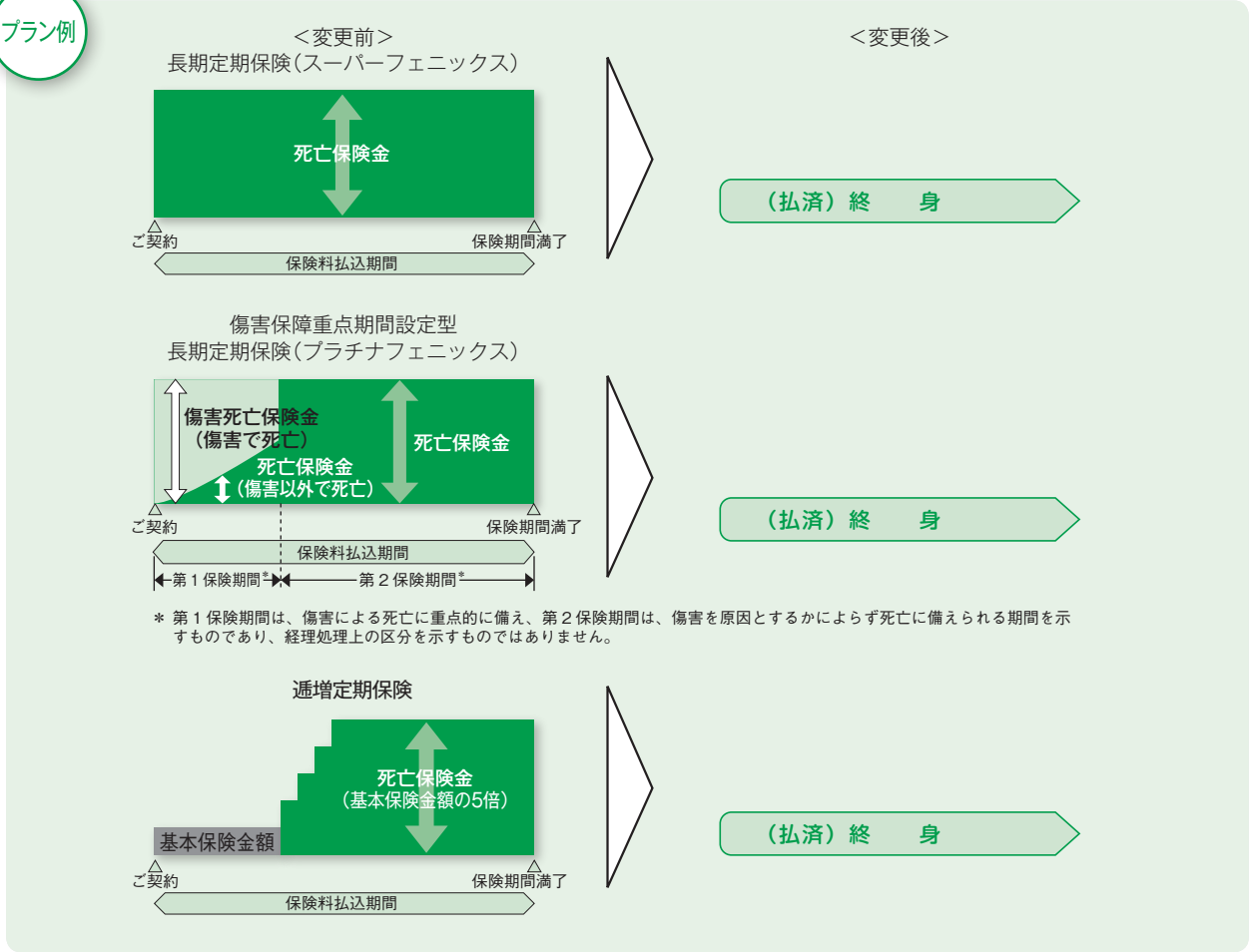
払済保険への変更を行った場合、変更時点における変更前契約の保険料積立金が解約払戻金相当額より少ない場合の差額は、払済保険に変更した日の属する事業年度の雑収入として益金に算入し、変更前契約の保険料積立金が解約払戻金相当額より多い場合の差額は、その事業年度の雑損失として損金に算入してください。

例 みらいのカタチを払済保険に変更した。
変更時点の解約払戻金相当額は700万円、保険料積立金は200万円とする。
(契約者、死亡保険金受取人が法人、被保険者が役員・従業員の場合)

借方		貸方	
保険料積立金	700万円	保険料積立金	200万円
		雑収入	500万円

※積立配当金については払済保険へそのまま引継がれますので、配当金積立金についての経理処理は必要ありません。

2. 長期定期・傷害保障重点期間設定型長期定期・逓増定期保険を保険料払込済の終身保険に変更した場合



払済保険への変更を行った場合、変更前契約の資産計上額を取崩してください。変更時点の解約払戻金相当額を保険料積立金として資産計上し、変更前契約の資産計上額(取崩額)と変更時点の解約払戻金相当額との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例 長期定期保険を保険料払込済の終身保険に変更した。
変更時点の解約払戻金相当額は1,200万円、前払保険料は800万円とする。
(契約者、死亡保険金受取人が法人、被保険者が役員・従業員の場合)

借方		貸方	
保険料積立金	1,200万円	前払保険料	800万円
		雑収入	400万円

※積立配当金については払済後の契約へそのまま引継がれますので、配当金積立金についての経理処理は必要ありません。

※払済保険金額が、変更前契約の死亡保険金の金額(プラチナフェニックスの第1保険期間中の場合は変更前契約の死亡保険金の金額(＝責任準備金額))を超える場合、超える部分に応じた解約払戻金相当額が払戻しされます。
その場合、借方の勘定科目については、払済保険に持込まれる解約払戻金相当額を「保険料積立金」、死亡保険金の金額を超える部分に応じた解約払戻金相当額を「当座預金」として仕訳します。

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③逓増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障がい保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

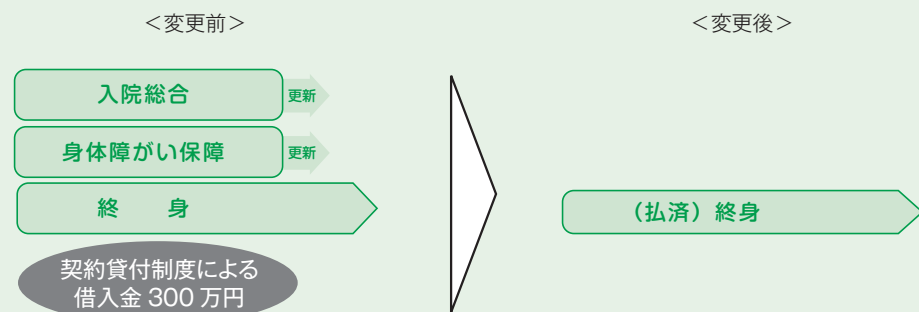
10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

3. 契約貸付制度を利用しているみらいのカタチを払済保険に変更した場合

プラン例



※身体障がい保障保険は、2024 年 4 月 2 日以降販売を停止しています。

契約貸付を受けている契約を払済保険に変更した場合、変更時点の借入金と支払利息を解約払戻金相当額と精算した残額は保険料積立金として資産に計上してください。次に、この精算額および資産計上額の合計額と、変更前契約の保険料積立金(取崩額)との差額を雑収入(雑損失)として益金(損金)に算入してください。

例

みらいのカタチを払済保険に変更した。変更時点の解約払戻金相当額(契約貸付精算前)は 700 万円、保険料積立金は 200 万円とする。また、契約貸付制度を利用しており、変更時点の借入金は 300 万円、支払利息が 15 万円とする。(借入金および支払利息については、解約払戻金相当額と精算してください。)(契約者、死亡保険金受取人が法人、被保険者が役員・従業員の場合)

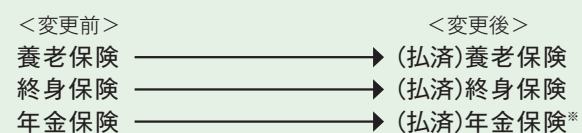
借方		貸方	
保険料積立金	385 万円	保険料積立金	200 万円
借入金	300 万円	雑収入	500 万円
支払利息	15 万円		

※積立配当金については払済保険へそのまま引継がれますので、配当金積立金についての経理処理は必要ありません。

＜参考＞払済変更時の経理処理が不要な場合

終身保険・養老保険・年金保険(いずれも定期保険等を組合せて加入していないものに限る)から同種類の払済保険に変更した場合、資産計上額を再評価し、洗替処理するか、保険事故の発生または解約等により契約が終了するまでそのまま計上しておくかを法人の任意で選択することができます。(法人税基本通達 9-3-7 の 2 (注) 1 参照)

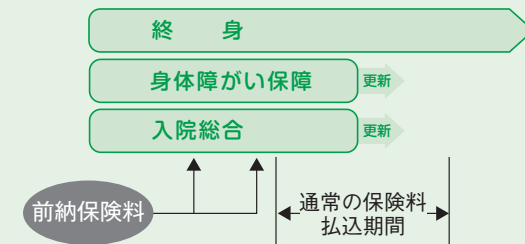
経理処理が不要な場合



※契約日が 2022 年 4 月 2 日以降の年金保険の払済保険への変更はお取り扱いできません。

プラン例

保険料前納制度を利用し、みらいのカタチを契約した場合



※身体障がい保障保険は、2024 年 4 月 2 日以降販売を停止しています。

契約形態 I

契約者……法人

被保険者……役員・従業員

死亡保険金・給付金受取人……法人

1. 初年度の払込保険料の経理処理

払込保険料のうち、終身保険の保険料は、保険料積立金として資産計上してください。また身体障がい保障保険の保険料については定期保険料として損金に算入してください。入院総合保険の保険料については医療保険料として損金に算入してください。また前納保険料は一旦前払保険料として資産計上してください。

例

初回保険料として 185 万円を支払った。このうち初年度の終身保険の保険料は 10 万円、身体障がい保障保険の保険料として 3 万円、入院総合保険の保険料として 2 万円、前納保険料は 170 万円とする。

借方		貸方	
保険料積立金	10 万円	当座預金	185 万円
定期保険料	3 万円		
医療保険料	2 万円		
前払保険料	170 万円		

2. 次年度以降の経理処理

「保険料充当のお知らせ」に基づき、保険料充当日に前払保険料から当年度充当分を取崩し、それぞれの保険種類に応じて経理処理を行います。あわせて前納保険料残額に対する当年度利息を前払保険料に充当してください。

例

「保険料充当のお知らせ」を受取り、当年度充当分である 15 万円を前払保険料から取崩した。あわせて前納保険料残額に対する当年度利息(3 万円)を受取った。

借方		貸方	
保険料積立金	10 万円	前払保険料	15 万円
定期保険料	3 万円	雑収入*	3 万円
医療保険料	2 万円		
前払保険料*	3 万円		

※前納保険料残額に対する当年度利息を前払保険料に充当して処理します。

3. 前納期間経過後の経理処理

前納期間経過後は、保険種類に応じて経理処理してください。

(注)『法人税基本通達 9-3-5 (定期保険及び第三分野保険に係る保険料)』『9-3-5 の 2 (定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い)』により経理処理を行い、前納制度を利用して前納金を支払った場合には、各期間の保険料として充当されることとなる部分の額の合計額を分母とし、その合計額に係る解約払戻金相当額を分子として(最高)解約返戻率を計算することとなります。

第一章
各保険種類における
経理処理各保険種類における
経理処理のまとめ当社商品における税務の
取扱いについて1-1. ①長期定期保険(スーパー
フェニックス)・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障がい保障]の経理処理1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理1-5. ⑧みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・死亡保障
100%型](終身)・介護
保障(終身)の経理処理2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)2. 契約貸付に関する
経理処理3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理8. 払済保険に変更した
場合の経理処理9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理第三章
根拠基本通達・個別通達

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

プラン例

保険料頭金制度を利用し、終身保険(養老保険)を契約した場合

<終身保険>



<養老保険>



保険料頭金制度は、ご契約の一部分に対応する保険料を頭金として払込む制度です。
(注)この制度を活用できる保険契約は「終身保険」「養老保険」「年金保険」に限られています。

契約形態Ⅰ

契約者……………法人
被保険者……………役員・従業員
死亡保険金受取人……………法人

法人が支払った頭金(一時払保険料)は、保険料積立金として資産計上してください。
また毎回の払込保険料については通常の終身保険・養老保険・年金保険と同様、保険料支払時に保険料積立金として資産計上してください。

例 終身保険の加入時に頭金として 150 万円を支払った。

頭金部分の経理処理

借方		貸方	
保険料積立金	150万円	当座預金	150万円

例 月払保険料として 8 万円を支払った。

毎回の払込保険料の経理処理

借方		貸方	
保険料積立金	8万円	当座預金	8万円

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

特別保険料・追加保険料の経理処理

特別保険料・追加保険料が必要となった保険契約に準じて経理処理を行ってください。特別保険料が必要となった保険契約については、特別保険料を含めた支払保険料をもとに最高解約返戻率、資産計上期間、資産取崩期間等を判定のうえ、タイプに応じて P 8～P10 のとおり経理処理を行ってください。

例 長期定期保険(スーパーフェニックス)に加入し、月払保険料として 25 万円を支払った。このうち 5 万円は特別保険料として支払ったとする。なお、このとき最高解約返戻率は 72%とする。
(保険期間の当初 4 割相当期間の場合)

借方		貸方	
前払保険料	15万円	当座預金	25万円
定期保険料	10万円		

●前払保険料の計上額・・・25万円×6／10＝15万円

例 一時払終身保険(マイステージ)に加入し、一時払保険料として 1,050 万円を支払った。このうち 50 万円は追加保険料として支払ったとする。

借方		貸方	
保険料積立金	1,050万円	当座預金	1,050万円

<特別保険料領収法・追加保険料領収法の対象商品>

	対象商品
特別保険料領収法	● 未来のカタチ(年金保険・特定損傷保険・がん医療保険を除く) ● 長期定期保険 ● 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 ● 逓増定期保険
追加保険料領収法	● 一時払終身保険 ● 一時払養老保険

※未来のカタチ(年金保険・特定損傷保険・がん医療保険)・保険料払込免除特約は適用対象外

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱について

1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③逓増定期保険・④未来のカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障害保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理

1-3. ⑥未来のカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦未来のカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理

1-5. ⑧未来のカタチ[生存給付金付定期]の経理処理

2-1. ⑨未来のカタチ[終身]の経理処理

2-2. ⑩未来のカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪未来のカタチ[養老]の経理処理

2-4. ⑫未来のカタチ[年金]の経理処理

2-5. ⑬未来のカタチ[パッケージプラン]の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

根拠基本通達・個別通達

令和元年6月28日課法2-13、課審6-10、査調5-3「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)「定期保険及び第三分野に係る保険料の取扱い」

養老保険に係る保険料

- 9-3-4 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする養老保険(被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含むが、9-3-6に定める定期付養老保険等を含まない。以下9-3-7の2までにおいて同じ。)に加入してその保険料(令第135条((確定給付企業年金等の掛金等の損金算入))の規定の適用があるものを除く。以下9-3-4において同じ。)を支払った場合には、その支払った保険料の額(特約に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。
- (1) 死亡保険金(被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。)及び生存保険金(被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下9-3-4において同じ。)の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時まででは資産に計上するものとする。
- (2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- (3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

定期保険及び第三分野保険に係る保険料

- 9-3-5 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期保険(一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含む。以下9-3-7の2までにおいて同じ。)又は第三分野保険(保険業法第3条第4項第2号((免許))に掲げる保険(これに類するものを含む。)をいい、特約が付されているものを含む。以下9-3-7の2までにおいて同じ。)に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額(特約に係る保険料の額を除く。以下9-3-5の2までにおいて同じ。)については、9-3-5の2((定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い))の適用を受けるものを除き、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。
- (1) 保険金又は給付金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。
- (2) 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、原則として、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- (注) 1 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。
- 2 (1)及び(2)前段の取扱いについては、法人が、保険期間を通じて解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険(ごく少額の払戻金のある契約を含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限る。以下9-3-5において「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」という。)に加入した場合において、当該事業年度に支払った保険料の額(一の被保険者につき2以上の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に加入している場合にはそれぞれについて支払った保険料の額の合計額)が30万円以下であるものについて、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときには、これを認める。

定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い

- 9-3-5の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険(以下9-3-5の2において「定期保険等」という。)で最高解約返戻率が50%を超えるものに加入して、その保険料を支払った場合には、当期分支払保険料の額については、次表に定める区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。ただし、これらの保険のうち、最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額(一の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額)が30万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、9-3-5の例によるものとする。
- (1) 当該事業年度に次表の資産計上期間がある場合には、当期分支払保険料の額のうち、次表の資産計上額の欄に掲げる金額(当期分支払保険料の額に相当する額を限度とする。)は資産に計上し、残額は損金の額に算入する。
- (注) 当該事業年度中途で次表の資産計上期間が終了する場合には、次表の資産計上額については、当期分支払保険料の額を当該事業年度の月数で除して当該事業年度に含まれる資産計上期間の月数(1月未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を乗じて計算した金額により計算する。また、当該事業年度中途で次表の資産計上額の欄の「保険期間の開始の日から、10年を経過する日」が到来する場合の資産計上額についても、同様とする。
- (2) 当該事業年度に次表の資産計上期間がない場合(当該事業年度に次表の取崩期間がある場合を除く。)には、当期分支払保険料の額は、損金の額に算入する。
- (3) 当該事業年度に次表の取崩期間がある場合には、当期分支払保険料の額((1)により資産に計上することとなる金額を

除く。)を損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した金額の累積額を取崩期間(当該取崩期間に1月未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。)の経過に応じて均等に取り崩した金額のうち、当該事業年度に対応する金額を損金の額に算入する。

区分	資産計上期間	資産計上額	取崩期間
最高解約返戻率 50%超70%以下	保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の40相当期間を経過する日まで	当期分支払保険料の額に100分の40を乗じて計算した金額	保険期間の100分の75相当期間経過後から、保険期間の終了の日まで
最高解約返戻率 70%超85%以下		当期分支払保険料の額に100分の60を乗じて計算した金額	
最高解約返戻率 85%超	保険期間の開始の日から、最高解約返戻率となる期間(当該期間経過後の各期間において、その期間における解約返戻金相当額からその直前の期間における解約返戻金相当額を控除した金額を年換算保険料相当額で除した割合が100分の70を超える期間がある場合には、その超えることとなる期間)の終了の日まで (注) 上記の資産計上期間が5年未満となる場合には、保険期間の開始の日から、5年を経過する日まで(保険期間が10年未満の場合には、保険期間の開始の日から、当該保険期間の100分の50相当期間を経過する日まで)とする。	当期分支払保険料の額に最高解約返戻率の100分の70(保険期間の開始の日から、10年を経過する日まででは100分の90)を乗じて計算した金額	解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間(資産計上期間の欄に掲げる(注)に該当する場合には、当該(注)による資産計上期間)経過後から、保険期間の終了の日まで

- (注) 1 「最高解約返戻率」、「当期分支払保険料の額」、「年換算保険料相当額」及び「保険期間」とは、それぞれ次のものをいう。
- イ 最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率(保険契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合)が最も高い割合となる期間におけるその割合をいう。
- ロ 当期分支払保険料の額とは、その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額をいう。
- ハ 年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいう。
- ニ 保険期間とは、保険契約に定められている契約日から満了日までをいい、当該保険期間の開始の日以後1年ごとに区分した各期間で構成されているものとして本文の取扱いを適用する。
- 2 保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。
- 3 表の資産計上期間の欄の「最高解約返戻率となる期間」及び「100分の70を超える期間」並びに取崩期間の欄の「解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間」が複数ある場合には、いずれもその最も遅い期間がそれぞれの期間となることに留意する。
- 4 一定期間分の保険料の額の前払をした場合には、その全額を資産に計上し、資産に計上した金額のうち当該事業年度に対応する部分の金額について、本文の取扱いによることに留意する。
- 5 本文の取扱いは、保険契約時の契約内容に基づいて適用するのであるが、その契約内容の変更があった場合、保険期間のうち当該変更以後の期間においては、変更後の契約内容に基づいて9-3-4から9-3-6の2の取扱いを適用する。なお、その契約内容の変更に伴い、責任準備金相当額の過不足の精算を行う場合には、その変更後の契約内容に基づいて計算した資産計上額の累積額と既往の資産計上額の累積額との差額について調整を行うことに留意する。
- 6 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合であって、役員又は部課長その他特定の使用人(これらの者の親族を含む。)のみを被保険者としているときには、本文の取扱いの適用はなく、9-3-5の(2)の例により、その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与となる。

定期付養老保険等に係る保険料

- 9-3-6 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする定期付養老保険等(養老保険に定期保険又は第三分野保険を付したものをいう。以下9-3-7までにおいて同じ。)に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額(特約に係る保険料の額を除く。)については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。
- (1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険又は第三分野保険に係る保険料の額とに区分されている場合 それぞれの保険料の額について9-3-4、9-3-5又は9-3-5の2の例による。
- (2) (1)以外の場合その保険料の額について9-3-4の例による。

特約に係る保険料

- 9-3-6の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人(これらの者の親族を含む。)を被保険者とする特約を付した養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等(以下9-3-7において「転換後契約」という。)に転換した場合には、その支払った保険料の額については、当該特約の内容に応じ、9-3-4、9-3-5又は9-3-5の2の例による。

保険契約の転換をした場合

- 9-3-7 法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等を他の養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等(以下9-3-7において「転換後契約」という。)に転換した場合には、資産に計上している保険料の額(以下9-3-7において「資産計上額」という。)のうち、転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額(以下9-3-7において「充当額」という。)を超える部分の金額をその転換をした日の属する事業年度の損金の

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における 経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険(スーパ
フェニックス)・⑧傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険(プラチナフェニックス)・
⑩通増定期保険・⑥みらいの
カタチ[定期・新3大疾病保
障(死亡保障100%型)(有
期)・介護保障(有期)・
身体障害保障]の経理処理

1-2. ④長期定期保険
(ジャストタム)
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ[入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)]の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
[入院総合・がん医
療・認知症保障(終
身)]の経理処理

1-5. ⑨みらいのカタチ
[生存給付金付定
期]の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
[終身]の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ[新3
大疾病保障・(死亡保障
100%型)(終身)・介護
保障(終身)]の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
[養老]の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
[年金]の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
[パッケージプラン]
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエイジ)
の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理
(所得税基本通達36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

額に算入することができるものとする。この場合において、資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたものとして、転換後契約の内容に応じて9-3-4から9-3-6の2までの例(ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の欄の(注)を除く。)による。

払済保険へ変更した場合

- 9-3-7の2 法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額(以下9-3-7の2において「資産計上額」という。))との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加入している生命保険の保険料の全額(特約に係る保険料の額を除く。))が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。
- (注) 1 養老保険、終身保険、定期保険、第三分野保険及び年金保険(特約が付加されていないものに限る。)から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。
- 2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9-3-4から9-3-6までの例(ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の欄の(注)を除く。)により処理するものとする。
- 3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。

経過取的取扱い…改正通達の適用時期

この法令解釈通達による改正後の取扱いは令和元年7月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険(9-3-5に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除く。)の保険料及び令和元年10月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険(9-3-5に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に限る。)の保険料について適用し、それぞれの日前の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料については、この法令解釈通達による改正前の取扱い並びにこの法令解釈通達による廃止前の昭和54年6月8日付直審4-18「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」、昭和62年6月16日付直法2-2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」、平成元年12月16日付直審4-52「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」、平成13年8月10日付課審4-100「法人契約の「がん保険(終身保障タイプ)・医療保険(終身保障タイプ)」の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」及び平成24年4月27日付課法2-5ほか1課共同「法人が支払う「がん保険」(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」の取扱いの例による。

ご参考

定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ【Q1】(国税庁)

改正通達の適用時期について

改正後の法基通及び連基通の取扱い(解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除きます。))は、令和元年7月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料について適用されますので、同日前の契約に遡って改正後の取扱いが適用されることはありません。

また、法基通9-3-5の(注)2及び連基通8-3-5の(注)2に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険の保険料については、令和元年10月8日以降の契約に係るものについて、改正後の取扱いが適用されますので、同日前の契約に遡って改正後の取扱いが適用されることはありません。

なお、上記のそれぞれの日前の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料については、引き続き、改正前の法基通若しくは連基通又は廃止前の各個別通達の取扱いの例によることとなります。

保険の種類			適用関係			
定期保険			7/8前契約	7/8以後契約	10/8前契約	10/8以後契約
無解約返戻金・短期払 30万以下			旧9-3-5他 廃止前個別通達	新9-3-5、9-3-5の2他		
			旧9-3-5他			新9-3-5他 新9-3-5の(注)2
第三分野保険			廃止前個別通達	新9-3-5、9-3-5の2他		
無解約返戻金・短期払 30万以下			廃止前個別通達 (廃止前のがん保険通達の(3)例外的取扱い)			新9-3-5他 新9-3-5の(注)2

ご参考

定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ【Q9】(国税庁)

定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱いにおける、年換算保険料相当額が30万円以下か否かの判定方法について

年換算保険料相当額が30万円以下か否かは、保険会社やそれぞれの保険契約への加入時期の違いにかかわらず、一の者(例えば、代表取締役：甲)を被保険者として、その法人が加入している全ての定期保険等に係る年換算保険料相当額の合計額で判定することとなりますが、その判定に際しては、特に次の点に留意する必要があります。

- ① 合計額に含めるのは、保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険で最高解約返戻率が50%超70%以下のものに係る年換算保険料相当額となります。
- なお、役員又は部長課その他特定の使用人(これらの者の親族を含みます。))のみを被保険者としている場合で、その保険料の額が当該役員又は使用人に対する給与となるものは、判定に含める必要はありません。
- ② 事業年度の途中で上記①の定期保険等の追加加入又は解約等をした場合の取扱いは次のとおりです。
- 最初に加入した定期保険等に係る年換算保険料相当額が30万円以下で、当期に追加加入した定期保険等に係る年換算保険料相当額を合計した金額が30万円超となる場合には、最初に加入した定期保険等に係る当期分支払保険料の額のうちその追加加入以後の期間に対応する部分の金額については、法基通9-3-5の2の取扱いによることとなります(経理事務が煩雑となるため、追加加入した日を含む事業年度に係る当期分支払保険料の額の全額について同通達の取扱いによることとしている場合には、それでも差し支えありません。))。
- 反対に、2つの定期保険等に加入している場合で、事業年度の途中に一方の定期保険等を解約等したことにより、年換算保険料相当額の合計額が30万円以下となるときには、他の定期保険等に係る当期分支払保険料の額のうちその解約等以後の期間に対応する部分の金額については、法基通9-3-5の2の取扱いの適用はありません(経理事務が煩雑となるため、解約等した日を含む事業年度に係る当期分支払保険料の額の全額について同通達の取扱いによらないこととしている場合には、それでも差し支えありません。))。この場合、既往の資産計上額の累積額については、保険期間の100分の75相当期間経過後から、保険期間の終了の日までの取崩期間の経過に応じて取り崩すこととなります。
- ③ 改正通達の適用日前に契約した定期保険等に係る年換算保険料相当額は判定に含める必要はありません。

ご参考

定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ【Q11】(国税庁)

「契約内容の変更」に該当する取扱いについて

法基通9-3-5の2は、契約時の最高解約返戻率の区分に応じて資産計上期間、資産計上割合及び取崩期間を設定していますので、解約返戻率の変動を伴う契約内容の変更や保険期間の変更は、原則として、「契約内容の変更」に当たり、例えば、次に掲げるような変更が該当します。

- (1) 払込期間の変更(全期払(年払・月払)を短期払に変更する場合等)
- (2) 特別保険料の変更
- (3) 保険料払込免除特約の付加・解約
- (4) 保険金額の増額、減額又は契約の一部解約に伴う高額割引率の変更により解約返戻率が変動する場合
- (5) 保険期間の延長・短縮
- (6) 契約書に記載した年齢の誤りの訂正等により保険料が変動する場合
- 一方で、例えば、次に掲げるような変更は、原則として「契約内容の変更」には当たりません。
- (7) 払込方法の変更(月払を年払に変更する場合等)
- (8) 払込経路の変更(口座振替扱いを団体扱いに変更する場合等)
- (9) 前納金の追加納付
- (10) 契約者貸付
- (11) 保険金額の減額(部分解約)

なお、保険給付のある特約に追加加入した場合、その特約に係る保険料は、主契約に係る保険料とは区分して取り扱われることとなりますので、特約の付加に伴う高額割引率の変更により主契約の保険料が変動するようなことがない限り、主契約の「契約内容の変更」としては取り扱われません(法基通9-3-6の2)。

また、契約の転換、払済保険への変更、契約の更新も、法基通9-3-5の2(注)5の「契約の変更」としては取り扱われません。

上記のとおり、解約返戻率の変動を伴う契約内容の変更は、原則として、「契約内容の変更」に当たることから、次の【Q12】の処理を行う必要がありますが、「契約内容の変更」により最高解約返戻率が低くなることが見込まれる場合で、経理事務が煩雑となるため、あえて【Q12】の処理を行わないこととしているときには、それでも差し支えありません。

第一章 各保険種類における 経理処理

各保険種類における 経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

- 1-1. ①長期定期保険(スーパーフェニックス)・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)・③通増定期保険・④みらいのカタチ[定期・新3大疾病保障(死亡保障100%型)(有期)・介護保障(有期)・身体障害保障]の経理処理
- 1-2. ④長期定期保険(ジャストタム)の経理処理
- 1-3. ⑥みらいのカタチ[入院総合(有期)・がん医療(有期)・入院継続時収入サポート・認知症保障(有期)]の経理処理
- 1-4. ⑦みらいのカタチ[入院総合・がん医療・認知症保障(終身)]の経理処理
- 1-5. ⑧みらいのカタチ[生存給付金付定期]の経理処理
- 2-1. ⑨みらいのカタチ[終身]の経理処理
- 2-2. ⑩みらいのカタチ[新3大疾病保障・(死亡保障100%型)(終身)・介護保障(終身)]の経理処理
- 2-3. ⑪みらいのカタチ[養老]の経理処理
- 2-4. ⑫みらいのカタチ[年金]の経理処理
- 2-5. ⑬みらいのカタチ[パッケージプラン]の経理処理
- 2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険(グランエイジ)の経理処理

第二章 各種制度を利用した 場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理(所得税基本通達36-37)
2. 契約貸付に関する経理処理
3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理
4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理
5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理
6. 保険金額等を減額した場合の経理処理
7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理
8. 払済保険に変更した場合の経理処理
9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理
10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理
11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章 根拠基本通達・個別通達

ご参考

定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ【Q12】（国税庁）

「契約内容の変更」に伴う具体的な処理について

法基通9-3-5の2は、契約時の契約内容に基づいて適用されますので、その契約後に契約内容の変更があった場合、保険期間のうち当該変更があった時以後の期間においては、変更後の契約内容に基づいて法基通9-3-4から9-3-6の2までの取扱いを適用することとなります(法基通9-3-5の2(注)5)。

なお、保険料や保険金額の異動（これに伴い解約返戻率も変動）を伴う契約内容の変更がある場合には、変更前の責任準備金相当額と変更後の契約内容に応じて必要となる責任準備金相当額との過不足の精算を行うのが一般的であり、これにより、責任準備金相当額は契約当初から変更後の契約内容であったのと同じ額となりますので、税務上の資産計上累積額もこれに合わせた調整を行う必要があります。

具体的には、変更時に精算（追加払い又は払戻し）される責任準備金相当額を損金の額又は益金の額に算入するとともに、契約当初から変更後の契約内容であったとした場合の各期間の解約返戻率を基にその保険期間に係る最高解約返戻率の区分を再判定して契約当初から変更時までの資産計上累積額を計算し、これと既往の資産計上累積額との差額について、変更時の益金の額又は損金の額に算入することとなります。この調整により、税務上の資産計上累積額は契約当初から変更後の契約内容であったのと同じ額となります(この処理は、契約変更時に行うものですので、過去の事業年度に遡って修正申告等をする必要はありません)。

変更後の各事業年度における当期分支払保険料の額については、上記の新たな最高解約返戻率の区分に応じて取り扱い、上記の調整後の資産計上累積額についても、この新たな区分に応じた取崩し期間に従って取り崩すこととなります。

また、最高解約返戻率が85％以下の場合で、最高解約返戻率の区分に変更がないときには、資産計上期間や資産計上割合は変わらないことから、必ずしも上記の処理によることなく、責任準備金相当額の精算のみを行う処理も認められます。例えば、①責任準備金相当額の追加払があった場合に、変更後の保険料に含めて処理することや、②責任準備金相当額の払戻しがあった場合に、既往の資産計上累積額のうち払い戻された責任準備金相当額に応じた金額を取り崩すといった処理も認められます。

ご参考

定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ【Q17】（国税庁）

解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険における、当該事業年度に支払った保険料の額が30万円以下か否かの判定方法について

当該事業年度に支払った保険料の額が30万円以下か否かについては、特に次の点に留意する必要があります。

- ① 一の被保険者（例えば、代表取締役：甲）につき、法基通9-3-5の(注)2に定める「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」に複数加入している場合は、保険会社やそれぞれの保険契約への加入時期の違いにかかわらず、その全ての保険について当該事業年度に支払った保険料の額を合計して判定することとなります。したがって、例えば、年払保険料20万円の無解約返戻金型終身医療保険（払込期間30年）と年払保険料100万円の無解約返戻金型終身がん保険（払込期間5年）に加入して当該事業年度に保険料を支払った場合、いずれの保険料についても、同通達の(注)2の取扱いは認められず、それぞれの保険期間（保険期間の開始から116歳までの期間）の経過に応じて損金算入することとなります。

なお、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含みます。）のみを被保険者としている場合で、その保険料の額が当該役員又は使用人に対する給与となるものは、判定に含める必要はありません。

- ② 事業年度の途中で「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」の追加加入又は解約等をした場合の取扱いは次のとおりです。

最初に加入した定期保険又は第三分野保険の年払保険料の額が30万円以下で、事業年度の途中で追加加入した定期保険又は第三分野保険について当該事業年度に支払った保険料の額との合計額が30万円超となる場合には、当該事業年度に支払ったいずれの保険料についても、同通達の(注)2の取扱いは認められず、それぞれの保険期間の経過に応じて損金の額に算入することとなります。

反対に、2つの定期保険又は第三分野保険に加入している場合で、事業年度の途中に一方の保険を解約等したことにより、当該事業年度に支払った保険料の合計額が30万円以下となるとときには、当該事業年度に支払った保険料の額を当期の損金の額に算入することができます。

- ③ 改正通達の適用日前に契約した「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」に係る支払保険料の額は判定に含める必要はありません。

平成15年2月28日課法2-7「法人税基本通達等の一部改正について」等（抜粋）

「法人契約の生命保険に係る税務取扱い」

契約者配当

- 9-3-8 法人が生命保険契約（適格退職年金契約に係るものを含む。）に基づいて支払を受ける契約者配当の額については、その通知(据置配当については、その積立てをした旨の通知)を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるが、当該生命保険契約が9-3-4の(1)に定める場合に該当する場合(9-3-6の(2)により9-3-4の(1)の例による場合を含む。)には、当該契約者配当の額を資産に計上している保険料の額から控除することができるものとする。(昭55年直法2-15「十三」より改正)

- (注) 1 契約者配当の額をもっていわゆる増加保険に係る保険料の額に充当することになっている場合には、その保険料の額については、9-3-4から9-3-6までに定めるところによる。
2 据置配当又は未収の契約者配当の額に付される利子の額については、その通知のあった日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。

平成2年5月30日直審4-19(例規)

法人が契約する個人年金保険に係る法人税の取扱いについて

1 個人年金保険の内容

この通達に定める取扱いの対象とする個人年金保険は、法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者として加入した生命保険で、当該保険契約に係る年金支払開始日に被保険者が生存しているときに所定の期間中、年金が当該保険契約に係る年金受取人に支払われるものとする。

(注) 法人税法施行令第135条（(適格退職年金契約等の掛金等の損金算入)）の規定の適用のあるもの及び法人税基本通達9-3-4の定め
の適用のあるものは、この通達に定める取扱いの対象とならないことに留意する。

2 個人年金保険に係る保険料の取扱い

法人が個人年金保険に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

(注) 傷害特約等の特約に係る保険料の取扱いについては、法人税基本通達9-3-6の2の定めを準用する。

- (1) 死亡給付金（年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合に支払われる死亡給付金又は死亡保険金をいう。以下同じ。）及び年金（年金支払開始日に被保険者が生存している場合に支払われる年金をいう。以下同じ。）の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、下記の5（(資産計上した保険料等の取崩し)）の定めにより取り崩すまでは資産に計上するものとする。
- (2) 死亡給付金及び年金の受取人が当該被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。
- (3) 死亡給付金の受取人が当該被保険者の遺族で、年金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その90％に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の遺族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

3 年金支払開始日前に支払を受ける契約者配当の取扱い

法人が個人年金保険の保険契約に基づいて年金支払開始日前に支払を受ける契約者配当の額については、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、当該保険契約の年金の受取人が被保険者であり、かつ、当該法人と当該被保険者との契約により、当該法人が契約者配当の支払請求をしないでその全額を年金支払開始日まで積み立てておくこと（当該積み立てた契約者配当の額が、生命保険会社において年金支払開始日に当該保険契約の責任準備金に充当され、年金の額が増加する（これにより増加する年金を「増加年金」という。以下同じ。）こと）が明らかである場合には、当該契約者配当の額を益金の額に算入しないことができる。

(注) 契約者配当の額に付される利子の額については、本文ただし書の定めにより当該契約者配当の額を益金の額に算入しない場合を除き、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。

4 年金支払開始日以後に支払を受ける契約者配当の取扱い

法人が個人年金保険の年金の受取人である場合に当該保険契約に基づいて年金支払開始日以後に支払を受ける契約者配当の額については、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。ただし、年金支払開始日に分配される契約者配当で、生命保険会社から年金として支払われるもの（年金受取人の支払方法の選択によるものを除く。）については、当該契約者配当の額をその通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入しないことができる。

なお、益金の額に算入した契約者配当の額を一時払保険料に充当した場合には、下記の5（(資産計上した保険料等の取崩し)）に定めるところにより取り崩すまでは資産に計上するものとする（以下この通達において、契約者配当を充当した一時払保険料を「買増年金積立保険料」という。）。

(注) 契約者配当の額に付される利子の額については、その通知を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。

第一章
各保険種類における
経理処理

各保険種類における
経理処理のまとめ

当社商品における税務の
取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパー
フェニックス）・②傷害保障重
点期間設定型長期定期
保険（プラチナフェニックス）・
③通増定期保険・④みらいの
カタチ〔定期・新3大疾病保
障（死亡保障100％型）(有
期)・介護保障（有期）・
身体障がい保障〕の経理処理

1-2. ④長期定期保険
（ジャストタム）
の経理処理

1-3. ⑥みらいのカタチ〔入
院総合(有期)・がん医
療(有期)・入院継続時
収入サポート・認知症
保障(有期)〕の経理処理

1-4. ⑦みらいのカタチ
〔入院総合・がん医
療・認知症保障（終
身）〕の経理処理

1-5. ⑧みらいのカタチ
〔生存給付金付定
期〕の経理処理

2-1. ⑨みらいのカタチ
〔終身〕の経理処理

2-2. ⑩みらいのカタチ〔新3
大疾病保障・(死亡保障
100％型)（終身）・介護
保障(終身)〕の経理処理

2-3. ⑪みらいのカタチ
〔養老〕の経理処理

2-4. ⑫みらいのカタチ
〔年金〕の経理処理

2-5. ⑬みらいのカタチ
〔パッケージプラン〕
の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿
生存保険(グランエジ)
の経理処理

第二章
各種制度を利用した
場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理

(所得税基本通達 36-37)

2. 契約貸付に関する
経理処理

3. 保障見直し制度を利用
した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を
利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用
した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額
した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用
した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した
場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用
した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用
した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の
保険料の経理処理

第三章
根拠基本通達・個別通達

5 資産計上した保険料等の取崩し

資産に計上した保険料等の取崩しについては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1)年金支払開始日前に死亡給付金支払の保険事故が生じた場合　当該保険事故が生じた日（死亡給付金の受取人が当該法人である場合には、死亡給付金の支払通知を受けた日）の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて資産に計上した支払保険料の額及び資産に計上した契約者配当等（配当を積み立てたことにより付される利子を含む。以下同じ。）の額の全額を取り崩して損金の額に算入する。

(注)この場合、死亡給付金の受取人が法人であるときには、支払を受ける死亡給付金の額及び契約者配当等の額を法人の益金の額に算入するのであるから留意する。

- (2)年金の受取人が役員又は使用人である保険契約に係る年金支払開始日が到来した場合　当該年金支払開始日の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて資産に計上した契約者配当等の額の全額を取り崩して損金の額に算入する。

- (3)年金の受取人が当該法人である保険契約に基づいて契約年金（年金支払開始日前の支払保険料に係る年金をいう。以下同じ。）及び増加年金の支払を受ける場合（年金の一時支払を受ける場合を除く。）　当該年金の支払通知を受けた日の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて年金支払開始日までに資産に計上した支払保険料の額及び年金支払開始日に責任準備金に充当された契約者配当等の額の合計額（以下この通達において、「年金積立保険料の額」という。）に、当該支払を受ける契約年金の額及び増加年金の額の合計額が年金支払総額（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額をいう。以下同じ。）に占める割合を乗じた金額に相当する額の年金積立保険料の額を取り崩して損金の額に算入する。

イ 当該保険契約が確定年金（あらかじめ定められた期間（以下この通達において、その期間を「保証期間」という。）中は被保険者の生死にかかわらず年金が支払われることとされているものをいう。以下同じ。）である場合　当該保険契約に基づいて当該保証期間中に支払われる契約年金の額及び増加年金の額の合計額

ロ 当該保険契約が保証期間付終身年金（保証期間中は被保険者の生死にかかわらず年金が支払われ、あるいは保証期間中に被保険者が死亡したときには保証期間に対応する年金の支払残額が支払われ、保証期間経過後は年金支払開始日の応当日に被保険者が生存しているときに年金が支払われるものをいう。以下同じ。）である場合　当該保険契約に基づいて当該保証期間と被保険者の余命年数（年金支払開始日における所得税法施行令の別表「余命年数表」に掲げる余命年数をいう。以下同じ。）の期間とのいずれか長い期間中に支払われる契約年金の額及び増加年金の額の合計額。ただし、保証期間中に被保険者が死亡したとき以後にあっては、当該保険契約に基づいて当該保証期間中に支払われる契約年金の額及び増加年金の額の合計額

- ハ 当該保険契約が有期年金（保証期間中において被保険者が生存しているときに年金が支払われ、保証期間中に被保険者が死亡した場合で年金基金残額があるときには死亡一時金が支払われるものをいう。以下同じ。）である場合　被保険者の生存を前提に、当該保険契約に基づき当該保証期間中に支払われる契約年金の額及び増加年金の額の合計額

なお、保証期間付終身年金で、かつ、被保険者の余命年数の期間中の年金支払総額に基づき年金積立保険料の額の取崩額を算定している保険契約に係る被保険者が死亡した場合には、その死亡の日の属する事業年度において、その日が当該保険契約に係る保証期間経過後であるときは、当該保険契約に係る年金積立保険料の額の取崩残額の全額を、また、その日が保証期間中であるときは、当該保険契約に係る年金積立保険料の額に、既に支払を受けた契約年金の額及び増加年金の額の合計額が保証期間中の年金総額に占める割合から同合計額が余命年数の期間中の年金支払総額に占める割合を控除した割合を乗じた額に相当する額の年金積立保険料の額を、それぞれ取り崩して損金の額に算入することができる。

- (4)年金受取人が当該法人である保険契約に基づいて買増年金（年金支払開始日後の契約者配当により買い増した年金をいう。以下同じ。）の支払を受ける場合（年金の一時支払を受ける場合を除く。）　当該買増年金の支払を受ける日の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて支払を受ける1年分の買増年金ごとに次の算式により求められる額に相当する額（当該支払を受ける買増年金が分割払の場合にあっては、当該金額を分割回数によりあん分した額）の買増年金積立保険料の額を取り崩して損金の額に算入する。

なお、当該保険契約が保証期間付終身年金で、保証期間及び被保険者の余命年数の期間のいずれをも経過した後においては、当該保険契約に係る買増年金積立保険料の額の全額を取り崩して損金の額に算入する。

（算式）

$$\begin{array}{lcl} \text{買増年金の受取に伴い取り崩すべき「買増年金積立保険料」の額(年額)} & = & \begin{array}{l} \text{前年分の買増年金の受取の時においてこの算式により算定される取崩額(年額)} \\ \text{新たに一時払保険料に充当した契約者配当の額} \\ \text{新たに一時払保険料に充当した後の年金の支払回数} \end{array} \end{array}$$

(注)1　算式の「新たに一時払保険料に充当した後の年金の支払回数」については、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる年金の支払回数（年1回払の場合の支払回数をいう。）による。

(1)当該保険契約が確定年金である場合及び当該保険契約が保証期間付終身年金であり、かつ、被保険者が既に死亡している場合　当該保険契約に係る保証期間中の年金の支払回数から新たに買増年金の買増しをする時までに経過した年金の支払回数を控除した回数

(2)当該保険契約が保証期間付終身年金であり、かつ、被保険者が生存している場合　当該保険契約に係る保証期間と当該被保険者の余命年数の期間とのいずれか長い期間中の年金の支払回数から新たに買増年金の買増しをする時までに経過した年金の支払回数を控除した回数

- 2　保険契約が保証期間付終身年金に係る買増年金積立保険料の取崩しにつき、被保険者の余命年数の期間の年金支払回数に基づき算定される額を取り崩すべきであるものに係る被保険者が死亡した場合の取崩額の調整については、上記(3)のなお書を準用する。

- (5)年金受取人が当該法人である保険契約に基づいて年金の一時支払を受ける場合　当該保険契約が年金の一時支払のときに消滅するものか否かに応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

イ 当該保険契約が年金の一時支払のときに消滅するもの　年金の一時支払を受ける日の属する事業年度において、当該保険契約に係る年金積立保険料の額の取崩残額及び買増年金積立保険料の額（既に取り崩した額を除く。）の全額を取り崩して損金の額に算入する。

ロ 当該保険契約が年金の一時支払のときには消滅しないもの　年金の一時支払を受ける日の属する事業年度において、当該保険契約に係る年金積立保険料の額及び買増年金積立保険料の額につき保証期間の残余期間を通じて年金の支払を受けることとした場合に取り崩すこととなる額に相当する額を取り崩して損金の額に算入し、その余の残額については、保証期間経過後の年金の支払を受ける日の属する事業年度において、上記(3)及び(4)に基づき算定される額に相当する額の年金積立保険料の額及び買増年金積立保険料の額を取り崩して損金の額に算入する。

なお、年金の一時支払を受けた後に被保険者が死亡した場合には、その死亡の日の属する事業年度において、当該保険契約に係る年金積立保険料の額の取崩残額及び買増年金積立保険料の額（既に取り崩した額を除く。）の全額を取り崩して損金の額に算入する。

- (6)保険契約を解約した場合及び保険契約者の地位を変更した場合　当該事実が生じた日の属する事業年度において、当該保険契約に基づいて資産に計上した支払保険料の額及び資産に計上した契約者配当等の額の全額を取り崩して損金の額に算入する。

(注)保険契約を解約したときには、解約返戻金の額及び契約者配当等の額を法人の益金の額に算入するのであるから留意する。

6 保険契約者の地位を変更した場合の役員又は使用人の課税関係

保険契約者である法人が、年金支払開始日前において、被保険者である役員又は使用人が退職したこと等に伴い個人年金保険の保険契約者及び年金受取人の地位（保険契約の権利）を当該役員又は使用人に変更した場合には、所得税基本通達36-37に準じ、当該契約を解約した場合の解約返戻金の額に相当する額（契約者配当等の額がある場合には、当該金額を加算した額）の退職給与又は賞与の支払があったものとして取り扱う。

所得税法施行令・別表「余命年数表」より抜粋		
年金の支給開始日における年齢	男	女
55歳	23年	27年
60歳	19年	23年
65歳	15年	18年

身体の傷害に基因して支払いを受ける給付金等の取扱いについて

所得税基本通達9－21　疾病により重度障害の状態になったことなどにより、生命保険契約又は損害保険契約に基づき支払を受けるいわゆる高度障害保険金、高度障害給付金、入院費給付金等（一時金として受け取るもののほか、年金として受け取るものを含む。）は、令第30条第1号に掲げる「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」に該当するものとする。（昭55直所3-19、直法6-8、昭57直所3-14、直法6-9、直資3-8改正）

令和3年6月25日　課個3-9 課法11-22 課審5-2「所得税基本通達の制定について」の一部改正について 給与等とされる経済的利益の評価（抜粋）

保険契約等に関する権利の評価

36-37　使用者が役員又は使用人に対して生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約（以下「保険契約等」という。）に関する権利を支給した場合には、その支給時において当該保険契約等を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額。以下「支給時解約返戻金の額」という。）により評価する。ただし、次の保険契約等に関する権利を支給した場合には、それぞれ次のとおり評価する。

(1)支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70％に相当する金額未満である保険契約等に関する権利（法人税基本通達9－3－5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、当該支給時資産計上額により評価する。

(2)復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利（元の契約が法人税基本通達9－3－5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、支給時資産計上額に法人税基本通達9－3－7の2の取扱いにより使用者が損金に算入した金額を加算した金額により評価する。

(注)「支給時資産計上額」とは、使用者が支払った保険料の額のうち当該保険契約等に関する権利の支給時の直前において前払部分の保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金等で処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいう。

附則

（経過的取扱い）

この法令解釈通達による改正後の所得税基本通達は、令和3年7月1日以後に行う保険契約等に関する権利の支給について適用し、同日前に行った保険契約等に関する権利の支給については、なお従前の例による。

第一章

各保険種類における経理処理

各保険種類における経理処理のまとめ

当社商品における税務の取扱いについて

1-1. ①長期定期保険（スーパフェニックス）・②傷害保障重点期間設定型長期定期保険（プラチナフェニックス）・③通増定期保険・④みらいのカチ【定期・新3大疾病保障（死亡保障100％型）（有期）・介護保障（有期）・身体障害保障】の経理処理

1-2. ④長期定期保険（ジャストタム）の経理処理

1-3. ⑥みらいのカチ【入院総合（有期）・がん医療（有期）・入院継続時収入サポート・認知症保障（有期）】の経理処理

1-4. ⑦みらいのカチ【入院総合・がん医療・認知症保障（終身）】の経理処理

1-5. ⑧みらいのカチ【生存給付金付定期】の経理処理

2-1. ⑨みらいのカチ【終身】の経理処理

2-2. ⑩みらいのカチ【新3大疾病保障・死亡保障100％型】（終身）・介護保障（終身）】の経理処理

2-3. ⑪みらいのカチ【養老】の経理処理

2-4. ⑫みらいのカチ【年金】の経理処理

2-5. ⑬みらいのカチ【パッケージプラン】の経理処理

2-6. ⑭低解約払戻金型長寿生存保険（グランエジ）の経理処理

第二章

各種制度を利用した場合の経理処理

1. 名義変更をした場合の経理処理

（所得税基本通達36-37）

2. 契約貸付に関する経理処理

3. 保障見直し制度を利用した場合の経理処理

4. 一部保障見直し制度を利用した場合の経理処理

5. 保障追加制度を利用した場合の経理処理

6. 保険金額等を減額した場合の経理処理

7. 終身変更制度を利用した場合の経理処理

8. 払済保険に変更した場合の経理処理

9. 保険料前納制度を利用した場合の経理処理

10. 保険料頭金制度を利用した場合の経理処理

11. 特別条件付契約の保険料の経理処理

第三章

根拠基本通達・個別通達

